

第二百一十回国会
衆議院
財務金融委員会
議 録 第二 十 号

令和五年六月二日(金曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 塚田 一郎君

理事 井林 辰憲君 理事

理事 中西 健治君 理事

理事 櫻井 周君 理事

理事 住吉 寛紀君 理事

青山 周平君 理事

石原 正敬君 理事

大塚 拓君 理事

勝目 康君 理事

神田 憲次君 理事

岸 信千世君 理事

高村 正大君 理事

津島 淳君 理事

葉梨 康弘君 理事

若林 健太君 理事

野田 佳彦君 理事

福田 昭夫君 理事

道下 大樹君 理事

岬 麻紀君 理事

山崎 正恭君 理事

田村 貴昭君 理事

越智 隆雄君

宗清 皇一君

末松 義規君

稲津 久君

石井 拓君

小田原 潔君

大野敬太郎君

金子 俊平君

神田 潤一君

小泉 龍司君

塩崎 彰久君

中山 展宏君

藤原 崇君

階 猛君

馬場 雄基君

藤岡 隆雄君

藤巻 健太君

伊藤 涉君

前原 誠司君

吉田 豊史君

鈴木 俊一君

藤丸 敏君

井上 貴博君

井出 庸生君

伊佐 進一君

金子 俊平君

西田 昭二君

政府参考人
(内閣官房全世代型社会保
障構築本部事務局審議官)

政府参考人
(人事院事務局給与局次
長)

政府参考人
(公正取引委員会事務局
審査局長)

政府参考人
(金融庁総合政策局長)

政府参考人
(金融庁総合政策局長)

政府参考人
(金融庁総合政策局長)

政府参考人
(金融庁総合政策局長)

政府参考人
(金融庁総合政策局長)

政府参考人
(金融庁総合政策局長)

政府参考人
(総務省大臣官房審議官)

政府参考人
(財務省主税局長)

政府参考人
(財務省理財局長)

政府参考人
(国税庁次長)

政府参考人
(厚生労働省大臣官房審議
官)

政府参考人
(厚生労働省大臣官房審議
官)

政府参考人
(中小企業庁事業環境部長)

政府参考人
(国土交通省大臣官房審議
官)

政府参考人
(防衛省大臣官房審議官)

政府参考人
(日本銀行総裁)

政府参考人
(日本銀行総裁)

政府参考人
(日本銀行総裁)

政府参考人
(日本銀行総裁)

政府参考人
(日本銀行総裁)

政府参考人
(日本銀行総裁)

政府参考人
(日本銀行総裁)

政府参考人
(日本銀行総裁)

政府参考人
(日本銀行総裁)

政府参考人
(日本銀行総裁)

政府参考人
(日本銀行総裁)

政府参考人
(日本銀行総裁)

政府参考人
(日本銀行総裁)

政府参考人
(日本銀行総裁)

政府参考人
(日本銀行総裁)

委員の異動

六月二日

辞任

塩崎 彰久君

米山 隆一君

同日

辞任

勝目 康君

馬場 雄基君

六月一日

金融商品取引法等の一部を改正する法律案(内
閣提出第五六号)

情報通信技術の進展等の環境変化に対応するた
めの社債、株式等の振替に関する法律等の一部
を改正する法律案(内閣提出第五七号)

五月二十九日

所得税法第五十六条の廃止に関する請願(大河
原まさこ君紹介)(第一三三八号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

参考人出頭要求に関する件

金融商品取引法等の一部を改正する法律案(内
閣提出第五六号)

情報通信技術の進展等の環境変化に対応するた
めの社債、株式等の振替に関する法律等の一部
を改正する法律案(内閣提出第五七号)

金融に関する件(破綻金融機関の処理のために
講じた措置の内容等に関する報告)

財政及び金融に関する件

○塚田委員長

これより会議を開きます。

金融に関する件について調査を進めます。

去る令和四年八月三十日及び十二月九日、金融

機能の再生のための緊急措置に関する法律第五条

の規定に基づき、それぞれ国会に提出されました

破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等

に関する報告につきまして、概要の説明を求めま

す。金融担当大臣鈴木俊一君。

○鈴木国務大臣 おはようございます。

令和四年八月三十日及び十二月九日に、金融機

能の再生のための緊急措置に関する法律第五条に

基づき、破綻金融機関の処理のために講じた措置

の内容等に関する報告書を国会に提出いたしました。

報告対象期間は、通算して、令和三年十月一日

以降令和四年九月三十日までとなっております。

御審議に先立ちまして、その概要を御説明申し

上げます。

まず、今回の報告対象期間中に、金融整理管財

人による業務及び財産の管理を命ずる処分は行わ

れておりません。

次に、預金保険機構による資金援助のうち、救

済金融機関等に対する金銭の贈与は、今回の報告

対象期間中に信用組合関西興銀の救済金融機関で

ある整理回収機構に対する一千二百万円の増額が

生じたこと等により、これまでの累計で十九兆三

百十九億円となっております。

また、預金保険機構による破綻金融機関等から

の資産の買取りは、今回の報告対象期間中にはな

く、これまでの累計で六兆五千九百九十二億円と

なっております。

なお、預金保険機構の政府保証付借入れ等の残

高は、令和四年九月三十日現在、各勘定合計で一

兆四千五百億円となっております。

ただいま概要を御説明申し上げましたとおり、

時適切に所要の措置を講じること努めてきたところであります。

金融庁といたしましては、今後とも、各金融機関の健全性にも配慮しつつ、金融システムの安定確保に向けて万全を期してまいる所存でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○塚田委員長 これにて概要の説明は終わりました。

○塚田委員長 次に、財政及び金融に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

両件調査のため、本日、参考人として日本銀行総裁植田和男君の出席を求め、意見を聴取することとし、また、政府参考人として内閣官房全世代型社会保障構築本部事務局審議官朝川知昭君、人事院事務局給与局次長役田平君、公正取引委員会事務局審議官長田辺治君、金融庁総合政策局長栗田照久君、総合政策局審議官堀本善雄君、監督局長伊藤豊君、総務省大臣官房審議官的井宏樹君、財務省主税局長住澤整君、理財局長齋藤通雄君、国税庁次長星屋和彦君、厚生労働省大臣官房審議官鳥井陽一君、大臣官房審議官宮本悦子君、経済産業省大臣官房審議官澤井俊君、中小企業庁事業環境部長小林浩史君、国土交通省大臣官房審議官高栗圭一君、防衛省大臣官房審議官茂木陽君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○塚田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○塚田委員長 質疑の申出がありますので、順次これを許します。岸信千世君。

○岸委員 皆様、おはようございます。自由民主党の岸信千世です。

今日は、質問の機会をいただきましたので、ありが

とうございます。また、この委員会におきまして初めての質疑となります。是非、お手柔らかに、よろしくお願い申し上げます。

早速質問に入りたいと思います。

世界の国際秩序が大きく揺らぐ中で、本年は日本がG7の議長国ということで、先月には新潟のG7財務大臣・中央銀行総裁会議、また広島でG7の首脳サミット、各国と議論を重ねてきました。その中で、金融システムの強靱性の維持、そしてサプライチェーンの強化、途上国の債務の脆弱性に対処していくなど合意がされておりました、本当に高い評価を得ている、そのように思います。

改めて、今回のこうした、日本でG7のサミットが開催できた、この意義と成果、また、本年未まで任期がまだ残っておりますけれども、最後の最後までどんな成果を更に追求していこうとお考えか、政府と、財務省にお考えを伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

○鈴木国務大臣 先月新潟で開催いたしましたG7では、各国の財務大臣それから中央銀行総裁との率直な意見交換を通じてG7の結束をより一層強固なものとする事ができ、また、財務トラックにおける国際保健やサプライチェーンの強化などに関する成果につきましては、広島サミットにおける成果文書にも盛り込まれたところでございます。

そして、今年一年、議長国を務めるわけでありますが、今後につきましても、新潟会合における議論や合意内容を踏まえまして、ロシアによる制裁迂回対策としての情報共有の強化、迅速な途上国の債務再編の実施、クリーンエネルギー関連製品のサプライチェーンに関する互恵的パートナーシップ、RISEの年末までの立ち上げ、パンデミック時に必要な資金の迅速かつ効率的な供給のための新たなサージファイナンスの枠組みの具体化などにつきまして、議論の深化や取組の具体化を進めていく必要があると感じております。

引き続き、G7議長国として、世界経済の抱え

る諸課題の解決に向けた議論、これを主導していければ、主導してまいりたい、そのように考えております。

○岸委員 大臣、ありがとうございます。本当に力強いリーダーシップを期待しております。

また、やはり、昨今の日本を取り巻く安全保障環境は大変緊迫化をしております。北朝鮮のミサイルが繰り返し発射される、またロシアによるウクライナ侵略など、本当に厳しさを増しております。その中で、日本の防衛力強化というものは喫緊の課題でして、何としても対処をしなければいけません。

その中で、財源を確保することは本当に重要なことだと思っております。先般、財源確保法案もこの衆院を通過いたしました。今、参議院でも審議中です。

そうした中で、私も地元、岩国市で自衛隊を抱えておりますけれども、その基地の関係、本当に、老朽化をしていたりとか、全国的にも、施設、そういったところの強靱化も求められているところでございます。

そうした中で、隊員の生活環境、また、そういう改善の面もありますけれども、やはりその施設の強化というものが防衛力の強化につながるという考えをしております。そうした中で、防衛力整備計画の中では、五年間で四十三兆円を計上しております。

この財源の確保というものがいかに重要か、また、この防衛費の増額というものが日本の防衛力を強化する上でいかに重要かということ、防衛省、もしよろしければ、見解をお聞かせください。

○茂木政府参考人 お答えいたします。

委員から多岐にわたる御質問をいただいたと承知をいたします。

まず、防衛力の抜本的強化の必要性でございますけれども、現在、国際社会、戦後最大の試練のときを迎え、既存の秩序は深刻な挑戦を受け、新たな危機の時代に突入していると考えております。

す。

我が国が直面する安全保障上の課題を見ましても、例えば、北朝鮮の核・ミサイル開発は進展しております。中国の広範かつ急速な軍事力の増強、東シナ海における力による一方的な現状変更の試みも継続しております。ロシアによる国際秩序の根幹を揺るがすウクライナ侵略と、我が国周辺での軍事活動の活発化なども一層深刻化しております。また、情報戦を含むハイブリッド戦といった新たな戦い方も出現してきておりますし、情報通信等の分野の急速な技術革新、少子高齢化への対応等も喫緊の課題となっております。

こうした戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に対峙していく中で、政府の最も重要な責務といたしまして、国民の命と平和な暮らし、そして我が国の領土、領海、領空は断固として守り抜かなければなりません。このため、防衛力を抜本的に強化することにした次第でございます。

今般の検討に際しましては、国民の命を守り抜けるのか、極めて現実的なシミュレーションを始めとする様々な検討を行ひまして、防衛力の不足を検証しまして、必要となる防衛力の内容を積み上げさせていただきました。こうして導き出されたものが四十三兆円程度という防衛費の規模でございます。私どもとしては、この規模につきましましては、防衛力の抜本的強化が達成でき、防衛省・自衛隊としての役割をしっかりと果たすことができる水準として不可欠なものだと考えております。

この防衛費の規模を活用いたしまして、今後五年間の最優先の課題といたしまして、スタンドオフ防衛能力、無人アセット防衛能力といった能力の強化に努めてまいりますとともに、委員から御指摘ございましたように、現有装備品の最大限の活用という観点から、装備品の可動率向上、弾薬、燃料の確保、さらに、主要な防衛施設の強靱化に取り組んでまいりたいと考えております。

この施設整備につきましては、次に申し上げますと、まず、防衛省におきまして、御指摘の岩国

基地を含めまして、全国に所在いたします約二万三千棟の建物について状況を確認いたしました。戦前に建てられました建物も散見されますほか、旧耐震基準、すなわち築四十年以上ということになるわけでございますけれども、こういう建物が全体の約四割ということでございます。岩国基地でも約二十棟が築四十年以上、旧耐震基準ということでございます。

このため、防衛力整備計画におきましては、老朽化対策を含めまして、自衛隊施設の強靱化の事業費といたしまして約四兆円見込んでおりまして、五年間で集中して実施していくことにしておりますところでございます。

このように抜本的に強化される防衛力は、将来にわたって維持強化されていかなければならないと考えております。このため、この防衛力を安定的に支えるためには、しっかりとした財源が重要だと考えているところでございます。

今後の取組について、最後に申し上げます。

今般の防衛力整備計画では、防衛予算の相当な増額を見込んでおりますが、各事業を的確に執行してこそ初めて防衛力の抜本的強化が実現されるものでございます。このため、防衛省におきましては、防衛大臣の下に防衛力抜本的強化実現本部を立ち上げまして、この下で、施設整備の事業を含めまして進捗管理を徹底し、予算の効率的、効率的な執行に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○岸委員 ありがとうございます。

国民の皆様の安全な暮らしというものがなければ、皆様の快適な暮らし、また金融的な営みもない、私はそのように思っております。

また、質問は変わりますが、今、国内に目を向けてみますと、日本の人口が減少傾向にある中で、やはり、日本の国力の基礎を維持していく上では、少子高齢化対策、とりわけ少子化対策というものが非常に重要になってくる、そのように思っています。特に、今般、子供政策、少子化対策にお

いては、岸田内閣が力を入れて取り組んでいきます。

今回のことも未来戦略方針案の中では、この財源について、消費増税は行わない、また支援金制度の設立、こども金庫、そして歳出改革を図る、またこども特例公債の発行等によりまして、年三兆円台半ばを確保したいというふうに記載をされておりまして、この財源については、将来世代にツケ回すことなく、安定的な財源を確保することが重要だと考えております。

また、行く行くはこの予算も倍増したい、そのような指針も示されていると思いますけれども、今後、この少子化対策、どのようなものが効果的、またさらに、どのように財源の確保を図っていくのか、政府の見解をお伺いしたいと思

います。

○朝川政府参考人 お答えいたします。

子供、子育て政策の強化の内容、予算、財源につきましては、こども未来戦略会議において具体的に御議論をいただいておりますが、昨日の会議では、これまでの御議論を踏まえまして、こども未来戦略方針の素案をお示したところでござ

います。

二〇三〇年代に入るまでのこれからの六年、七年が少子化傾向を反転できるかどうかのラストチャンスでありまして、少子化対策は待たなし

の瀬戸際にあるという認識でございます。

このため、素案におきましては、今後三年間を集中取組期間として実施します加速化プランをお示しております。具体的には、児童手当の拡充、高等教育費の負担軽減などの経済的支援の強化、こども誰でも通園制度の創設などの、全ての子供、子育て世帯を対象とする支援の拡充、男性の育児休業の取得促進や、育児期の柔軟な働き方の推進など、共働き、共育での推進、子供、子育てに優しい社会づくりのための意識改革について、できる限り前倒しして実施することとしております。

また、加速化プランを支える安定的な財源につ

きまして、素案では、二〇二八年度までに徹底した歳出改革等を行い、それらによって得られる公費の節減等の効果及び社会保険負担軽減の効果を活用しながら、実質的に追加負担を生じさせないことを目指していくということ、経済的基盤及び財源基盤を確固たるものとするよう構造的賃上げと官民連携による投資活性化に向けた取組を先行させること、これらを前提として、企業を含め、社会経済の参加者全員が連帯し、公平な立場で広く負担していく新たな枠組み、仮称として支援金制度としてございますが、この制度を構築することとして、その詳細につきまして年末に結論を出すということ、また、加速化プランの実施が完了する二〇二八年度までに安定的財源を確保することなどを示しております。

今後、こども未来戦略方針の取りまとめに向けまして、引き続き取り組んでまいります。

○岸委員 ありがとうございます。

この子供政策というものが、少子化政策というものが日本の成長力の鍵だと私は思っております。

また、幅広い世代に向けての政策というものも大切だと考えておりまして、少子化だけではなくて、高齢者や、今の働き手の皆さん、現役世代の皆さんにおいてもいろいろな政策が必要だと思っております。

次の質問では、岸田内閣では今、資産所得倍増プランを策定中で、また、貯蓄から投資にを実現するために取り組んでおられると思います。現役引退後の皆さんの生活が長期化している中で、現役期間中の資産形成も重要であると同時に、また、高齢になりまして現役を引退された方の資産運用というものも非常に重要になってくると思

います。

令和五年度の税制改正においてNISAの抜本的拡充というものをしておりますけれども、老後に向けた資産形成の強化というものについて、すくなく注目が集まっております。

日本の家計金融資産については、六十代以上の保有比率が六割超、また、そのうち高齢者世帯の現預金の割合が三割を占める。これは少なくない割合なんだと思いますけれども、こうしたものが市場の投資に回るとまた非常に金融の巡りがよくなると思いますけれども、こうした高齢者等による適切な投資、資産運用、これをどのように促していくのか。また一方で、投資においては、金融リテラシー、こうしたものの向上も求められると思いますけれども、これをどのように図っていくのか。財務省にお伺いしたいと思います。

○堀本政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、高齢者における現役引退後の期間についての運用というのは非常に重要であるというふうに考えております。

今般のNISAの制度の改正におきましては、高齢者の方を含めて幅広い層にとって使い勝手のよい柔軟な制度にするということでございます。例えば、今般のNISA改正におきまして、つみたてNISAと併用を可能としました成長投資枠が設けられております。さらに、年間投資枠あるいは非課税保有限度額、こういったものも大幅に拡充されておまして、こうした結果、既に積み上げた預貯金などによるまとまった資金での投資、これも可能になるような形になっております。

また、委員御指摘のとおり、個々人が自らのニーズやライフプランに合った適切な金融資産、サービスを選択する、これは御高齢者においても重要なことでございます。このために、金融リテラシーを高めること、これが重要であるというふうに考えております。

金融庁では、より一層効果的な経済教育の推進というために、今国会に提出させていただきました法案において、金融経済教育推進機構を設立しております。法案を成立させていただければ、この機構を中心に、資産運用に関する知識も含めて、御高齢者も含めて、国民の金融リテラシーの向上のために必要な教育を戦略的に進めてまいりたいというふうに考えております。

○岸委員 質疑の時間が来てしまいました。本当にありがとうございます。

○塚田委員長 次に、伊藤渉君。

○伊藤(渉)委員 公明党の伊藤渉です。時間が短いので、早速質問に入らせていただきます。

まず初めは、経済、財政、いずれにしても目下極めて重要なのが賃上げでございます。この賃上げについて、少し報道の情報が古いですが、五、五月十日に読売新聞には、実質賃金が十二月マイナス、三月は二・九％減、物価の上昇に追いつかずという見出しの記事が載りました。

二〇二三年の春闘では、基本給を底上げするベースアップやボーナスに関する労働組合からの要求に満額回答する企業が相次いでおります。今後、春闘での積極的な賃上げの結果が反映されていけば、実質賃金の改善ももちろん期待をされます。エコノミストなどは、今年の後半には賃上げ効果が表れるのに加えて、物価の伸びは落ち着き、実質賃金がプラスになる可能性があるとの指摘もございます。

その上で、現場で耳にする声は、年初から言われていたことですけれども、コロナの状況が改善をする中で、圧倒的な人手不足にあらゆる業態が遭遇しております。よって、賃金の上昇圧力は高まっていると考えていいと思います。もちろん、企業の経営判断で可能な範囲の賃上げになることは言うまでもございません。

その意味で、繰り返し、私、各委員会で申し上げておりますが、取引価格の適正化、これが極めて重要になってまいります。現場では、小規模事業者の方にお話を聞くと、転嫁を要請すると、もちろん拒否はされないけれども、様々な理由の説明を要求される。これは小規模事業者にとつては、実質的に価格転嫁に応じてもらえない、そういう印象を持つというお話を聞きます。一方で、価格を下げるときは書面による通知だけが来て、それで済まされてしまう。中には、残念ながら、リーマン・ショック以降、取引価格は上がって

ないという声もいまだに耳にいたします。

政府は、下請Ｇメンの強化など、取引価格の適正化に向けてこれまでも粘り強く取組を進めていただいていることは承知しております。その上で、もう一重強化がやはり必要ではないかと考えております。このことは今年の予算委員会でも聞かせていただきました。

具体的には、例えば、各種団体にも協力をいただいて、業界ごとに主な取引の適正な価格について検討をして、目安あるいは適正価格の考え方等を示すなど、取引価格の適正化に向けて更に力強く取組を進めていただきたいと思いますが、経済産業省、いかがでしょうか。

○小林政府参考人 お答え申し上げます。

取引適正化についての御質問でございました。まず、二月の予算委員会で西村大臣からも御答弁されておりますが、適正価格の目安や算定方式自体の設定は、価格の相場形成が期待できる一方、各企業の製品の品質等に応じた価格設定や交渉が難しくなる懸念も存在いたします。

公正取引委員会による独占禁止法に関する指針でも、業界団体による適正価格の目安等の設定は、具体的な数値等を用いて価格に関する算定方式等を設定する、そういうことであれば独占禁止法に抵触し得るともされておりますので、慎重な検討が必要と考えてございます。

他方で、この取引適正化、価格転嫁、非常に重要な課題だと考えてございまして、経済産業省としては、下請振興法の振興基準において、取引対価は、合理的な算定方式に基づき、下請事業者の適正な利益を含み、十分に協議して決定するもの、こういった適正価格の考え方を明示しておりまして、各業界別のガイドラインや自主行動計画に反映させた上で、調達現場での実践を要請しているところでございます。

今年四月にも、磯崎官房副長官の官邸のワーキンググループにおきまして、今年一月から三百名体制に増強いたしました下請Ｇメンにより把握をいたしました各業界の取引実態や課題を踏まえ

て、事業所管官庁に対して、各業界の自主行動計画の改定や徹底について指示をいただいたところでございます。

また、取引適正化に係る取組にしましては、これまでもやってきておりますが、毎年九月、三月に価格交渉促進月間というのをやってございまして、三月のこの月間の結果を踏まえた発注事業者側の価格交渉、価格転嫁の状況のリストの公表、そして、評価の芳しくない親事業者の経営陣に対する指導助言、こうした実施を引き続きしっかり行っていきたいと思っております。

また、あわせて、サプライチェーン全体の共存共栄を目指すパートナーシップ宣言、こういったものについても、数は伸びてきて、宣言数は増えてきておりまして、現在、足下、二万五千社まで拡大しております。今後、更なる拡大の呼びかけと実効性の向上に取り組んでまいります。

いずれにしても、公正取引委員会や事業所管官庁と連携しながら、きめ細かくアプローチをして、価格転嫁の取組をしつかりと進めてまいりたいと存じます。

○伊藤(渉)委員 ありがとうございます。

既に、賃金という目で見ると、アジア周辺で日本の賃金は若干見劣りするようになり、海外から人材も我が国に来づらくなってきたという話も聞きますので、今答弁いただいた内容を粘り強く進めていただきますことをお願いを申し上げたいと思います。

同じく賃上げについて、税制について質問をいたします。

令和四年の税制改正後、大企業向けの賃上げ税制の適用要件が、新規雇用者の給与等支給額から、令和二年度までと同様に、継続雇用者の給与等支給額に変更されることになっているため、ベースアップや賞与の上乗せのみならず、定期昇給率分も合わせて三％の賃上げを達成すれば適用要件が満たされることとなっております。このため、定期昇給率が二％台後半の水準にある業種では、この税制改正に伴う賃上げ税制の制度変更にな

に伴い、賃上げの実施が検討されやすい状況になっていると承知をしております。

ちなみに、大企業は、雇用者全体の給与等支給額の増加額の最大三〇％を税額控除、中小企業は最大四〇％を税額控除。税においても賃上げを粘り強く後押しをしているわけですが、賃上げ税制に対する評価、効果の検証をしながら、粘り強く税制においても賃上げを促進していくことは極めて重要であるということは論をまちません。

より効果的な賃上げ税制の構築に向けて検討を重ねていただきたいと思います。財務省の答弁をお願いします。

○住澤政府参考人 お答え申し上げます。

賃上げは、税制のみならず、企業収益や雇用情勢等に影響を受けるものであり、税制の効果だけを取り出して賃上げ税制の賃上げ判断への影響を定量的に測ることは困難でございますが、過去に行われました調査等によりまして、賃上げ促進税制が賃金の引上げを後押ししたと回答した企業が六割以上に上ったことなどを踏まえ、企業の賃上げに対して一定の効果を有しているのではないかと考えております。

本年の春闘におきましても、五月八日時点の連合の集計によりまして、定期昇給相当込みの賃上げ率が全体で三・六七％と、高い引上げ率になっていると承知をいたしております。

いずれにいたしましても、令和四年度税制改正で拡充をいたしました賃上げ促進税制が適用された申告書は、通常、本年の五月以降に順次提出されることとなりますので、その状況も注視しつつ、賃上げ税制の在り方については検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○伊藤(渉)委員 ありがとうございます。

やはり税というのは、その制度ももちろん重要です。賃上げ税制というものの、そのもののメッセージ、国を挙げて賃上げを促進しているというメッセージという意味でも極めて重要ですので、不断の検討を是非お願いをしておきたいと思いま

す。

同じく賃金に絡む質問で、次は厚生労働省に同一労働同一賃金について伺いたいと思います。

いわゆる非正規雇用は、勤務時間や雇用期間などを限った雇用形態の総称に当たりますけれども、流通や外食のパート、アルバイト、オフィスの派遣社員、自動車工場の期間従業員などが含まれ、総務省の労働力調査によりますと、二〇二二年の国内の非正規雇用労働者は二百一十万人、前年比で一％増、役員を除く雇用者のうち約三七％を占めるに至っております。企業にとっては正社員に比べて雇用調整が比較的容易な利点がある一方で、労働者にとっても短時間勤務など柔軟な働き方を実現しやすいというニーズはあります。

一方、課題は給与水準です。

厚生労働省によりますと、非正規の給与の平均は年々改善状況にはありますけれども、正社員の約六八％にとどまる。インフレで食料品の価格や電気代などが上昇しており、収入が少ない分、生活への影響が大きいわけでございます。

流通などの労働組合が加盟するＵＡゼンセンは、二〇二三年の春、春季労使交渉で、パート時給の五％引上げを要求することを決めました。正規と非正規の待遇格差を解消する同一労働同一賃金は、道半ばでございます。

パートタイム・有期雇用労働法が二〇二一年に全面施行されましたが、厚生労働省によると、同法の施行後、同一労働同一賃金の企業の取組は着実に進んでいるものの、いまだ七％の企業は取組組んでおらず、また、企業規模が小さいほど取組が進んでいないとの調査結果も出ているところでございます。

このような状況の改善に向けて、今後の同一労働同一賃金の遵守に向けた取組はいかがでしょうか。厚生労働省、お願いします。

○宮本政府参考人 お答え申し上げます。

厚生労働省におきましては、昨年十二月より、労働基準監督署と労働局によりまず同一労働同一賃金の遵守の徹底に向けた取組を開始しますとともに、賃上げの流れを非正規雇用労働者へ波及させるため、三月十五日から五月末までを同一労働同一賃金取組強化期間と定めまして、企業への働きかけや指導等に集中的に取り組んできたところでございます。

また、特に、中小企業におけます取組の徹底が課題と考えておりまして、四十七都道府県に設置されております働き方改革推進支援センターにおきまして、周知やきめ細かな相談支援等を行っているところでございます。

これらの対策にしっかりと取り組むことによりまして、同一労働同一賃金の遵守を徹底してまいりたい、このように考えてございます。

○伊藤(涉)委員 ありがとうございます。

これも、一朝一夕に進んでいくものではないことは十分承知しておりますので、粘り強く取組を進めていただきたいと思います。

これまで三問、賃上げについて質問させていただきましたが、もう一つ、我が国が越えていかなければならない、また進めていかなければならない方向性、これは健康長寿だと考えています。健康で長生きをできる社会、また、年を重ねることが楽しい、こういう世の中をつくらせていくことが経済、財政にも資するということ意味で、現場からのかなり細かいことですけれども、一問質問させていただきます。それは、带状疱疹ワクチンの定期接種化でございませう。

八十歳までに三人に一人が罹患すると言われております带状疱疹。実際に罹患をされた方にお話を伺ってきました。顔に疱疹が出ると外に出ることもおつくうになる、入院された方もいる、二割くらいの方が神経痛を発症するとも聞く、こうしたことが影響してＱＯＬが低下し、メンタルに支障を来す方もいるなどなど、様々な声が届いております。ワクチン接種の助成制度を始めている自治体が増加しております。

第十九回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会では、予防接種基本方針部会ワクチン評価に

関する小委員会、二〇二二年八月四日、定期接種化を検討中のワクチンの検討については、带状疱疹ワクチンによる疾病負担は一定程度明らかにしたものの、引き続き、期待される効果や導入年齢に関しては検討が必要とされております。

平成二十六年、二〇一四年から水ぼうそうが定期接種化をされて、大人の自然感染が減少した結果、带状疱疹に罹患する人が増えているという声も聞いております。

財政にも資するという意味で、健康長寿社会を実現していく中の一環として、この带状疱疹ワクチンの定期接種化に向けた検討状況を厚生労働省にお伺いします。

○鳥井政府参考人 お答えいたします。

带状疱疹ワクチンを定期接種に位置づけることにつきましては、御紹介いただいたとおり、これまでも審議会において御議論いただいておりますので、科学的、医学的知見等についての整理を進めております。

現状でございしますが、このワクチンにつきましては、発症予防効果等の持続期間に関する最新の科学的知見やこれを踏まえた費用対効果等について更に評価を行い、これを踏まえた上で、どの年齢層にどのような方法で接種すべきか等、様々な検討課題があるものと認識しております。

こうした審議会での議論の結果に基づきまして、必要な対応を行ってまいりたいと考えております。

○伊藤(涉)委員 時間が来ましたので終わります。国税庁への質問を残してしまいました。準備をいただいた皆様におわびを申し上げます。終わります。ありがとうございます。

○塚田委員長 次に、階猛君。

○階委員 立憲民主党の階猛です。

財務大臣に伺います。

最初の質問に入る前に一つ確認したいんですが、間もなく新たな骨太方針が確定すると思うんですが、従来から掲げている二〇二五年度のプライマリーバランスの黒字化目標、これは維持する

のかどうか、この点、お答えいただけますか。

○鈴木国務大臣 骨太の方針につきましては、これから、今検討のさなかでございまして、最終的にどういような表記になるか分かりませんが、一月の時点で内閣府から出された試算によりまして、高い成長率を実現をできて、そして、今後とも歳出改革を徹底的に行うということを通じて、二〇二五年のＰＢの黒字化は、これは達成できないということにはならないということが示されました。

それを受けて、一月の段階で、政府として、ＰＢの二〇二五年黒字化の方針、これを変えないということとその時点で確認しているところであります。

骨太の方針にどう表現するかは、ちよつとよく、まだこれからだと思います。

○階委員 では、変えないという前提で伺いますけれども、プライマリーバランスが黒字化になるということは、防衛費や少子化対策の予算や社会保障や公共事業などなど、様々な行政サービスを提供するためのいわゆる政策経費を税収等で賄える状態を指すわけですね。

ところで、先般議論になりました防衛財源確保法案の前提となる防衛力整備計画では、五年間で四十三兆円の防衛力整備のための財源のうち、一部は建設国債発行で賄うということになっております。

二〇二五年度以降についてはプライマリーバランスが黒字化するというのであれば、政策経費である防衛費を国債発行で賄う必要はなくなるのではないかと思うわけですが、この点、いかがでしょうか。

○鈴木国務大臣 御指摘のとおり、令和五年度予算では、防衛省・自衛隊の施設整備、それから艦船建造に係る経費について、これを建設公債の発行対象経費として整理することにしたわけでありまして、そして、プライマリーバランスが黒字化するという目標が達成された場合、これは当該年度の歳入をもって政策経費を賄う、こういうこと

でございますが、これが、黒字化という目標が達成された場合でありまして、国債費を含む国の一般会計全体では、税収等だけでは歳出全てを賄えない状況がしばらく続くことが想定をされま

かどうかということとは大きな違いがあると思うんですね。できるとしたとしても、先ほど言ったような歴史的な経緯を踏まえて、私は元の方針に戻すべきだというふうに通じております。まずそのことを申し上げます。

○階委員 もちろん、プライマリーバランスを黒字化したとしても、利払い費の分だけ借金は増えるということとは分かっていますよ。ただ、問題は、利払い費のために借金をするか、防衛費のために借金をするか、これは同じ借金だから変わらないだろうということではないと私は思っています。なぜならば、これは先般も議論になりましたけれども、政府は、今回方針変更するまでは、戦時国債の発行によって軍事費が大きく膨らんで戦後のハイパーインフレを招いた、この教訓を踏まえて、防衛予算を賄うためには国債発行しないということとずっと続けてきたはずだと思っ

来年度以降、更に政策経費を賄うための国の借金は増えて、プライマリーバランス黒字化への道筋はますます険しくなるといふふうに思っています。そういう中で、私は、財政をコントロールする手段として、今年一月の予算委員会、防衛費だけでなく、少子化対策や金利上昇に伴う国債費の増加などを考慮して、中期財政フレームを作ったかどうかということを通理に求めたわけです。総理は、国民の皆さんに説明するための資料を作っていたというふうな答弁でした。

○鈴木国務大臣 そもそも、今回、この防衛力強化で、自衛隊の隊舎でありますとか、あるいは自衛隊の艦船でありますとか、それを建設国債の対象にしたということは、これは、従来、海上保安庁の艦船等につきまして建設国債の対象経費になつていて、今回のこの計画の中で、自衛隊と海上保安庁が補完するものとして連携をするということでございます。きちっと位置づけられまして、その中で、そうした防衛力を強化するという、そういう中で整合を取るためにそもそもこの対象経費にしたということでもあります。したがって、そういう整理をして、これからその整理の下で防衛力の整備を進めていきたいと考えております。

○階委員 建設国債を防衛費に充てることができるかということ、できるとしても実際に充てることができるかということ、

○鈴木国務大臣 一月三十日の予算委員会で階先生から総理に質問がございまして、中期的な財政フレーム、これをきちっと作るべきであるという、そういうお話、御指摘であつたと思ひます。市場や国際社会におけます中長期的な財政の持続可能性への信頼を維持しつつ、国民に対する説明責任を果たすために、中長期的な経済財政の見通しを示すこと、これはもう御指摘のとおり重要なものと考えているところでございます。

○階委員 後段でおっしゃったことは少し前進したかなと思ひますけれども、そもそも、少子化対策の財源を六月ぐらいには示すという話だつたと

○鈴木国務大臣 スケジュールも含めて、中身もそうなんですけれども、内閣府において検討されることである、そのように承知をしているところでございます。

○階委員 後段でおっしゃったことは少し前進したかなと思ひますけれども、そもそも、少子化対策の財源を六月ぐらいには示すという話だつたと

○鈴木国務大臣 スケジュールも含めて、中身もそうなんですけれども、内閣府において検討されることである、そのように承知をしているところでございます。

○階委員 後段でおっしゃったことは少し前進したかなと思ひますけれども、そもそも、少子化対策の財源を六月ぐらいには示すという話だつたと

○鈴木国務大臣 スケジュールも含めて、中身もそうなんですけれども、内閣府において検討されることである、そのように承知をしているところでございます。

○階委員 後段でおっしゃったことは少し前進したかなと思ひますけれども、そもそも、少子化対策の財源を六月ぐらいには示すという話だつたと

○鈴木国務大臣 スケジュールも含めて、中身もそうなんですけれども、内閣府において検討されることである、そのように承知をしているところでございます。

○階委員 後段でおっしゃったことは少し前進したかなと思ひますけれども、そもそも、少子化対策の財源を六月ぐらいには示すという話だつたと

具体的にどうなっているかということをお申し上げますと、もう御存じのとおりでありますけれども、経済財政諮問会議において防衛力強化や直近の金利動向も踏まえた中長期的な経済財政の見通しが示されており、これを踏まえて、金利上昇の影響など経済財政運営について議論が行われているところであります。

○階委員 中長期財政見直し、内閣府が出しているもの、これを出すことで私の質問に対する答えになつていくという趣旨だと思ひますけれども、あれはあくまで見直しを示すものであつて、財政をコントロールするものではないんですね。かつ、今現在、あの見直しには、少子化対策の予算が財政に与える影響というのは全く反映されていないわけですよ。これはいつ、新たな少子化対策の予算を反映した中長期的な財政見直しは出されるんですか。お答えいただけますか。

○鈴木国務大臣 スケジュールも含めて、中身もそうなんですけれども、内閣府において検討されることである、そのように承知をしているところでございます。

○階委員 後段でおっしゃったことは少し前進したかなと思ひますけれども、そもそも、少子化対策の財源を六月ぐらいには示すという話だつたと

○鈴木国務大臣 スケジュールも含めて、中身もそうなんですけれども、内閣府において検討されることである、そのように承知をしているところでございます。

今日は、二十九日に発表されました日銀の決算について少し伺いたいんですが、今日お配りしている資料、一ページ目を見ていただきたいんですが、今回の決算で損益がどうなったのかということなんです。これは、びつくりしたんですが、当期剰余金、一番下の欄ですが、昨年より八千億円近く増えています。

その要因ということで、上の方に、右側の欄外に、前年比増減要因というのをいろいろ書いていらっしゃるんですが、要は、E T F の配当収入と大量に抱え込んだ国債の利息収入、これが当期剰余金の上乗せ要因になっているわけです。この剰余金の中から政府に国庫納付金が支払われるわけです。

二ページ目を御覧になってください。

これもびつくりしたんですけれども、何と、二〇二二年度の場合は、予算段階では九千三百億程度だったものが、決算では二兆円ほどになっています。つまり、一兆円も予算を上回っているわけです。私は、ちょっとびつくりしたんですが、このことは事実として指摘させていただいた上で、日銀総裁には次のことをお尋ねします。

まず、何でもこんなに納付金が出るのかということなんですが、もう一回一ページ目に戻っていただいて、特別損益というところ、真ん中やや下ぐらいにあると思うんですが、特別損益が八千九百九十億円マイナスということなんですが、その内訳は二つの損失引当金、すなわち、長期国債の利息と負債の逆ざやが生じた場合に備えた損失引当金と、外国為替関係の損失が生じた場合に備えた引当金、こうしたものを積んでいることで八千九百九十億円マイナスなんですけれども、この金額自体は、これだけ利益が膨らんだにもかかわらず、全然増やしていないわけですね。国債については、御案内のとおり、イールドカーブコントロールで無理やり長期金利を抑え込んだために、国債を、保有額、大量に増やしています。

その結果、今度は三ページ目を見ていただきたいんですが、日銀の保有国債残高に占める損失引当金の割合は、前年の二・二％から一・一％に下

がっているわけですね。そうすると、今後金融政策が正常化された場合に、しばらくは国債の運用利回りを当座預金での調達利回り、これが上回ってしまう、いわゆる逆ざや状態になって、この損失引当金では賄い切れないのではないかという懸念があります。

一方、外為の損失引当金の比率は、この三ページ目の下の方にあるとおり、二五％と、前年より向上していますけれども、これも、昨年は、一時期、三〇％も為替相場が変動したことがあったわけですよ。本当にこの引当金で万全なのかどうかということも分からないわけです。

そういう中で、収益が増えた分は、先ほど指摘したとおり、ほとんど国庫納付金の増額に充てていますけれども、損失引当金の積み増しに充てなくて大丈夫なんでしょうか。日銀総裁に伺います。

○植田参考人 日本銀行はこれまで、財務の健全性を確保する観点から、委員おっしゃいました債券取引損失引当金の積立てを含めまして、自己資本の充実に努めてきてまいります。

特に、この債券取引損失引当金でございますが、現在行っております量的・質的緩和に伴う収益の振幅を平準化し、財務の健全性を確保する観点から大きな効果を持つというふうに考えてございまして、現在の対応で、将来いろいろな不確実性があるわけですが、事前の対応として十分なものとして認識してございます。

ただし、今後とも、この積立ての状況につきまして、日本銀行の財務の状況、収益の状況等を総合的に勘案しつつ、毎年度の決算において適切に対応してまいりたいと考えてございます。

○階委員 今の引当金の水準で十分だということで、国庫納付金は、先ほど指摘したとおり、一兆も膨らんでいるわけですが、これは取りも直さず、国の決算剰余金の増加要因となるわけですね。

この決算剰余金の増加要因となったものが防衛財源に充てられるのかどうか、このことについて

財務大臣にお尋ねします。

○鈴木国務大臣 日本銀行の国庫納付金でありますが、日銀法に基づき、当期剰余金から法定準備金の積立額等を控除した残額を国庫に納付することとされているものでありますけれども、予算上の見込額に対して実際に国庫納付された金額が上振れた場合には、税外収入の増加の要因になるわけであります。

その上で、税外収入の増加と決算剰余金との関係について申し上げますと、日銀の国庫納付金を含めた税外収入の上振れが見込まれる場合には、歳出不用が見込まれる場合と同じに、特例公債法の規定に基づき、税収等の動向も見極めながら、特例公債の発行額の抑制に努めることとしていることから、日銀の国庫納付金の上振れの金額が直ちに決算剰余金の金額に対応するわけではありません。

したがって、日銀の国庫納付金の上振れがそのまま決算剰余金となり、防衛財源となることではありませんが、特例公債の発行抑制を行った上で、それでも結果として決算剰余金が生じた場合には、その半分为防衛財源に充てることとしております。

○階委員 今の御答弁は、防衛財源確保法のときに、予備費の使い残しが決算剰余金になって防衛財源に回るんじゃないかという我々の指摘に対して答えられたことと同じようなことをお答えしたと思うんですね。

ただ、私は、予備費というのは政府がお手盛りでコントロールできるものですが、日銀の国庫納付金というのは、日銀の金融政策の結果生じるものなので、政府のお手盛りではないと一応言えるかと思うんですが、ちょっとそこも、本当にそうなのかというのは疑義があるかもしれません。

そしてなおかつ、さっき日銀総裁がお答えになったとおり、この引当金の水準で十分だということは、国庫納付金は有効活用できるということだと思います。だとすれば、先ほど述べた少子化

対策予算の財源を国債に依存するのではなくて、こうした日銀納付金を使ってもいいのではないかと、いうふうにも思うわけです。

日銀納付金がなぜこれほど増えているのかということ、背景を考えてみますと、これは異次元の金融政策を続けるからでありまして、その影響で、今度は、家計が保有する預貯金の方は一千兆円あるわけですが、ほとんど利息がつかない状況が続いているわけですね。こうした家計の負担を緩和する、還元するという意味でも、日銀納付金を少子化対策予算に充てるとするのは筋が通ると思うんですが、この点、いかがでしょうか。

○鈴木国務大臣 先ほど申し上げましたとおり、結果として生じた剰余金、日銀の納付金に係る剰余金につきましては、その半分为防衛財源に使わせていただくという、そのフレームの中での活用を現在考えているところでございます。現在の考えはそういうことであります。

○階委員 またこの点については、次回議論させていただきたいと思えます。

ありがとうございます。

ありがとうございます。

○塚田委員長 次に、藤岡隆雄君。

○藤岡委員 立憲民主党・無所属の藤岡隆雄でございます。

まず、本日も、地元栃木県第四区の皆さんに感謝を申し上げ、そして、質問の機会を与えてくださった先輩、関係各位に感謝を申し上げます。質疑に入らせていただきたいと思えます。

まず、早速質問に入ります。

昨日明らかにしたことも未来戦略方針の素案の財源の詳細についてお伺いしたいと思います。

まず、鈴木財務大臣にお伺いしたいと思います。

答弁でも、予算、財源について、具体的な検討を深めて大枠を提示するというようなことをおっしゃっていたと思いますが、なぜ今回、防衛財源のような財源フレームのような形で示されなかったんでしょうか。

○鈴木国務大臣 まず、昨日ことも未来戦略会議で議論されました、ことも未来戦略方針の素案におきまして、今後三年間の集中取組期間において実施すべき加速化プランの内容とともに、財源の基本骨格が示されたところでございます。

この財源の基本骨格につきまして申し上げますと、まずは歳出改革など。これは全世代型社会保障を構築する観点からの歳出改革の徹底、既定予算の最大限の活用などでありますが、これを先行させ、それによる公費の節減等の効果及び社会保障負担軽減の効果を活用しながら、実質的に負担増を生じさせないことを目指す。②として、経済活性化、経済成長への取組を先行させ、経済社会の基盤強化を行う。③として、これらの取組の中で、新たな枠組み、例えば支援金制度(仮称)でありますけれども、これを構築するという基本骨格で安定財源を確保するということを述べておりまして、基本的に、年末にならないと、予算編成過程でないと決まらないものもありますけれども、財源の基本骨格につきましては、先ほど申し上げましたように、昨日の素案でお示しをしておりますのであります。

○藤岡委員 今御答弁をお聞きしておりますけれども、基本的な骨格というふうにおっしゃるんですが、例えば、防衛財源のときにおいては、歳出改革で今後三兆円、そして令和九年度においては一兆円強とか、あるいは税外収入など、ある意味、破綻した財源フレームといえども、財源のフレームを示そうとされていたとは思いますが。今回、まだそこまでも示されない。

歳出改革について今おっしゃいましたけれども、じゃ、具体的に何兆円それで捻出をしようとするのかとか、具体的な検討を深めてこの六月を迎えたと思うんですけども、これは改めて、これでは私は、財源の詳細が示されているとは到底言えないと思うんですね。

大臣、六月のせめて骨太の方針の発表までには、財源のフレームの詳細、示すべきではないでしょうか。

○鈴木国務大臣 まず、昨日の素案でありますけれども、今ようやく、与党におけます議論が始まるところでございます。それで、与党におけます議論を十分踏まえて、そしてそれを最終的にまとめるということであるということ、これはひとつ御理解をいただきたい、そういうふう思うところでございます。

そして、六月の骨太までにきちっと示すということですが、これにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、年末の予算編成過程でないと決められないものがあります。それは先ほども例示しましたが、ほかにもあるんだと思いますが、例えば、診療報酬、介護報酬もそうでありまして、それから、いわゆる支援金(仮称)というものも、その規模等についても検討を予算の中でしていかなければならない。そういうことで、全てを六月の段階で示せるかというと、そういう形にはなかなかならない。したがって、昨日お示したような財源確保の基本的な方針を出させていただいたということでありまして、

なお、具体的に細かくどういうふう整理するかというのは、これは内閣府において行われるということでありまして。

○藤岡委員 本日に、昨日発表されたものでして、私も本日に、少子化対策はもちろん待ったなしというところは当然共有をいたします。だけれども、昨日の財源の骨格は、これはすかさずしか本日に言いたいようがありませんし、先ほど階先輩議員が指摘をされましたように、おいしい料理を並べて、値段は後から教えますということでは、これでは本日に、衆議院選挙をにらんだ負担隠しというふうに言われてもしょうがないと思うんですね。

大臣、私、ある意味、一つ、大変僭越なんですけれども、同情するところと言うと失礼かもしれませんが、あるんですけども、五月三十一日に、一日で岸田総理から、五千億積み増しというふうなことが突如話が出て、一日の報告書にはもう既にそれが反映されたものになると思うんですね。

けれども、これは事実だと思うんですけども、総理から一日で指示があつて変わる。これは具体的な検討を深めてというふうな総理も言っていたわけなんですよ。

この指示で一日でということに関して、大臣、これはお怒り、戸惑い、なかったんでしょうか。自信はあるんでしょうか、財源確保に。

○鈴木国務大臣 五月三十日に総理から、今まで三兆円と言っていた、これを三兆円の半ばまで、そのメニューについてはこういうようなことも考えながらという御指示があつたのは、これは事実であります。それ以上は私から申し上げることでない、御指示を受けて、それに沿ってしっかりと中身を詰めていきたいと考えております。

五月三十一日でした。済みません。

○藤岡委員 一日で精査というのはできるんでしょうか、財源。

○鈴木国務大臣 先ほど申し上げました財源確保の基本的な考え方、それに基づき、年末の予算編成過程で決まるものもあるわけでございますが、しっかりと財源確保に努めていきたいと思っております。

○藤岡委員 非常に、本当に苦しい御答弁としか言いようがないと思っておりますが、そもそも歳出改革というのは、報道などによりますと、二兆円強、二兆円程度そこで捻出をというふうな話も出ておりましたが、最終的には金額は一切盛り込まれていないということだと思んですが、この歳出改革は、防衛財源はいわゆる非社会保障関係費というところですけども、今回は社会保障関係費を削る、そういうことでよろしいんですか、その考え方、政府の。

○鈴木国務大臣 繰り返しになりますけれども、六月一日、昨日官邸の会議で議論されましたことも未来戦略方針の素案の財源の基本骨格において、歳出改革につきましては、全世代型社会保障を構築する観点から、その取組を徹底することとされているところでございます。

それから、この間いろいろ報道がたくさん出

ておりますが、必ずしもその報道が全てが正しいというわけではないわけでありまして、したがって、その点はお含みおきをいただきたい、こういうふうに思います。

○藤岡委員 そうしますと、大臣、今、歳出改革で念頭に置かれているものはあるんでしょうか。ないということですか。今ちょっとよく分からなかったもので、教えてください。

○鈴木国務大臣 念頭に置いてあるものはこちらでございますが、今まさに与党でもその点御議論をいただいているところであります。そうした決定プロセスをきちっと踏まえて一つ一つ詰めていくことがこの手の話をまとめていくためには大変重要なことで、そこが欠けると、まとまるものもまとまらないということになると思います。今まさにこの決定プロセスに向けて進めているということでありまして。

○藤岡委員 そうすると、歳出改革、今念頭に置かれているものがあるという話でしたが、例えば、どういふものなんですか。

○鈴木国務大臣 個別具体的なことは申し上げることはできませんけれども、先ほど申し上げましたとおり、歳出改革につきましては、全世代型社会保障を構築する、それが一つの観点であります。

○藤岡委員 なかなか、まだまだ見えてこない。本日に全く見えてこないの、メニューだけ並んで、値段は後で教えますというふうにしかな見えませんが、大臣、この少子化対策において、今回のことも未来戦略方針に沿った予算措置に関して、この報告書、素案を踏まえまして、一切の増税はなしということではよろしいんですね。

○鈴木国務大臣 岸田総理から、消費税の引上げも含めて、増税ということについては考えないという御発言がございました。

○藤岡委員 藤丸副大臣、今日は、済みませんが、金融担当でもあると思いますが、内閣府の副大臣としても、財源フレームを早急に、やはり骨太の方針までに示すべきじゃないでしょうか。

○藤丸副大臣 率直に言って、この素案におい

て、例えば、財源もですが、支援金制度についても、やはり社会全体で支える。ですから、社会全体の理解もコンセンサスも必要になってきますので、そういう意味では、詳細については、そういうコンセンサスを得ながら年末に結論を出すこととしておりまして、具体的な仕組み等をまだ、そういう意味では、コンセンサスを得ながらということでありまして、併せて年末に検討するということになっておりますので、御理解いただければと思います。 ○藤岡委員 本間に、そうすると、くだいようですけれども、メニューで料理を並べて、後で値段を教えますということでは、ちよつとこれは、大変、やはり衆議院選挙をにらんだ負担隠しとしか言いようがないですよ。 これはちよつと、もし、若干細かいことなので、分ければお答えをいただきたいんですが、今日資料をお配りしておるんですが、こども未来戦略方針の案のページ目、四番目の丸のところで「歳出改革等による公費と社会保険負担軽減等の効果を活用する」と書いてあるんですが、この歳出改革等による公費と社会保険負担軽減等の効果というのは、社会保険料を下げるという意味になっていて、それに見合うというように、これは結局、社会保障関係費を削るというように、これを政府としては念頭に置いているというところを書かれているということなんですか。ちよつとこの考え方が分からなかったもので、財務大臣にお聞きしたいと思います。 ○鈴木国務大臣 具体的なことは年末になるわけでございますので、予算編成過程で決めるということでありまして、今私がここでこうだと申し上げますと、年末になってそれと違うことになってもいけないと思います。 そういうことで、今ここでは具体的なことは申し上げないわけですが、例えば、社会保障制度改革において国費の支出が減りますと、それによって負担が下がるという点は、それはもう当たり前前の話ですが、そういうことはあるん	だと思っています。 ○藤岡委員 国費の支出で負担が下がる、そこは具体的にどういう。ごめんなさい、ちよつと今。 ○鈴木国務大臣 具体的なことについては年末の予算編成過程で決めていくということでございます。 ○藤岡委員 今やり取りさせていただいても、この方針案に書かれていることなんですよね、書かれていることについての解釈、考え方が今の場でもなかなか御説明いただけないというのでは、これは非常に詰まっていけないというか、後にやはり先送りをしているとしか非常に言いようがない。その政府としてのスタンスが一体どういうスタンスを取っているのかということ自体が非常に不明確だなということは、改めて指摘をさせていただきますたいと思います。 では、続きまして、植田総裁、お待たせいたしました。質問させていただきたいと思います。 藤丸副大臣、内閣府、特にございませんで、御退席いただいて結構です。 ○塚田委員長 藤丸副大臣は御退室いただいて結構です。 ○藤岡委員 植田総裁、では、よろしくお願いいたします。 最近、日銀のいろいろな、総裁の挨拶原稿とかいろいろな講演原稿とかをちよつと見ていると、説明の、私、以前よりすごく分かりやすいなということを感じます。その点、敬意を表したいと思いますし、個人的には、どこか、何とか今の金融政策をちよつと軌道修正ということもにじんている思いもやはりあるのかなということも非常に感じなくもないのかなというふうに思っているんですが、今日は、基本的なところをまず確認していきたいと思っております。 物価安定目標二％、当然、黒田総裁の場合は二年程度ということ語ったわけですが、今回、達成時期は示されていないというわけですが、改めて、植田総裁、達成時期を示すと	いうことはやはり適当ではないというふうな考え方を取ったということでしょうか。 ○植田参考人 お答えいたします。 物価の基調的な上昇率については、目標に向けて徐々に高まっていくというふうには考えてございますけれども、まだなおしばらく時間がかかるというふうに思っております。それも含めまして、物価の先行きについては、いろいろな要因で不確実性が極めて高い状況と考えてございます。そうした中で、現時点で、達成の時期については、確たること、具体的なことを申し上げることはなかなかできない状況にあると考えてございます。もしも不確実性の高い中で達成時期を具体的に示してしましますと、かえって市場等に不測の影響を発生させるリスクを高めてしまうというふうにも考えてございます。 ○藤岡委員 ありがとうございます。 植田総裁、そうしますと、当初、いわゆる十年前に黒田総裁が達成時期を示したということは、これはやはり適当ではなかったというふうな評価ということでしょうか。 ○植田参考人 当時、黒田総裁は二年程度でということをおっしゃったんだと思うんですが、それは、様々な金融政策の発動から効果が出るまでの時間的なラグ、これに関する分析の平均的な結果を見ますと、二年程度というのが当時の一つの結果でございましたので、それを御覧になつて二年程度ということをおっしゃったんだと思いますが、現実には、二年であつたり、一年半であつたり、三年、四年というふうには様々に動くものだと思います。その二年とおっしゃったことが不適当とは思いませんが、事後的には、残念ながら二年では達成できなかったということと思っております。 ○藤岡委員 そういう中で、共同声明の考え方に沿つてちよつと金融政策の評価的なお話を伺いたいと思うんですが、共同声明には、本当に、できるだけ早期に実現するということがうたわれているわけですね。できるだけ早期に、この物価	安定目標二％の達成に関してですね。当然、これは当時の白川元総裁、また当時の首相官邸、いろいろなやり取りも東洋経済などにも書かれているところだというふうには思っているんですけど。 改めて、今、植田総裁にお聞きしたいのは、二〇一三年四月から、まあ、一月から共同声明は始まつておりますけれども、これから当然、異次元金融緩和というものが始まつて、このできるだけ早期にという基準に照らしたときに、これはやはり二％の目標達成ができなかったというふうな評価ということ、考え方よろしいんでしょうか。 ○植田参考人 先ほど申し上げましたとおり、現時点でもまだ目標に到達していないということでございますので、まだ時間がかかりそうである。できるだけ早期に二％の目標を実現するということは、デフレでない状況をつくり出したという意味では、若干の、あるいはかなりのプラスがあつたかとは思いますが、できるだけ早期に実現するということは残念ながらできなかったというふうに考えてございます。これまでのところですね。 ○藤岡委員 今のは非常に重要な話だと思つてですね。できるだけ早期にという考え方に立つたときに、できなかったということであれば、このできるだけ早期にという概念は、ある意味、十年を超えるというか、できるだけ早期にという中で、できなかったというふうに今言われたので、そうすると、実際、このできるだけ早期にの考え方に ついての時間的な目安というのは、やはり一つ、十年以内というか、そういう概念で考えていらっしゃるということでしょうか、植田総裁。 ○植田参考人 申し上げましたように、金融政策の動きから効果が出るまでの時間的な長さについては様々な分析がありますが、一つの結論として、状況によつてすごい動き得るということですので、特定の期間を念頭に置いて、できるだけ早期にというふうに申し上げているわけではございません。
--	--	---	--

その上で、十年を超えるような長期のようところが中心的な考え方というわけではなくて、やはりできるだけ早期にということで、抽象的に申し訳ありませんが、考えてございます。

○藤岡委員 長期的なことによって、当然、柔軟性がどこまであるのかなという面で非常にこの考え方は重要で、特に、これを今引き継がれているという状況ですから、じゃ、これを、今ずっと続いていくということですから、もう既に十年を超えているということですから、そうしたら、非常にまた機械的に、やはり緩やかに行うというふうな考え方にもしなかならないというふうなこともなってくると思うんですね。そうすると、やはり日銀の柔軟な金融政策運営というのなかなか厳しくなってくるのかなというふうに今感じたいですけれども。

その中で、共同声明の中に、重要なところで、資料をお配りして、五ページ目に共同声明を配付しておりますけれども、日本銀行は、今後、日本経済の競争力と成長力の強化に向けた幅広い主体の取組の進展に伴いというふうに書かれていて、これが当然前提となつて物価上昇率というのが高まっていくし、ある意味、日銀の金融政策だけではなくて、当然、成長戦略やそうしたものがあつてということでありますから、こちらに対する評価がしっかりとされていないと、金融政策だけが過剰に進んでいってしまうとかそういうことになつてくるので、当然、この評価というものは重要だと思ふんですね。

今、植田総裁としては、この日本経済の競争力と成長力の強化に向けた幅広い主体の取組の進展というのがあつたというふうな評価なのか、この評価についてお聞きしたいと思ふんですね。というのは、やはり潜在成長率等、非常にこの十年の間も低迷していると思います。私はこの取組の進展が本当に十分だったのかなという点について極めて疑問を持っておりますけれども、植田総裁の見解をお聞きしたいと思います。

○植田参考人 委員がおっしゃいますように、日

本経済にとつて、潜在成長率を高めるということは極めて重要な課題でございます。

その上で、政府の施策でございますが、ずっと推進してこられた働き方改革などによって女性や高齢者の労働参加が進みまして、これはある程度、潜在成長率の下支え要因になってきたというふうに考えてございます。また、現在も、政府におかれましては、労働移動の円滑化あるいは人への投資等を通じた構造的な賃上げの推進、デジタル化等に向けた重点的な投資の推進など、成長と分配の好循環の実現のために様々な取組を行つていらつしやるというふうに承知しております。

その上で、これらを踏まえて私どもの金融政策でございますが、毎回の金融政策を決める決定会合におきまして、様々なデータや情報を使いまして経済、物価、金融情勢を丁寧に点検した上で政策を決めていくわけでございますが、その中で、政府の様々な取組の影響も、当然のことですが、反映させた見通しなりリスクを考えた上で政策を決定している状況でございます。

○藤岡委員 この十年の潜在成長率の推移や一人当たりのGDPや様々な推移を見たときに、植田総裁、今、らしくないといいますが、政府の対策に対して、やはりもう少し厳しい評価になつてもいいのではないかなというふうな私は感じがいたします。

ちよつと時間もあれなので、先に一点、国際金融センターの話を鈴木金融担当大臣という立場でお聞きをさせていただきたいと思ふんです。

資料をお配りをしておるんですが、十一ページなんですけれども、これは新聞の記事の抜粋だけで、詳細はここには添付を申し上げなかつたんですけれども、イギリスの調査機関の中で、国際金融センターインデックスの最新版で、国際金融センターとして東京の順位が非常にまた下がつていくというところで、十年前は六位で、そして今回はまた二十一位でというところで、もちろん、この測り方の詳細について公表されていない面もありますから、あくまで一つの指標だということとは

重々理解するんですけれども、また、これは近年、非常に細かいデータを見ると、すぐ下がつていつてしまつていふんですね、三位から二十一位だとか、いろいろな下がり方もしているんですが、鈴木大臣の認識と、できれば、国際金融センターとしての地位が低下をしないように本当に危機感を持って御対応をお願いしたいと思ふんですけれども、大臣の御見解をお伺いしたいと思います。

○鈴木国務大臣 お示しをいただきましたランキングの調査でありますけれども、算定方法の詳細が不明確な特定の民間調査機関が公表する指数について評価を申し述べること、これは必ずしも適当ではないと思ひますが、こうした調査で東京が低位に位置づけられているということは、率直に残念に思うところでございます。

ただ、大切なことはこうした調査に一喜一憂することではないと思ひますが、しかし、こういう評価が現にあるということ踏まえて、日本が国際金融センターとしての地位を確立していくために必要な取組、これを不断に続けていくことが大切であると考えます。

金融庁では、これまで、海外の資産運用業者の日本拠点開設を後押しするなどの対応を進めてまいりましたが、今後におきましても、日本をアジアのGXのハブとすることを目指し、GX投融資を促進していくほか、我が国の二千兆円を超える豊富な家計金融資産を有効活用していく上で重要な役割を担う資産運用業等の抜本的な改革にも取り組んでまいります。

また、投資対象となる上場会社の中長期的な企業価値の向上に向けて、四月に取りまとめましたアクションプログラムに沿つて、コーポレートガバナンス改革の実質化も進めていこうとしております。

様々な取組を通じまして、国内外の資金を成長分野等へとつなぐ、魅力ある金融資本市場を構築し、日本の国際金融センターとしての地位向上、これを図っていききたいと考えております。

○藤岡委員 一定の厳しい認識の入つた御答弁をいただき、ありがとうございます。

済みません、植田総裁、もう一点お伺いしたいと思ふんですけれども、経済財政諮問会議で清滝先生が御指摘をされている点なんですけれども、一％以下の金利でなければ採算が取れないような投資を幾らしても経済は成長しない。ある意味、率直な厳しい御指摘。そして、新規企業の参入や若い世代の住宅取得が難しくなるから、生産性や総生産の成長が停滞すると。やはり異次元金融緩和の長期化によるいろいろな懸念を私は示されたと思ひますが、これに対する総裁の御見解をお伺いしたいと思います。

○植田参考人 委員おっしゃいましたように、長期間にわたる低金利の環境あるいは強い金融緩和と政策が経済の新陳代謝を遅らせたり生産性に悪影響を及ぼしたりするのではないかという議論があることは、この清滝先生の見解も含めて承知してございます。

ただ、日本銀行が金融緩和を粘り強く続けることは、それはそれで、企業の前向きな取組を後押しするということを通じて、長い目で見た生産性の向上にも資するというふうに考えてございます。

逆に、いま一つ経済に力強さが欠けている状態で金融引締め転じてしまふと、健全な企業にも負担をかけたり、あるいは新しいビジネスの創出を阻害したりするというので、かえつて経済の活力を阻害してしまう、そいであつたという可能性もあるというふうに思つてございます。

○藤岡委員 済みません、時間が来ましたので。最後の点は理解しますけれども、しかし、やはり、異次元長期化の問題点についてしっかりと懸念を深めて、また今後の政策運営に努めていただければと思ひます。

ありがとうございます。

○塚田委員長 次に、櫻井周君。

○櫻井委員 立憲民主党の櫻井周です。本日も質問の機会をいただきまして、誠にあり

がとうございます。

持ち時間も三十分と短いものですから、早速質問に入らせていただきます。

これまで、質問通告をしていて、前回、御答弁いただく時間ができなかったということで申し訳なかった案件が幾つかございますので、まず、そちらについて質問させていただきます。

ミャンマーへの日本の経済支援について、まず質問させていただきます。

ミャンマーに対して、日本は様々な形で支援をしてきたことがございます。野田総理の時代に、ミャンマーが軍事政権から民政へ移行する、転換していくということで、日本も支援してきたわけがございますが、ただ、残念ながら、二年前に軍事クーデターが起きて、またあの軍事政権に戻ってしまったということがございます。そうした中で、日本のミャンマーに対する支援の在り方というのは全面的に見直さなければいけないと何度もこの場で申し上げてまいりました。

それで、その中で一つ、海外交通・都市開発事業支援機構という、株式会社ではありますが、九割以上が政府出資という官製の会社、政府の会社みたいなものですね、JOINというのがございますが、こちらのミャンマーでの事業でございます。

ミャンマーのヤンゴン市の中で、Yコンプレックスというふうに称されている事業、これは、ミャンマー軍が所有する土地にホテルやショッピングセンターなど複合施設を建設するという不動産開発事業でございます。これはJOINのほかにも東京建物、フジタなどが出資をして運営をしようという事業でございますが、これに対して、JOINは五十六億円の出資をし、四十七億円を保証している。合計百三億円ということが投げられているわけでございます。クーデター発生後は工事は中止をし、東京建物とフジタは損失計上しております。それを公表しております。今日お配りしております資料一には、東京建物の財務諸表も載せております。字がちっちゃくて恐縮ですが、要は、

ちゃんと公表されているというところでございます。

また、同じくヤンゴン市内の不動産事業として、ヤンキン都市開発事業というのがございまして、これはJOINとともに鹿島建設も出資をしております。鹿島建設は損失計上しております。

あと、ほか、ランドマーク事業というのがヤンゴン市内であって、これは三菱商事と三菱地所とともにJOINが出資をしている。四十五億円出資をしている。こちらも工事は止まっていると承知をしております。

こうした事業があるんですが、一方で、JOINは、にもかかわらず、この損失について明らかにしないという姿勢をこれまで取ってきております。そのように答弁されてきております。

JOINの投資計画の進捗状況というのを見ますと、資料二におつけしているものですが、これを見ても、損失を計上している形跡がない。つまり、ミャンマーの先ほど申し上げた三つの事業、損失計上しておりますと三百億円ぐらいの損失になるのではないのかというふうにも考えるんですが、それが計上されている痕跡が全くないということです。

そこで、今日は国土交通政務官にも来ていただいておりますので、質問させていただきます。

それぞれの事業に出資している民間企業は、既に損失計上、公表しているわけですが、なぜJOINは損失計上、していないさそうなので、なぜしないのかということ。それから、JOINの株主は国民ですよ。民間企業、上場企業は株主に対する説明責任として公表しているわけですが、だったら、国民に対する説明責任として、ちゃんとそのことを、損失を計上した上でそれを公表するべきだというふうに考えるんですが、いかがでしょうか。

○西田大臣政務官 お答えをいたします。

一般に、事業の損失計上を行うかどうかは各社の判断によるものであり、また、商慣習上、個別

事業の損失計上の有無など事業を通じて知り得た情報は、対外的に秘密にする義務が共同出資者との契約において定められております。

ミャンマーにおいても、JOINが参画する都市開発事業においても、損失計上の有無について、共同出資者との契約に基づく守秘義務がございまして。このため、これらの事業に係るJOINの損失計上の有無について、回答を差し控えさせていただきます。

○櫻井委員 今回の答弁はおかしいでしょう。共同出資者との守秘義務と言っているんですが、相手方は、だってもう公表しているんですから。何でJOINは隠すんですかということ。

それから、判断はJOINが決めるんだというのであれば、次、ちよつと、JOINの社長さんにもう一回来ていただいて、質問させていただきます。と思いますが、これは国民に対する背任ですよ、こないいかげんなことをやっていたら駄目ですよということを改めて申し上げて、次の質問に移らせていただきます。

政務官、今日はどうもありがとうございます。

○塚田委員長 西田国土交通大臣政務官は御退席いただいて結構です。

○櫻井委員 続きましては、ミャンマーに対する円借款についての支援方針について、これは財務大臣が国際局の業務として所掌されていると承知しておりますので質問させていただきます。

軍事クーデター以降、世界銀行もアジア開発銀行も、ミャンマー向けの貸付実行を停止しております。これは日本政府も同様にすべきだと、つまり、新規の円借款供与を停止するだけでなく、既に融資契約済みの事業についても貸付実行を停止するべきだということを重ねて提案してまいりましたけれども、むしろ、一旦治安上の問題等で中断していたバゴー橋の事業など、既に再開をしてしまっているというようなことになっております。やはり、これは、ちゃんと停止するものは停止するべきだと思うんですが、大臣、いかがで

しょうか。

○鈴木国務大臣 櫻井先生が御指摘のとおり、ミャンマーにおきますクーデター発生以来、日本としては、ミャンマー側に対して、暴力の停止等を繰り返し求めてきたところでございますが、それにもかかわらずに多数の民間人が死亡する事態が引き続き発生していること等につきましては、深刻に懸念をしているところであります。

こうした情勢の中で、日本政府としては、国軍が主導する体制との間では新規円借款は行わない方針としているところでございます。

既存のODAについてでございますけれども、今後の情勢の推移、我が国が要求しております暴力の即時停止、被拘束者の解放、民主的な政体への早期回復の三点や、ASEANの五つのコンセンサスをめぐる進展の有無などの諸要素を勘案しながら、どのような対応が効果的か、総合的に検討していくことを政府の方針としていたるところであります。外務省を中心とする関係省庁ともよく連携をまいりたいと考えております。

○櫻井委員 でも、もう、そうやって検討しても、ずるずるとこの二年やってきちゃったわけですね。その間にずるずると貸付実行もして、結局、結果的に軍事政権を支援しちゃっているんですよ。

昨日も、ちよつと私、ミャンマーのNGOの方とお会いしましたけれども、結局、ミャンマーで何が行われているか。日本が支援している、日本が支援していますと言わないんですよ、軍事政権が自分でやっていますみたいな顔をしてやっているんですよ。そうやって、どんどんどんどん。それで、そのことはミャンマーの人は、知っている人は知っているんですね。ああ、日本は、そうやって、人権外交とか、普遍的価値に基づく外交、価値観外交とか言っているけれども、やっていることは人権軽視なんだなというふうに思われるんですよ。そのことはもう国際社会みんな、知られているわけですよ。税金使って、それで、日本は、ああ、人権軽視なんだとそしりを受け

る、これはもう、税金の無駄遣い以上に罪深いと思いませんか。

これは、今、大臣は、例えば、先ほど藤岡委員が配付したことも未来戦略方針の中でも、「歳出改革の取組を徹底する」と一番最初に書いてありますよね。だって、お金を使って世界から批判されるようなことをやっちゃったら、税金の無駄遣い以上に害悪じゃないですか。だから、こういうのをまず、歳出改革と言うんだったらまず止める、そこからやるべきだということを改めて提案をさせていただきます。答弁を求めても多分同じ答えが返ってくるので、これ以上答弁は求めませんが、こうした重大な問題があるということを指摘をさせていただきます。

続きまして、次の項目に移らせていただきます。

歴史的転換における財政というタイトルで通告させていただいておりますが、これは、五月二十九日の財政制度審議会から出された建議のタイトルでございます。大臣、これは受け取られておりますよね。この中で、幾つか興味深い、幾つかというか、たくさん興味深い指摘があるわけなんですけれども、ちょっと順番を時間の関係もありますので入れ替えさせていただいて、五ページに記載されていること、これをちょっと質問させていただきます。

経常収支はエネルギー価格高騰等の影響により悪化しており、少子高齢化の進展等により更に悪化していく可能性も指摘されている、それが更なる円安に結びつき、国内物価の上昇を助長するおそれがある、円の信認を支えてきた経済的ファンダメンタルズが絶対のものでなくなりつつあることを強く認識しなければならぬ。これは、昨年来、我が党の議員がいろんな場面で指摘をしてきたこと、そのとおりでございます。要するに、悪い円安、悪い物価上昇が起きているんじゃないのかということですし、これは、経常収支の悪化と、特に貿易赤字、巨額の貿易赤字、相まって起きているのではないのかということなんです。

もう少し具体的に言えば、物価高になりましたということ、政府は、エネルギー補助金、ガソリンとか電気代の補助金を出しています。そうすると、確かに今、物価高で国民生活は苦しいというのでこういう政策が必要だというのは分かりますが、それでも、結果的に何が起きるかというところ、省エネのやる気がそがれてしまうということにもなってしまう、いわゆる市場メカニズムが働かなくなってしまうわけですね。エネルギー輸入が抑制されないから、貿易赤字がどんどん膨らんで、更にそれが円安要因となり、更に物価高を招くという悪循環を起しているのではないのか。

また、物価高が起きてエネルギー補助金、赤字国債をどんどん発行してしまう。日本銀行がそれをせつせと買入れているということで、金融緩和がどんどん進んでしまう。そうすることによって、また円安になり、物価高と。こういう何か悪い循環が起きてしまっているのではないのか。それで残るのは何かというと、大きく膨らんだ借金。

これは、財務大臣、こんな経済政策でいいんでしょうか。もう少し考え直した方がいいと思うんですが、いかがでしょうか。

○鈴木国務大臣 櫻井先生から、財政制度等審議会の建議に關しまして、例えば今の経済状況の、先生の解説の中で、円の信認を支えてきた経済的ファンダメンタルズが絶対的なものでなくなってきたというふうにはないかという御指摘も今いただきました。そういうふうには理解をいたしました。

そのうち、まず、為替についてでありますけれども、為替の相場、これは様々な要因によりまして市場において決定されるものでありまして、変動の要因を一概に申し上げることはできませんが、一般論として申し上げれば、国際的な競争力、内外の金利差、市場参加者のセンチメント、投機的な動きなどに加えて、経常収支についても数ある為替相場の変動要因の一つであると考えております。

また、円安の日本経済への影響につきまして、輸出や海外展開をしている企業であります

か、あるいは輸入に頼らなければならない我が国における輸入価格の上昇ということで、立場といえますか、それによりまして、プラス面、マイナス面、これが様々あるということでございます。

その上で、円の信認につきまして、経常収支や経済規模、国際競争力など、様々なファンダメンタルズに支えられてきたものと理解しておりますが、健全な財政状況も一つの重要な要素であると考えているところであります。

したがって、引き続き、円の信認を保つためにも、経済成長に向けて取り組むとともに、財政健全化をしっかりと進めていくことが必要である、そのように考えているところでございます。

○櫻井委員 ちよつと今、大臣から、財政健全化の取組とおっしゃいますが、こちらの建議の中には、十二ページ目ですね、「これまで基礎的財政収支黒字化目標の達成年度は繰り返し延期されてきており」というふうな、だから、結局、口では財政健全化、頑張りますと言っても、目標はどんどん先送りされている。先ほど、階議員それから藤岡議員の質疑の中でも、そういう傾向が見られるということで、そういう指摘になっちゃっているわけですよ。

ちよつと、今日は日本銀行の植田総裁にも来ていただいておりますので、同じ質問をさせていただきますが、やはりこういう、何かエネルギー補助金とかいうようなことで、省エネ、市場メカニズムが働かないというところで、エネルギー輸入が抑制されないような政策、それから、赤字国債を増発することによって更なる円安を招きかねない、こういう政策。経済学の入門書でもこういうことは駄目ですよということが書いてありそうなんですけれども、植田総裁、こういう政策を続けていていいものなのかどうなのか、その考えをお聞かせください。

○植田参考人 私の立場からは、財政に関連したことを具体的に申し上げるのは差し控えていただきますが、委員おっしゃっていました、円の信認を支えてきた経済的ファンダメンタルズとい

うことに関連して日本銀行の立場から申し上げます。そのファンダメンタルズの最大の構成要素の一つは物価の安定でございます。ですので、私もしましては、二%の物価安定目標を持続的、安定的に実現するということを目指し、それを達成することを通じて通貨の信認を確保していきたいというふうに考えてございます。

○櫻井委員 じゃ、ちよつと金融政策の方についてもお尋ねをさせていただきます。財政が交じっていると答弁しにくいとおっしゃるので。

資料三は、日本銀行の政策委員のＣＰＩインフレ率の見通しについて、過去十年間について並べてみたものです。一審横に書いてある年限が、これは展望レポートで、年間四回発行されて、今後の物価見通しはこうですよというふうに書かれているわけです。それが右にずらつと三つ、四つ並んでいる部分でございます。

例えば、一番下、二〇二三年四月の展望レポートでは、二二年度の見通しとして三・〇%、これは見通しというよりも実績でございますが。そして、二二年度については一・八%、二四年度二・〇、二五年度一・六というふうになっております。

これ、興味深いのは、縦に見ていくと、最初は、黒田総裁の初期の頃は、当初は高めに出して、例えば二〇一六年を見ますと、最初は二・一%だと言っていたのが、だんだん時期が近づいてくるとゼロになり、ゼロを下回って、最終的には、実績はマイナス〇・三%とあって、結局、真逆の結果になった。最初は二年で二%を達成しますと言っていたけれども、達成できなかったというのがこれでよく分かるわけです。

こうして見ていきますと、結局、日本銀行の予想というのはことごとく外れています。この十年間、全て外れているんですよ。何かでたらめにやったら半分ぐらい、そのまま上がるか、二つに一つなわけですから、半分ぐらいは当たりそうなものなんですけれども、半分当たらずに全部外れているんですよ。これは何かすごい

など、ある意味、ことごとく逆を行くというね。これは何か意図を持ってやっているのかなというふうにも思わざるを得ないんです。

もう一つ、ちょうど二年前の議論ですけども、一年前の五月三十日、参議院予算委員会では憲民主党の森ゆうこ議員の質問に対して、黒田総裁は、二〇二二年度、今年度は物価上昇率は一・九％程度になるというふうに見込んでおります。来年度については政策委員の中央見通しでは一・一％程度に低下するというふうに見ておりますというふうに言っているんですけども、一年たつて、既にもう大きく外れていることが明らかとなっております。

こうした状況で、もう一つ、二〇二四年度、現時点では二・〇％と言っているわけですね。今年の、直近ですと四月の物価上昇率が総務省から出ておりますけれども、既に三％を超えている状況です。

こういう状況の中で、先ほど植田総裁の答弁では、物価二％の目標はまだ到達していないと。あれ、だって、三％とか、一時期四％とかになっていましたよ、三年連続でもう二％、到達しているじゃないですか。しかも、国民生活は物価高で苦しんでいる。だから、先ほどどちらつと申し上げましたけれども、政府は物価高対策でいろんな補助金まで出しちゃっているんです。物価を一生懸命抑えようとしている。それでもまだ達成していないとおっしゃるんでしょうか。

植田総裁、御答弁をお願いします。

○植田参考人 取りあえず、後半の方の御質問にお答えしたいと思います。

委員がおっしゃいますように、足下では三・五％程度のインフレ率となっております。明らかに二％を超えてございます。

ただし、これも委員が前半でおっしゃいましたように、いろいろ外れてきたこともある見通しでございますが、現時点での私どもの見通しでは、このインフレ率が、年度後半に向けて、半ばから後半に向けて、かなりはつきりと低下していくと

いう見通しを持っております。ちよつと複雑ですが、その上でまた上がっていくという経路を念頭に置いて政策を決定してございます。

ですので、ならしますと、あるいは全体を見ますと、まだ持続的、安定的な二％の達成にはちよつと間があるということで、金融緩和を続けているところでございます。

○櫻井委員 いや、今の答弁、年度後半に向けて物価は下がっていくとおっしゃるんですけども、でも、財務大臣、ガソリン補助金はこれから段階的に削減していくんですね、九月末でやめるんですね。ですよね、そういうふうになっていきますよね。答弁はいいですけども、うなずいていただいたので。そうしたら、その分上がるじゃないですか。電気料金だって、六月から値上げですよ。これからどんどん上がっていくんじゃないんですか。だから、年度後半に向けて下がるという意味が、私はちよつと、全く理解できない。

さらに、為替だって、今、一ドル百四十円ぐらいで、年の前に比べて、この二、三か月前に比べてまた上がってきていますよ。上がるというか、円が下がってきていますよね、円安になってきている。

何か、悪い円安による悪い物価高、まだ、起きつつあるんじゃないのかなというふうにも見るので、ちよつと、日本銀行の今の総裁の見通し、非常に不思議に思いました。

ちよつと、時間もないので、次の質問に移らせていただきますが、こういう物価高騰を抑えるために、異次元の金融緩和はもうそろそろ卒業するべきだと私は思うんですが、取りあえず、そのことについて質問してもお答えは一緒でしょうか、ちよつとずらして。

E T FとJーR E I T、これを買っているというのを、また四月の金融政策決定会合でも、まだそれを決めていますよね。これはもうさすがにやめたらどうですか。株価だってもう、バブル以降で最高値だとか言っているわけですし、それか

ら、東京の土地の価格も、バブルを超えて上がっているわけですよ。

JーR E I T、買うタイミングじゃなくて、今、売るべきタイミングじゃないですか。いかがでしょうか。

○植田参考人 今の、JーR E I Tの買入れでございますが、これは、それ単独で行っている政策ではなくて、先ほど来の、物価安定の目標を実現するための大規模な金融緩和の一環として実施してございます。

その上で、委員からは御議論ありましたが、私もでは、まだ物価安定の目標の実現に時間を要する状況であるというふうに考えてございまして、したがって、大規模な金融緩和も継続するという判断でございます。

その結果、JーR E I Tの売却も含めて、出口局面における政策運営について、具体的に議論できる段階にはまだ至っていないというふうに考えてございます。

その上で、実績として申し上げれば、二〇二二年七月以降、JーR E I Tの買入れは行っております。

○櫻井委員 まあまあ、実績として、方針として買入れと言っているけれども、さすがに、これだけ上がっているのにまだ買うかということについては、さすがに買っていないよということなんでしょうけれども、いやいや、もうそろそろ売るタイミングじゃないですかね。だって、資産インフレになって、これはバブルは、はじめて初めてバブルだと分かるわけですけども、さすがに、ちよつとこの最近の値上がりのスピードですごいですよ。ちよつとここで冷や水をかけておかないと、後で大変なことになるんじゃないかなというのを、だから、日本銀行がまさか資産インフレをおおるようなことをやっちゃいけないということも重ねて申し上げておきます。

それから、次の質問に移りたいので、総裁はこれで質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○塚田委員長 植田日本銀行総裁、御退席いただいて結構です。

○櫻井委員 続きまして、国際金融のことについて質問させていただきます。

実は、今日、六月二日で世界銀行のマルパス総裁が退任をされて、新たにバンガ総裁が就任される日。日本時間ではもう既に六月二日ですが、アメリカは東部時間ではまだ六月一日だと思つたので、微妙な時間でございますが、まだアメリカ時間ではマルパス総裁、日本時間ではバンガ新総裁という微妙なタイミングになっておりますけれども、このマルパス総裁、五月二十九日、日経新聞でインタビュー記事を載せておりまして、非常に興味深い話がありました。

鈴木財務大臣も、これまで開発途上国の債務問題について、いかにして特に大口の債権国である中国を巻き込むかということについて腐心をされてきたというふうに承知をしております。その中で、マルパス総裁、インタビューの中では、やはり債権国が、借入国が返済を一旦停止をする、それで債権国に対して協議を促すようなこともやったらどうかというような発言もされております。

確かに、それぐらいやれば債権国の方も話に乗らざるを得ないのかな、具体的に申し上げれば、嫌がる中国を引つ張り出すことができるのかなというふうにも思うんですが、最悪なのは、中国が、そういう協議がまとまる前に貸し剥がしみたいなことをやって、自分だけお金を持って逃げちゃうというようなことがあつてはいけないので、その点についてもしっかりとやっていただきたいと思うんですが、その取組状況について御説明いただけますでしょうか。

○鈴木国務大臣 途上国の債務再編の話でございますけれども、これは極めて深刻な状況にある、喫緊の課題である、そういうふうと考えております。

櫻井先生御指摘のとおり、特定の債権国だけが先行して自分の債権を回収してしまうということがないようにすること、これは重要な視点

である、そういうふうに出ております。

債務再編の合意前に全ての債権国への債務返済を一時的に停止することも検討し得る一つの手段である、そう思いますが、その実施のためには、中国を含む債権国の総意が必要でございます。

こうした中で、現在、日本が債務再編を主導しておりますスリランカにつきましては、スリランカの大統領が、債権者が適切な債務再編に合意するまではその債権者に返済しないということを対外的に表明しており、こうした債務国側のコミットメントによりまして、全ての債権者への返済が止まっていると承知をいたしております。

日本としては、こうした取組も促しながら、今後の債務問題の対処に当たりましては、債権国間の公平性、これが確保されますように、諸外国と連携を密にしていきたいと考えております。

○櫻井委員 ありがとうございます。

続きまして、最後に、インボイス制度について一つ質問させていただきます。

四月十日、衆議院の決算行政監視委員会で、原口議員が鈴木財務大臣に質問されているかと思えます。消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法、これが失効しているということで、このときにこの質疑の中で確認をされているかと思えます。要するに、価格転嫁をするためのカルテルができないということになります。

先ほど公明党の伊藤委員から、価格転嫁が進まないことが問題だという指摘もございましたけれども、まさに十月のインボイス導入に当たって、この特措法がないとやはりいろいろな混乱が現場で起きてしまうのではないかと、特に中小の弱い立場の事業者が困ってしまうんじゃないのかというふうに思っていますが、そのことを考えたら、やはりこの特措法、インボイス導入は私、反対ですよ。反対ですけども、やるんだったら、せめてこの特措法、もう一回作ってからじゃないですか。特措法なくしてインボイス導入はやめた方がいいと思うんですよ。

大臣、この特措法をまず作って、その後にインボイス、いかがでしょうか。

○塚田委員長 鈴木財務大臣、既に持ち時間が経過しておりますので、答弁は簡潔にお願いいたします。

○鈴木国務大臣 御指摘の消費税転嫁対策特別措置法、これは平成二十六年及び令和元年の消費税率引上げのときにおきまして設けられたものであります。その際は、全ての事業者に税率の引上げ分に応じて一律の価格転嫁の必要性が生ずることから、その際の消費税の円滑かつ適正な転嫁に支障が生じないように、一律の特別な措置として実施したものであります。

今般のインボイス制度への移行におきましては、制度移行後も免税事業者であり続ける事業者と課税事業者が混在している場合も多いことが想定される上に、個々の免税事業者によって課税事業者になった際に必要な転嫁の程度も異なるなど、制度の導入による影響は事業者によって様々であると考えられます。

政府としては、こうした個々の事業者の個別の状況に応じて対応をしていくということで、免税事業者であり続ける事業者が取引で不当に取り扱われないようにする、課税事業者になった際、価格の転嫁ができる環境をきめ細かく整備するといったことが重要で、そうした対応をしてまいりたいと思っております。

○塚田委員長 櫻井周君、申合せ時間が経過しております。おまとめください。

○櫻井委員 はい。

これで終わります。質問は終わらせていただきますけれども、今の答弁はおかしいですよ。必要だから法律を作っていたわけでしょう。その法律が失効してしまっているし、他方で、与党の議員ですよ、公明党の伊藤委員から価格転嫁が進まないという指摘があったわけですから、それを無視してしゃにむにやりますというのは、これはよろしくないと思いますので、そのことを指摘して、質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございます。

○塚田委員長 次に、藤巻健太君。

○藤巻委員 日本維新の会の藤巻健太でございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

本日は、ちよっと身近なところをテーマに質問させていただければと思っております。

本日、まず、新五百円玉について伺いたいと思います。

この新五百円玉なんですけれども、発行から一年半たつんですけれども、結構なところで使えないというような状況になっております。自動販売機であったり、コインパーキングの精算機、それから飲食店の券売機、私の感覚では七割ぐらいの場所では使えないんじゃないかなという印象を持っております。五百円玉が手元に来ると、うわあ、使えないのが来たよというような嫌な気持ちになってしまっているんです。

機器の対応コストだったり半導体不足の影響もあることも推測されるんですけれども、ここまで使えない新五百円玉、本当にこれを造る必要があったんじゃないかな。偽造防止という大義名分はあるんでしょうけれども、どう考えても、その偽造防止の効果よりも、多くの人が、みんなが感じている不便さ、こちの方が上回っているように感じます。社会全体で見ると、不利益の方が大きいんじゃないでしょうか。

新五百円玉の発行、これをどう統括されていきますでしょうか。

○鈴木国務大臣 新五百円貨幣の発行は、今、藤巻先生が御指摘になられましたように、偽造貨幣の発生及びそれに伴う事業者や国民の経済的被害を未然に防止する目的で実施をしたものであります。

過去には偽造貨幣が急増した事例もあることや、前回の改鋳から約二十年が経過することも踏まえまして、将来的な偽造貨幣による経済的被害や社会的混乱を未然に防止する観点から、新五百円貨幣を早期に発行する必要があった、そのように考えております。

〔委員長退席、中西委員長代理着席〕

○藤巻委員 一昔前は、自動販売機だったり、コインパーキングの精算機、飲食店の券売機も今ほどの数はなかったと思うんですよ。それで、硬貨だったり紙幣を新しいものに替えても、対応にそこまで大きな手間とコストはかからなかったと思うんですけども、今の世の中は自動で精算する機器にあふれております。

例えば、ラーメン屋。私はラーメンが好きでよく行くんですけども、昔と違って、最近は大体食券制です。店へ入ってまず券売機で食券を買うというようなシステムになっているんですけども、日本中あまたあるラーメン屋さんの券売機を全て新五百円玉に対応できるようにすると、それだけでも膨大な手間とコストがかかることは容易に想像できるわけでございます。

日本中の自動販売機、精算機、それから券売機、これら新五百円玉に全て対応させる、これはかなり大変なことだと思えます。社会全体で見ると膨大な費用になると思えます。先ほど偽造防止という答弁があったんですけども、それをはるかに超える金額なんじゃないかなというふうに思っているんですけども、そういった社会的コストというのはちゃんと考えていったのでしょうか。

今まで、さっき二十年というのがありましたけれども、二十年置きに定期的に硬貨を替えていくということがあったので今回も替えておこうと、慣例に従って深く考えず替えてしまった、刷新してしまった、そんな側面はないでしょうか。

○齋藤政府参考人 少し機器の入替え等も含めて技術的な面もございますので、私の方からお答えをさせていただきます。

新五百円玉の発行に伴うコスト、リターンの比較みたいなところがございますけれども、リターンといえますか、目的のところは、先ほど大臣からも御答弁申し上げましたとおり、偽造通貨の防止、それから、それに伴います経済的損害の発生を未然の防止といったようなものがあるところ

ろでございます。

一方で、先生御指摘のとおり、コストというところもあるわけでございますけれども、今回の改鑄では、事業者の事情にも配慮をいたしまして、公表から実施まで約二年半の対応期間を設けた上で改鑄を行っておりますし、新五百円貨幣の発行後も、直ちに全てが新しい貨幣に入れ替わるわけではない、事業者側の都合に合わせたタイミングで金銭機器の改修を行うことも可能ということでございます。

例えばでございますけれども、先生御指摘ありましたような食券の券売機ですと、法定上の耐用年数は八年でございます。それから、野外にありますような自販機ですと耐用年数五年でございますので、そうしたサイクルで機械が入れ替わっていくということでございます。

したがって、先ほど申し上げた改鑄のサイクル二十年というところで申しますと、どんなに長くても五年ないし八年たてば機械が入れ替わってくる中で使えるようになってくる。そうした中で、時間をかけて、利便性、それからコスト、そして偽造防止、そういったところをバランスを取りながら進めていければと考えている次第でございます。

○藤巻委員 八年というのがあったんですけれども、そうすると、最長で八年間五百円玉が使えるような自動販売機が町中にいっぱいあるというようなところで、入替えのコストももちろんあるとは思いますが、消費者側が、普通の、一般の国民の方々が使っていく上で、やはりそういった不便性というのは当然、絶対的にあると思いますので、今回はもう発車してしまっているんですけれども、次回、硬貨を新しく替える、まあ、二十年後になるのかもしれないですけども、そういうようなときは、改めて社会的コストをしつかりと計算して、本当に新しく硬貨を替えていく必要があるのかというのは、ちょっと一度立ち止まっていたきたいなというふうに個人的には考えております。

続きまして、キャッシュレス決済の方にテーマ

を移らせていただきたいんですけれども、新五百円玉についていろいろ言わせていただきましたけれども、一方で、キャッシュレス決済の方は徐々に浸透してきております。まだまだ現金しか使えないところも多いんですけれども、電子決済ができることも着実に増えてきております。

今後の方向性ですが、大臣としては、キャッシュレス決済の促進、つまり、余り現金を使わない、そんな社会へとかじを切っていくべきなのか。どのようにお考えでしょうか。

〔中西委員長代理退席、委員長着席〕

○鈴木国務大臣 政府といたしましては、経済産業省を中心にして、キャッシュレス決済比率を二〇二五年までに四割程度にするという目標を掲げ、キャッシュレス決済の推進に取り組んでいるところであります。一方で、今後、キャッシュレス化が進展する中でも、現金のニーズ、これは引き続き存在すると考えております。

財務省といたしましては、通貨及び民間の多様な決済手段が国民に対し安全かつ効率的に提供されることが重要だと考えております。引き続き、国民のニーズに応じた通貨の供給に努めてまいりたいと思います。

取りあえず、二〇二五年までに四割程度というキャッシュレス決済比率、この目標がある、それに向けて進んでいるということだと思えます。

○藤巻委員 おっしゃるとおり、キャッシュレス決済、徐々に浸透してきたとは思いますが、世界的に見ると、日本の浸透はまだまだだと思います。

ただ、日本の現金の信用性が高いことであり、現金を持ち歩いていてもひたつたり強盗に遭う可能性の低い治安のよさがあるからこそ逆にキャッシュレス決済が進まないというものである、浸透が遅いのが一概に悪いこととは思わないんですけれども、ただ、利便性や効率性を考えると、私もやはり、キャッシュレス決済は促進、推進していくべきだろうと思っております。

キャッシュレス決済推進のための現在の取組、それからまた、推進を妨げる要因というのはどのようなものがあるとお考えになっているのでしょうか。

○澤井政府参考人 お答え申し上げます。

議員から御指摘ございましたとおり、キャッシュレス決済につきましては、消費者の利便性の向上、それから、レジ締め等の短縮等、店舗の業務の効率化、こういったものに資するもの、こういうふうに認識しております。

他方、普及の課題といたしましては、中小の店舗にとって加盟店の手数料が割高であるといった問題や、キャッシュレス決済の導入のメリットが具体的な形で見えにくいといった課題があるというふうに承知しております。

このため、経済産業省では、クレジットカードの、クレジットカード会社間でやり取りするインターチェンジフィー、こういったものの標準料率を公表するとか、あるいは、クレジットカードのコスト情報を店舗に説明してもらうといったような取組を進めて、手数料の透明化、こういったことを進めてございます。また、業務効率化につきましても、メリットの定量化、見える化を進めてこれを周知している、こういう状況でございます。

今後もし引き続き、こういった取組を進めまして、キャッシュレス決済の更なる普及に努めてまいりたいと考えてございます。

○藤巻委員 ありがとうございます。その部分は是非進めていっていただきたいと思っております。

これはちょっとJ・Rとかの話になってしまいうんですけれども、SuicaとかPASMOのチャージできる金額、これは上限三万円というのとはちょっとおかしいなと個人的には思っております。私は今PASMOを使っている、今、スマホでPASMOのアプリとクレジットカードをひもつけているので、スマホでばつとチャージできるようにしたんですけれども、それ以前は、二

万円チャージして、買い物とかをして使い終わったら駅に行つてまたチャージするというようなことを繰り返しておりました。

これは何で二万円しかチャージできないのかと電話相談窓口にちよつと聞いてみたら、落としたときに大変だからというように言っているんですけれども、これはちよつと余計なお世話なんじゃないかなというふうに個人的には思っている、これは、落としたとき大変だから二万円しか入らない財布を作る財布メーカーなんかはないと思うんですよ。落としたときのことを考えたり、すでに遭ったときのことを考えて、リスク管理の中で財布の中に幾ら入れておくのか、これはもう本当に個人の自由なのかなというふうに考えているんですけれども。

二万円というのは、Suicaを電車の運賃とかそういったものにしか使わなかったときだったらこれでいいと思うんですけれども、今スーパーとかコンビニで自由に使えるような中で、これは明らかに低い水準かなというふうに思っております。

Suicaの発行枚数は現在、九千万枚ほどあるそうです。一企業の発行する交通系ICカードとはいえ、もはやこれは社会インフラとも言えます。社会インフラたるSuicaがこの使い勝手というところで、一企業の話ではあるんですけれども、こういった非合理性がキャッシュレス決済促進の障害になっている、そういうふうにも言えると思います。

これはJ・R側から見ても、九千万枚の発行の下地があるわけですから、利便性を追求して、キャッシュレス決済市場のシェアを大きく取りに行く、そういったチャンスが無駄にしているとも言えます。そういった経営努力が足りないからこそ、経営不振のJ・R北に税金投入というような事態を招いているというような側面もあるとは考えております。

このSuicaチャージ上限二万円という非合理的な設定はJ・Rの経営努力不足の象徴ですらあ

るといふふうに個人的には考えているんですけども、御見解をいただければと思います。

○栗田政府参考人 お答え申し上げます。

電子マネーのチャージの上限額につきまして、これは発行者の経営判断によって設定されているものでございますので、その妥当性について当局としてお答えすることは差し控えさせていただきますたいと存じますけれども、一般論として申し上げます、チャージ上限額の引上げは、御指摘のように、利用者にとって利便性の高いサービスになるということでございますけれども、他方で、不正利用等により利用者に経済的損失が生じるリスクも高まるということでございますので、いずれにいたしましても、各事業者におかれまして、利用者利便と利用者保護の両方の観点から適切に判断いただきたいというふうに考えているところでございます。

○藤巻委員 不正利用のリスクというのは、ある意味、個人の判断によるところかなとは思っておりますけれどもね。

同じような質問というか、これもちよつと民間の商慣習みたいなところはあるんですけども、クレジットカード決済の話なんです。

これは海外だと、目の前で読み取り機を操作して決済するパターンがほとんどだと思うんですけども、日本だと、レストランとかで、クレジットカードを預かって店の奥で店員が決済をして、最後に本人がサインをするというような商慣習が普通に行われておりまして、クレジットカードに記載してある名前、カード番号、有効期限、セキュリティコード、これを記憶されるかあるいは写真でも撮られてもしたら不正利用され放題かなというふうに思っております、私自身も、クレジットカードを目の届かないところに持っていけると、若干心配な気持ちにもなります。

これはあくまで民間の商慣習みたいなところもあると思うんですけども、かなり不健全なものであるというふうに思うんですけども、これについてはどのような御見解をお持ちでしょうか。

か。

○澤井政府参考人 お答え申し上げます。

従前から、レストラン等において、議員の御指摘のように、従業員がクレジットカードを預かって決済処理を行うということが行われてきたことは我々も承知してございます。

割賦販売法におきましては、店舗におけるクレジットカード番号の漏えい防止や不正利用防止といったことを義務づけておりまして、その具体策として、決済時に、ＩＣクレジットカード、これは番号が漏えいしにくいカードでございます、それから、暗証番号を入力するという形での取引を求めているところでございます。今では面前で決済が可能な移動式の端末もございまして、で、テール会計を行う飲食店などでも面前で決済に移行してきている、これが普及がだんだん進んできているというふうに認識しております。

こうした面での決済が普及していくよう、引き続きセキュリティ対策に取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

○藤巻委員 私も、おっしゃるとおり、クレジットカードを使う場合はやはり面前でやっていただきたいなというふうに思っていますので、そういうような働きかけというのは引き続きやっていただければと思っております。

キャッシュレス決済において、多くのサービスが今競うように展開されて、ちよつと過当競争ぎみになっている部分もあるとは思っております。

これは交通系ＩＣカードのほか、有名どころでも、例えば、ＬＩＮＥペイだとか楽天ペイだとか、メルペイだとかファミペイだとかペイペイだとか、ほかにもあまたのサービスがあります。

結果、どのサービスがどのようなもので、どのようなメリットがあつてデメリットがあるのか、ちよつと混乱して訳が分からなくなつて、やはり現金が分かりやすく安心みたいな、一周しちゃうようなパターンもあると思うんですけども、これはもちろん民間の健全な競争であるのは十分分かっているんですけども、今の現状をどう見

ておられるでしょうか。

○澤井政府参考人 お答え申し上げます。

ＱＲコード決済や電子マネー等様々なキャッシュレス決済サービスの出現は、消費者ニーズに応じた多様な決済の選択肢が提供されるという観点からメリットがある一方、議員の御指摘のとおり、消費者にとってはどのサービスが一番いいのかが分かりづらいという声があることは承知してございます。

一般論で申し上げますと、消費者がどの決済サービスを選択するかというのは、皆様の、それぞれの方のニーズに合ったものを選択することでございますので、そういった中で、最終的には一定数の決済サービスに収れんしていくものというふうに考えてございます。

ただ、現状、分かりづらいという声があることから、経済産業省では、主なキャッシュレス決済手段の特徴等を紹介したガイドブックや動画というものを作成して周知、広報に努めておるところでございます。こうした形で、消費者のキャッシュレス決済の理解増進に向けて引き続き取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

○藤巻委員 ありがとうございます。そのような案内みたいなものは非常に大事だと思うので、是非周知していただければと思っております。

また、キャッシュレス決済は、これはやはり、電子上の決済ですので、フィッシング詐欺だったり、それから不正ログインなどセキュリティの問題を完全に除去することはできません。あるいは、災害時にスマホの充電ができなくなったり、大規模な通信障害が起きたりすることも想定されます。現金を持たずにそういった事態に遭遇してしまったらどうするのかといった問題も考えられます。

そう考えると、やはり現金の必要性は一定感じるところではあります、そういったセキュリティ上の問題等々についてはどのようにお考えになられているでしょうか。

○栗田政府参考人 お答え申し上げます。

まさに御指摘のとおり、キャッシュレス決済サービスには、フィッシング詐欺、不正利用のおそれですとか、通信障害や災害時に使用できなくなるというおそれがあるということを承知しております。

こうしたことから、例えば、電子マネーの発行者に対しましては、セキュリティ対策として、多要素認証あるいは端末認証など、取引リスクに見合った適切な認証方法を導入することですとか、不測の事態に備えましてコンテンツエンジンプランを策定していただくこと、バックアップシステムを構築していただくなどを求めています。

また、全てのキャッシュレス決済サービスが一時的に利用できないような大規模災害などもあり得るわけでございますけれども、そうした際の備えといたしましては、これは預金取扱金融機関も含めた金融業界全体で金融サービスの提供を行っていくということが重要であるというふうに考えているところでございます。

○藤巻委員 ありがとうございます。引き続き、健全な環境への整備を続けて、キャッシュレス決済を推進していただければと思っております。

これで私の質疑を終わります。本日はどうもありがとうございます。

○塚田委員長 次に、岬麻紀君。

○岬委員 皆様、お疲れさまでございます。日本維新の会、岬麻紀でございます。

本日も質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。

本日は、前回残しましたデジタル給与について質問いたします。さきの藤巻議員からのキャッシュレス化の質問に続いてということでございます。どうぞよろしく願います。

参考として、本日、二枚の資料をお配りしております。

まず、配付資料一枚目を御覧ください。こちらは、二〇二三年三月二十日の読売新聞でございます。

す。『デジタル給与 来月解禁』というものです。この記事は今年の四月一日からデジタル給与が解禁というのですが、これまで賃金の支払いといえますと、現金を原則としつつ、労働者の同意を得た上で、銀行等の預貯金口座への振り込み又は証券総合口座への振り込みができることとされておりました。

今般、資金移動業者の口座への資金移動もできるようにするものではないかと見えます。給与振込み先の拡大という点では、一九九八年の証券口座が対象となつて以来二十五年ぶりということ、四半世紀ぶりでございます。

二〇二三年三月の公正取引委員会を見ても、フィンテックを活用したサービスに関するフォローアップ調査報告書五十九ページには、資金移動業者のアカウントへの資金支払いについては、利用者によっての二重と見られると、利用者の利便性の向上にも好ましい影響が生じると考えられるとしております。

つまり、今後は、銀行を介することなく直接、労働者のスマートフォン上のQRコード決済アプリの残高になるということですが、スマホ決済の利用者はチャージの手間も省けるなど、よいと思われる、利便性も高まるという見方もございます。

ここで、まず質問です。このように、給与のデジタル払いが利用者の利便性に好影響をもたらすとしていますが、今回の解禁に当たりまして、デジタル給与は実際にはどれくらい利用されるでしょうか。金融庁としてどのような見解をお持ちなのか、まずは教えてください。

○栗田政府参考人 お答え申し上げます。

今お話のありました資金移動業者の口座への資金支払いにつきましては、四月一日から制度が開始されまして、厚生労働大臣の指定を受けようとする資金移動業者の申請が可能となっているというふうに承知しております。

どれくらい利用されるかということにつきましては、今後は、資金移動業者において提供されま

すサービスの内容ですとか、労働者、使用者の御利用の御意向などによるために、現時点で確たることを申し上げることは困難であることを御理解いただきたく思いますけれども、一般論として申し上げます。例えば、現在、資金移動業者の利用者が銀行口座から資金移動業者の口座への都度チャージをされている場合にその手間を省くことができるといったメリットは指摘されているというふうに承知をしております。幾つかの資金移動業者は強い参入意欲を示されており、この資金移動業者は強い参入意欲を示されており、いづれにしても、利用者の利便性の向上につなげていくことを期待したいというふうに考えております。

○岬委員 ありがとうございます。

このデジタル給与の、参入する資金移動業者ですけれども、厚生労働省の指定を受ける必要があります。そのためには、資金移動業者として課せられる規制のほかにも、賃金の確実な支払いを担保するために、上乗せ規制として、要件が七つ課せられております。

対象となる一回当たりの送金が百万円以下の第二種資金移動業者ということで営んでいらっしゃるわけでございます。この資金移動業者は四月三十日現在で八十三者と伺っております。既に厚生労働省に申請した事業者も複数あると伺っておりますが、サービスの設計次第では、労働者だけではなく、使用者に当たる企業にも利便性の向上が可能性としてあるのではないのでしょうか。

次に、そうすると銀行への影響も出てくるのではないかという観点から質問を進めていきたいと思っております。

このデジタル給与と解禁で銀行への影響ということ、デジタル給与が解禁されても、やはり日本は、海外と比べて現金へ依存しているというのか、現金の存在感は依然として大きいのではないかと私は考えるわけです。賃金の金額を丸ごとデジタル給与にしたいというところを労働者は、さほど今のところは多くないのではないのでしょうか。また、

資産形成のために銀行口座は当然必要であるため、銀行と顧客との接点がなくなってしまうということも考えにくいと思われま

そのほかにも、制度導入当初は、元々QRコード決済アプリを利用して、銀行口座や現金からQRコード決済アプリにチャージをしていただく、この方々がまずは利用をされるのではないのでしょうか。そうすると、預金量が大幅に減ってしまうといったことが起こるといえるのも考えにくいのかというふうには感じております。

この資金移動業者への上乗せ規制を見ますと、銀行なくして結局成立はしない制度となっていることも分かります。とはいえ、今後、この資金移動業者のサービス設計次第では、デジタル給与が大幅な広がりを見せる可能性は否定はできません。

そのほかにも、これを契機に、クレジットカードや現金から決済アプリへと決済の手段をシフトしていく後押しになるという可能性は見られると思われま

さらに、銀行業界、近年は決済サービスの利便性を向上するための取組も進んでおります。まさに、このデジタル給与と支払いに参入を申請をしているということ、デジタル給与と支払いの解禁が決済サービスへの参入の契機となつて、決済ビジネスにおいての新たなステージで競争が始まってくるのではないのでしょうか。

それを踏まえて、質問をさせていただきます。こうした現在の銀行業界の決済ビジネスの状況をまずは教えてください。

○伊藤政府参考人 お答えいたします。

委員御指摘のとおり、銀行業界におきましても、こういった新しい資金移動業者の出現、参入を踏まえまして、デジタルに対応した様々な資金移動サービス、決済サービスを始めていますところでございますので、こうした中で顧客の利便性が向上していくことを金融庁としても期待して、後押しをしているところでございます。

○岬委員 ありがとうございます。

電子マネーの台頭を背景にしまして、銀行業界も、使い勝手の向上であるとか、新たに、手数料の引下げなど改革を急いでいるという動きもございます。デジタル給与と支払いの解禁後、送金や、また決済をめぐる競争、一段と激しくなっていくという見方もございます。そのほか、新聞記事によりますと、参入する資金移動業者の数も不透明であるという部分、そして、保証機関との契約などのコストが高いという部分、さらに、参入が少ないとなると、期待をしていた振り込み手数料などの競争が起こりにくいのではないかといったような指摘がございますが、この辺りはどのようにお考えですか。

○伊藤政府参考人 先ほど委員もお話しいただいたとおり、実際の指定と参入がこれからということもございますので、これもおっしゃるとおり、どのぐらいの者が参入してくるかとか、それから、給与振り込みを利用する会社の数がどのぐらいになるかというようなことも、その影響の度合いなどが関係してくると思っております。一概には申し上げられないと思うんですが、これは競争に結びついて効率化が推進されるという反面、またいろいろな問題がないように、今御指摘いただきましたようないろいろな規制もあるということでございますので、これらの兼ね合いでどのような競合の形になるのかということではないかというふうにご覧いただいております。

○岬委員 ありがとうございます。もちろん、現金への依存度は、まだまだ存在感は日本では大きいというお話を最初にしましたけれども、キャッシュレス化も実際進んでおりますので、こちらにも視点を向けていきたいと思っております。

このデジタル給与の解禁による変化として、少なくともこれまでよりは現金需要は減っていくのではないのでしょうか。そこで、この現金需要が減るということは、銀行にとつても、むしろ現金取扱いコストが減ると

というプラスの効果も見られると考えます。

特に、今、人口減少という地域で、ＡＴＭコスト、決して小さくないという問題も指摘されておりますよね。二〇一九年の九月二十一日の朝日新聞にもそのような記事が載っております。そうすると、コスト削減のため、銀行同士がＡＴＭを相互開放するといった工夫も進んでいるとお聞きしております。

キャッシュレス化が進展して、銀行にとってもプラスの効果があると思いますが、ＱＲコードの決済を利用すればコインの取扱いも減るということとで、例えば、小売店の利用者にとって利便性が高まるのかなというふうにも見方が出てまいります。

政府としても、令和元年の六月二十一日閣議決定において、成長戦略フォローアップでは、二〇二五年六月までにキャッシュレス決済比率を倍増して四割程度にいくというこの目標を掲げられました。また、経済産業省によれば、決済でキャッシュレスが占める割合、二〇一〇年は一三・二％、これが昨年、二〇二二年は三六％へと拡大しております。

ここで質問です。

政府が掲げましたキャッシュレス決済比率四割程度の目標ですけれども、今回、デジタル給与の解禁によりまして、どれだけキャッシュレス化の進展に結びついていくとお考えでしょうか。大臣、お答えください。

○鈴木国務大臣 資金移動業者が提供しております決済サービスは、近年のキャッシュレス決済比率の伸びに寄与していると認識をいたしております。

給与のデジタル払いに関しても、資金移動業者の創意工夫により、利用者が安心して利用することができる利便性の高いサービスが提供されていくことになれば、更なるキャッシュレス決済の進展につながることを期待できると考えます。

資金移動業者を所管する金融庁としても、政府として掲げるキャッシュレス決済比率目標の達成

に向けてまして、厚生労働省における給与のデジタル払いに関する制度の円滑な運用に協力するとともに、利用者がキャッシュレス決済を安心して利用することができる環境整備に貢献をしてまいりたいと考えております。

○岬委員 大臣、ありがとうございます。

キャッシュレスの支払い額というのは、現状は大幅クレジットが占めております。電子マネーですとかコード決済による支払い額はまだまだ少ない状況でございます。平成三十年四月十一日に策定をされましたキャッシュレス・ビジョンによりまして、将来的には、キャッシュレス決済比率は世界最高水準の八〇％を目指していくという方向性も出ております。

次に、国家公務員ではデジタル給与の支払いについてどうなっていくのかという点にも目を向けていきます。

配付資料の二枚目を御覧ください。

こちらの記事は、今年の四月二日、日経新聞でございます。この記事によりまして、国家公務員のデジタル給与払いに対する検討状況などが書かれておりますが、実際、現状はどうなっているんでしょうか。教えてください。

○役田政府参考人 お答え申し上げます。

本年四月から、民間において資金移動業者の口座への賃金支払いを可能とする枠組みが整備されたものと承知をしております。

国家公務員の給与の支払いにつきましては、給与事務の効率化やコスト軽減の観点から、人事院規則に基づきまして、基本的に、一つの銀行口座への振り込みにより行われております。

人事院は、国家公務員の給与のデジタル払いの取扱いにつきまして、民間部門の動向も注視しつつ、関係機関とシステム面などの課題も含めた議論を行うとともに、給与制度上の検討を行っております。

○岬委員 ありがとうございます。

次に、外国人労働者側への視点からも質疑を進めていきます。

外国人労働者の受入れ拡充にもつながる見込みというこの給料の支払い形態ですけれども、元々この議論が行われたところから背景を見ますと、デジタル給与の解禁の議論というのは、銀行口座の開設がしづらいという外国人労働者の対応から始まったものだと思っております。

今回の制度、デジタル給与を受け取る決済アプリの残高が百万円を超えた場合に備えて、あらかじめ銀行口座等をひもつける必要がございます。口座の開設が難しいという外国人労働者にとつては利便性の向上につながらないのではないでしようか。元々議論が始まったものの、結局それが実現できないのではないかと感じるわけですね。

もちろん、これはマネーロンダリングの対策などから、このように余り簡単には口座がつかれないようにするという慎重論というのが根強くあることは承知をしております。足下では、慢性的な人手不足から、再びこのように外国人労働者の需要が高まっていることも事実でございます。

そこを踏まえまして、このような背景から考えますと、外国人労働者がデジタル給与払いを選択しやすい環境を整えて更に利便性を高めていくという検討も必要ではないかと思っております。

外国人労働者に対する利便性の向上について、確かに、それを進めていくと課題が見えてくると思っています。この課題はどのようなところにあると具体的に考えてでしょうか。

○伊藤政府参考人 お答えを申し上げます。

やはり、デジタルになっても、銀行口座がないとなかなか生活その他で不便が生じるということであると考えておりまして、やはり外国人の方が銀行口座をつくりやすいようにいろいろな施策を講じることが重要であるというふうに考えておりますが、他方で、委員御指摘のとおり、マネーロンダリングの観点から、口座開設に当たりまして本人確認ですとかその他の手続をさせていただく必要もございまして、そういうところについて利便性をどうやって高めるかということが課題であるというふうに考えております。外国人の方は日

本語によるコミュニケーションが困難であるというケースも多かるうと思えますし、いろいろな手続もプラスでかかってくるというような点がございいます。

こうした中で、一部の金融機関では、例えば、口座開設の申込書を多言語対応のウェブサイトで事前に作成、印刷できるようにすることで来店時のスムーズな手続を可能にする、書類の記入例や顧客パンフレット、ウェブサイト等を多言語で提供する、職員が大学や企業を訪問し、留学生や技能実習生等の手続をまとめて受け付ける、SNSを活用してサービス内容を分かりやすく周知するなどの具体的な取組が進められているというふうに承知しておりますが、こうした動きを横展開をすることによって、より外国人の方が口座開設をしやすい環境を整備していきたいというふうに考えております。

○岬委員 ありがとうございます。

やはり、個別の対応というのはかなり手間もかかり、大変なものではないでしょうか。今お答えいただいたように、やはり言語の問題というのもございまして、こういった銀行の口座開設というのは、日本人の私たちでも、大変、書面が複数にわたっていたり、同じことを何度も書かなくてはいけないであったり、あと、来店するとかかなり混んでいて予定の時間内には収まらないというようないろいろな不便が、これは外国人だと更なる不便もあるでしようと思えるのは容易でございます。

ただ、いろいろな規制をもつてきちんと管理をしていくという側面は忘れてはならないところだなというふうに感じております。

そこで、最後の質問になりますが、今のような課題解決とともに、規制と利便性のバランス、これが一番大切な部分になってくると思います。具体的に、ではどのように進めていこうと思われま

○伊藤政府参考人 お答えを申し上げます。

まさに今委員おっしゃったとおり、両方を、マネロン対策ということと利便性の向上ということ

を両方進めていかなければいけないというふうに思っておりますが、具体的な方策は、先ほど申し上げたような個々の金融機関のよい対応をできるだけ多くやっていくということでもございますし、金融庁といたしましても、例えば、多言語でパンフレットを作つて、外国人の方とのマネロンの関係でいいますと、日本を出られるときに、既につくった預金口座を悪い人に売つてしまうというようなこともございますので、こういうことは犯罪ですよというようにことを周知する、そんなこともやっておりまして、金融機関と金融庁も協力して対応をしていきたいというふうに考えております。

○岬委員 ありがとうございます。

外国人の方が母国に帰るときには日本の口座は閉鎖をするであるとか、思い切ったやり方も必要な部分もあるかと思えます。

それでは、質問の時間が参りましたので、以上で終了いたします。本日もありがとうございます。

○塚田委員長 次に、前原誠司君。

○前原委員 国民民主党の前原でございます。

まず、鈴木大臣と質疑をさせていただきますと思います。

昨日公表されましたことも未来戦略方針の素案、児童手当の拡充が目玉のようでありますけれども、確かに子供さんを持つ親御さんは助かるでしょうし、喜ばれるでしょうけれども、少子化対策にはほど遠いのではないかと思います。役に立たないと私は思っております。

やはり少子化対策には、子供の教育には基本的にお金がかからない社会をつくるということ、それから給料が上がる経済の実現、この二つがないとなかなか抜本的な少子化対策にはならないということをまず申し上げておきたいと思えます。

しかも、安定財源の議論は先送りでありまして、今議論されております防衛力強化財源確保法案も、何度もこの委員会では指摘をしましたように、中身はすかすかでありまして。基本的には決算

剰余金と外為特会の剰余金を当てにして、とても安定財源とは言えない代物であります。それに加えて三・五兆円の子供、子育て予算の増額ということになりますと、恐らく今のままの議論でいくと砂上の楼閣に屋上屋を重ねるような話になるのではないかと思っております。

他方で、我々は安易な増税には反対であります。まずは徹底した歳出の見直しが行われなければならないと思います。また加えて、今日議論することでございますけれども、資産運用を強化することが大切だと考えております。

私からは、この委員会でも何度か、外為特会の一部を基金化して運用し、財源に充てることを提案をさせていただいております。

そこで、鈴木財務大臣にお伺いいたしますけれども、岸田内閣は、資産所得倍増を掲げ、拡大NISAの導入も決めました。政府の資産を運用して新たな財源とすることに対する見解を聞きたいと思えます。

○鈴木国務大臣 一つ前の御質問、NISAのことについてもお話しになったと思えます。

NISAにつきましては、家計の資産が二千兆円を超えるという、そのうち半分は現預金化ということで、これを積極的に投資に回していただく、それによって投資先の会社の、企業の価値が上がる、それがまたぐるっと回って普通の所得、給与を始めとする所得の財源にも回っていく、そういうようないい循環をつくっていくということとであります。そういう中で、企業の価値が上がる、業績が上がるという中で、例えば、法人税の増収、税収につながる、そういうことだと思えます。

（前原委員「質問に答えてください」と呼ぶ）ええと、済みません、先ほどの……（前原委員「もう一度聞きましょうか」と呼ぶ）はい。

○前原委員 拡大NISAは、個人の資産ですよね、個人の金融資産をいわゆる資産所得倍増ということで運用に回すということですが、私が見ているのは、政府の資産を運用して新たな財源とすることに対する見解を聞いております。

○鈴木国務大臣 政府の資産ということで、例えば、大学ファンドというものが最近設置されたところでございます。これの運用益を将来、呼び水としてやっているわけでありまして、それぞれ大学において、大学の努力において運用をして、それを教育財源として活用していこう、そういうような考えであると思ひまして、こうしたようなところにも、資産を大きくしていくということ、一つのやり方としてこういう例があるのではないかと思ひます。

○前原委員 私が質問しているのは、政府の資産を運用して新たな財源にするということ。

大学ファンドというのは、後で文部科学副大臣に伺いますけれども、これは、財投とか含めて十兆円集めて、それを運用するということをやって、それは子供の予算に使う、ある意味でそれは財源に使うということかもしれませんし、また、GPIF、これも厚労副大臣に後で伺いますけれども、これも預かったお金を運用するということにおいては、そういった運用面で大学ファンドそしてGPIFというのがあると思うんですけれども、私が指摘をしているのは、新たに資産運用する中で、新たな財源というものの確保に向けて検討したらどうかということでありまして。

これはいいです。またこれについては後ほど指摘したいというふうに思ひます。

岸田総理は、去る四月二十六日の経済財政諮問会議で、資産運用業などを抜本的に改革することが重要だとしまして、資産運用会社の運用能力を強化するように金融庁に指示をいたしました。

私の理解では、改革の背景として、二千兆円超の家計金融資産のうち約半分を占めると言われる約一千兆の現預金を投資に回すことと、それから、運用能力の強化の中には運用利回りを上げることが含まれるという理解をしているわけですが、この二つについて端的に御答弁ください。

○鈴木国務大臣 総理からも、経済財政諮問会議で指示がありました。

先生おっしゃるとおり、資産運用会社というのは、これは重要な役割を果たすわけであります、その改革というものの、これが必要であると思っております。

様々な問題点があるんだと思ひますけれども、政府として問題意識を持っておりますのは、大手資産運用会社の経営トップ、これがグループ内の他社から就任するケースが多くて、資産運用会社の経験が少ないケースもある。また、運用体制や保有銘柄の開示が十分なされていない。それから、我が国独自の慣習やシステムベンダーの寡占によりましてコスト高、新規参入障壁となっているなどの課題、問題意識としてそういうものを持つておりまして、資産運用会社の改革、こういう点からも進めなければならぬのではないかと考えています。

○前原委員 今お話をされた、経験の少ない人がトップに立っているとか、運用銘柄が十分に開示されていないとか、コスト高だとか、そういう課題を解決する真の目的というのがあるはずですよ。それが、私が今申し上げている、要はそういったことを踏まえて、預貯金、一千兆円と言われるものを、預貯金から投資に回していくということと、そして、そういった課題を解決することによって運用利回りを上げていくという認識でいいかということです。

大臣、いつも二度、三度聞かないと答弁が出てこないのです、一回で答えていただくようにしていただきたいと思います。

○鈴木国務大臣 前原先生おっしゃるとおりで、前半について言えば、一千兆円を超える家計の預貯金、それを投資に回していくということでありまして。それとともに、資産運用業、これが適切に機能を発揮して、家計により高く安定した投資リターンをもたらしていく、そのために必要である、先生のおっしゃったとおりだと思ひます。

○前原委員 お配りをしている資料の二ページを御覧いただきたいと思ひます。

いるものでございますけれども、GPIF、収益率が二〇一一年度以降で三・三八。この直近の二十一年間だと三・七一だと思えます。若干上がったかと思えます。シンガポールの政府投資会社が四・二％。

いつも指摘をしているように、ハーバード大学、一九七四年以降で収益率が一％。イエール大学も、過去三十年で一三・六％ということで、高いいわゆる収益率を果たしているわけですね。やはりこういったものを目指していくということが私は大事じゃないかと思えます。

次の三枚目を御覧いただきたいと思えます。

三枚目は、運用というのは、いいときもあれば悪いときもあるんですよ、当然ながら。したがって、ハーバード大学の過去十年の推移、イエール大学の過去十年の推移を見ていただいても、いいときもあれば悪いときもあるということなんです。

要は、ポートフォリオを、いわゆるオルタナティブ投資ということで、かなり多岐にわたらせているということが大事なことだと思えますけれども、こういったことをしっかりと運用会社、そして、後で質問いたします大学ファンドやGPIFの利回りを高めていこうと思えば、結局は、こういった目利きの人材育成、しっかりとこれをする人を育てていくことに私は尽きるんじゃないかと思えますが、大臣の御答弁をお願いしたいと思います。

○鈴木国務大臣 やはりそうした専門性、目利きのある人、これは重要であると思えます。特に、ポートフォリオをどうするかとか、長期にわたるものもありますし、短期にわたるものもありますし、いづれにしても、そういう目利きをいかに確保するか、そして育てていくか、これは重要なことであると認識しています。

○前原委員 それでは、今日は文科副大臣、厚労副大臣に来ていただきましたので、お伺いしたいと思います。

まず、大学ファンドについてでありますけれど

も、運用は、科学技術振興機構、JSTが選定した運用会社が行っていて、私が今知り得ているものでは、二〇二二年四月から九月の運用実績はマイナス三・六七％、金額ではマイナス千八百八十一億円ということでありますが、去年一年間、二〇二二年四月から今年三月までの運用実績を示してもらえますか。

○井出副大臣 お答えを申し上げます。

先生が御質問の中で指摘されたものが、公表されたものとしては最新のものと私も理解をしております。

JSTにおきましては、毎事業年度のものをその翌年度の夏に業務概要書を作成し、公表することとしておりますので、まだ鋭意作業中だと思えます。

○前原委員 一年間の運用実績、私はマイナスだから駄目だと言っているのじゃないんです。先ほどハーバードやイエール大学を見ていただいたように、マイナスのときもあるんです。ですから、マイナスだから駄目だと言っているのじゃなくて、やはりしっかりとした運用を行われて、そして、情報開示をしつかりしていくということでありまして、情報開示がされたらしっかりとお示しをいただきたいと思えます。

ファンドの年間運用目標は四・四九％だということですが、この根拠をお示しをいただきたいと思えます。

○井出副大臣 四・四九は、支出目標率三％プラス長期物価上昇率、これを令和五年度に当てはめますと四・四九と算出をしております。

この運用目標の定義は、総合科学技術・イノベーション会議の下で専門家の御議論を得て、その中で、四％という運用目標の達成は十分可能であるという考えが示されたものでございます。

○前原委員 三％、三千億円ですよ、毎年三千億円を拠出をする、それプラス長期物価上昇率ということと四・四九だということであります。それについては承知をしております。

じゃ、それを踏まえて、厚労副大臣に伺いたい

んですけれども、GPIFについてですね。

先ほど鈴木大臣とのやり取りを聞いていたいたと思いますけれども、政府のファンドというのは、今のところ、大学ファンド、そしてGPIFというのが大きなものとしては存在をしているわけですが、大学ファンドが四・四九ですよ、で回していくということでもあります。

GPIF、途中でポートフォリオを見直して、四分の一ずつですよ、今、国内の株が四分の一、海外の株が四分の一、そして国内の債券が四分の一、海外の債券が四分の一ということでありまして、先ほどの私がお示しをした資料で見たいいただいたように、イエール大学とかハーバード大学というのは、オルタナティブ投資ということでかなり幅広い運用にして、利回りを上げているわけですね。

もちろん、年金のお金ですので、一定程度のやはり安定性というのは大事だと思えますが、大学ファンドが四・四九ということになれば、直近の二十一年間で三・七一のGPIFの運用目標をやはり上げて、そして将来の年金の言ってみれば安定財源に資するような運用というものをしつかりと行うべきだと私は思いますが、まずは大学ファンドと合わせるぐらいの運用目標にするということと、ポートフォリオを見直される考えはありますか。

○伊佐副大臣 目標でございますけれども、公的年金の財政検証を踏まえて、将来の年金給付の財源を確保する観点から、厚労大臣がGPIFに対して示している中期目標の中で、名目賃金上昇率プラス一・七％を長期的な運用目標として設定をしております。

この長期的な運用目標を最小限のリスクで確保するという観点で、GPIFの専門的な知見に基づいて現在の基本ポートフォリオが定められているということでございます。

○前原委員 先ほど文科副大臣は、三％プラス長期物価上昇率と一・七％プラスインフレということでしたよね。しかも、その算定されることが

将来の、要は年金を安定的に提供するためということですが、少子化が進み、長寿化が進んでいる中で、賦課方式の年金というものについては、やはりしっかりと運用を私は高める必要があるというふうに思いますので、是非、政府としてはこの年金の運用をまずは大学ファンドと同じような目標に上げて、しっかりと安定財源にされることを問題提起して、質問を終わりたいと思えます。

ありがとうございます。

○塚田委員長 次に、田村貴昭君。

○田村（貴）委員 日本共産党の田村貴昭です。

インボイスについて質問します。

配付資料一を御覧ください。公正取引委員会が五月に公表した「インボイス制度の実施に関連した注意事項について」であります。

公正取引委員会は、以下の発注事業者に対して、独占禁止法違反行為の未然防止の観点から注意を行いましたとして、イラスト制作業者、農産物加工品製造販売業者、ハンドメイドショップ運営事業者、人材派遣業者、電子漫画配信取次ぎサービス業者の五つの事業者を挙げています。

公正取引委員会に伺います。注意した事業者はこれだけですか。公正取引委員会が行った調査の結果、その他の業態に独禁法違反のおそれや疑いがある業者は本当にいなかったんでしょうか。

○田辺政府参考人 お答えいたします。

公正取引委員会におきましては、日々様々な情報が寄せられておりまして、その中で、情報を精査、分析し、独占禁止法違反の疑いがある、そういったものについては、必要な調査を行っているところでございます。

今回の注意の事例につきましては、一定程度注意すべき事例が見つかったということで公表したことでございますけれども、その他の個別の事例につきましては、答弁を差し控えていただきたいと思います。

○田村（貴）委員 これも個別の事案じゃないですか。

資料二を御覧ください。公正取引委員会が注意の根拠としている資料です。

発注事業者、課税事業者が、経過措置により一定の範囲で仕入れ税額控除が認められているにもかかわらず、取引先の免税事業者に対し、インボイス制度の実施後も課税事業者に転換せず、免税事業者を選択する場合に、消費税相当額を取引価格から引き下げるなど一方的に通知することは、独占禁止法上又は下請法上問題となるおそれがありますとしていますよね。

それで、この五つ注意をした、一人の電子漫画配信サービス業者の方は、既に公正取引委員会から独禁法違反の疑いで調査を受けた、注意を受けたというふうにして、公表しています。

この業者の方は、取引のある数百名の作家に対して、インボイス発行事業者登録番号の取得状況を確認しました。そこで、登録予定のない作家には、制度開始の十月以降、今までロイヤルティーに消費税相当分一〇％を加算していた金額をお支払いしていたものから、消費税相当分一〇％を加算しない金額をお支払いするといった形に変更させていたみたい、そういうふうにして説明したから公取から注意を受けたということなんですよ。ね。だったら、こんな事例というのは山ほどあるんじゃないですか。独占禁止法違反の疑いというのはほかにないと言うんですか。

私、二月十七日の本委員会の質疑で、大手飲料メーカー、誰もが知っている大手飲料メーカーの事例を取り上げました。この大手飲料メーカーは、業務委託契約の販売員に対して、課税事業者になればこれまでと同等の条件を維持、免税事業者のままだと従来の販売手数料から益税、消費税相当分を差し引いた金額に設定、販売手数料の減額と一方的に説明しているんですよ。私は、国会の公式の場でこういうことを挙げて、そして、こういうところはやはり独禁法違反になるんじゃないか、調査したのか、注意しているのかということを確認しているんですけども、そのことについて確かめたいと思います。この事例はどうなん

ですか。

○田辺政府参考人 今回公表した事例につきましても、先生御指摘のとおり、発注者が、経過措置により一定の範囲で仕入れ税額控除が認められているにもかかわらず、免税事業者に対して、インボイス制度の実施後も課税業者に転換せず、免税業者を選択するという場合には、消費税相当額を取引価格から……(田村(貴)委員)それは分かっています「と」呼ぶ、そういう問題について注意を行なったということでございます。公正取引委員会としましては、本件、公表した事例も含めまして、関係省庁とも連携しながら、インボイスについて周知、広報を行うとともに、独占禁止法違反行為があれば、これは厳正に対処してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○田村(貴)委員 ちゃんと答えていませんよね。この注意された五つの業態の方々、見たら、全部個人事業者ばかりですよ。私がこの委員会指摘した大手飲料メーカーの事例は全く一緒じゃないですか。

先ほど、いっぱい私たちの方にも情報が寄せられていると。私の事務所にも来ていますよ。だからこうやって、これは本当にいけない、駄目だなと思うことについては告発もしています、お知らせもしています。調べないでしよう。そのことについて何にも言わないじゃないですか。

なぜ、個人事業者ばかりは見せしめと言わんばかりにこうやって公表し、大手企業については調査もしない、結果も知らせない。こんなんでいいんですか。何か言うことありますか。

○田辺政府参考人 繰り返しになってしまいましたが、大企業、中小企業、そういったことにかかわらず、独占禁止法違反ということがあれば、そこは厳正に対処していくことがございまして、今回、公表資料については、一定の行為について、独占禁止法違反につながるおそれのある行為が複数見られたので、それをまとめて公表したということでございます。

○田村(貴)委員 資料一枚目のところに、以下の

発注事業者に対してと。等という言葉もないんですよ。こうやって挙げている。明らかにおかしいと思います。

鈴木大臣、お伺いします。

インボイス導入をめぐって、まさに、もうこの瞬間でもですよ、経済社会が混乱に陥っています。免税事業者は取引先から、課税業者になるか、取引額から消費税の差引きを告げられているんですよ。そのときに、八割控除とか五割控除とかあるんだけど、こんなことはもう説明しない。とにかく消費税分は引きますよと。だから、独禁法違反になるので、公正取引委員会がこういう注意をしている。注意の仕方も問題があるんだけど。

それもこれも、大臣、全てインボイスのせいじゃないですか。仕入れ税額控除に関わるこうした問題があるから、毎日問題が生じているんですよ。周知、広報に徹する、理解を深める、そういうふうにならずと言われ続けてきて、まだこうした問題がある。インボイス制度は思い切って中止をする、実行を延期する。決断すべきじゃないですか。

○鈴木国務大臣 政府といたしましては、インボイス制度、複数税率の下で適正な税制をしっかりと前に進めていくために必要なものであるということで、法律で定められておりますが、本年十月からの導入ということが決まっているわけであり

ます。政府として、法律で決められているこの方針を今変えるということとは考えておりません。

○田村(貴)委員 方針を変えないから、日々こうした問題が起こってくるわけですよ。財務省は、制度説明を尽くしていく、理解を求めていくということなんですよけれども、それが行われていない事例について今日はまた質問したいと思います。

日本たばこ産業株式会社、JTが全国の葉たばこ農家に対して、インボイス実施後の契約金額などの説明を各地の組合を通じて行っています。こ

れはある県の農家の話です、葉たばこ農家の話です。葉たばこ代の支払いに当たり、従来は免税農家には消費税額分相当を上乗せした税込み価格で支払ってきたが、二〇二三年からはインボイス登録をしない免税農家には消費税額分は除いた税抜き価格で支払うと説明してきているそうであり

ます。大臣、また出てきたじゃないですか、こうやって。これ、同じ説明をJTは今もしているんじゃないのか。

○齋藤政府参考人 お答えを申し上げます。JTの葉たばこ農家に対するインボイス制度の実施に関連した説明について、私どもがJTから聴取した内容は以下のとおりでございます。

昨年の八月段階でございますけれども、JTから全国たばこ耕作組合中央会に対して、本年の十月一日以降、すなわちインボイスの実施以降というところでございしますが、その葉たばこ耕作者とお取引について、免税事業者に対しては、JTとして消費税相当額を支払わない対応とする旨、一旦説明をいたしております。

その後、インボイス制度導入時の影響緩和に係る社会的な動向を踏まえ、免税事業者とお取引に関して、仕入れ税額控除の経過措置等を考慮した消費税相当額の支払いに係る対応というものを改めて検討を行った、具体的には、JTは、免税事業者である葉たばこ耕作者に対して、本年十月一日から令和八年九月三十日までの三年間においては、消費税の八〇％相当額を支払う、また、令和八年十月一日から令和十一年九月三十日までの次の三年間でございしますけれども、消費税の五〇％相当額を支払うということとし、先日、五月三十一日でございしますが、全国たばこ耕作組合中央会と協議の上、各たばこ耕作組合に周知をした、このように聞いているところでございます。○田村(貴)委員 五月三十一日に周知ですか。こういうテンポですよ、大臣。だから、誤ったメッセージが伝わるわけですよ。消費税額分は除いた税抜き価格で行いますと。

農家はびっくりしますよね、葉たばこ農家。だから、この誤った説明のせいで、多くの葉たばこ農家がインボイス登録をしてしまったんですよ。課税登録してしまったんですよ。経過措置の話が出てきて、八割控除、五割控除はあるので、じゃ、その分については控除額にに応じて支払う、これが今の説明ですよ。だったら、この控除期間中は免税業者でありたいと思うのは当たり前じゃないですか。だから、慌てて、その登録取消しの書類も持って、また説明に伺っているという状況なんです。

大臣、これを混乱と言わず何と言いますか。JTというのは、政府が一番の株主でしょう。そして、JTは財務省の監督下にあるわけでしょう。インボイス、そしてこの控除期間の問題、全然周知徹底されていないじゃないですか。それで、農家の方は、いや、本当に困っていますよ。私は、誤ったメッセージでこの混乱を招いていることについて、財務省、これ、何の責任も感じていないんですか。いかがですか。

○鈴木国務大臣 財務省としては、十月からのインボイス導入、これを何とか、ソフトウェアインフラといいますが、なだらかにきちっと導入をしていきたいということで、先生御承知のとおり様々な周知徹底をいたしましたし、経過措置を取りましたし、様々な予算的な措置を取りましたし、しているところでございます。

そういう財務省の立場からして、今御指摘のような、そういうような、JTのことを例に挙げられましたけれども……〔田村（貴委員）「たばこ農家とJT」と呼ぶ〕ええ。そういう例が先生からありましたけれども、こうした場合があるということ、これは遺憾なことである、こういうふうに思います。

いずれにいたしましても、財務省としてもいろいろなこの緩和策をやっていくわけで、やっているわけでありますので、その周知徹底を更にしっかりとやっていかなければいけない、そう思います。

○田村（貴委員） 遺憾なこととおっしゃいましたが、インボイス自体が遺憾なんです、いかぬことなんです。

JTの説明によれば、経過措置の期間が終われば、免税葉たばこ農家への支払いは、消費税を除いた税抜き価格となります。これでは、免税葉たばこ農家が経費として支払った消費税分が転嫁できなくなってしまう。免税葉たばこ農家が負担した仕入れ税額、免税農家が負担した仕入れに係る消費税分、これはJTが払うことになるんじゃないか。この先、どうなるんですか。そういうことを考えていますか。どうですか。

○齋藤政府参考人 お答え申し上げます。

今般の措置につきましても、先ほど御説明をさせていただきますましたとおり、JTと全国たばこ耕作組合中央会との協議の上で、昨年の夏、一旦説明したものを改めたということでございます。今後の買取りについても、JTとそれからたばこ耕作組合との間でしっかりと相談をした上で、問題が生じないようにしていつてもらいたい、そのように考えております。

○田村（貴委員） いずれにしても、たばこ農家とJTとの間におけるインボイスをめぐる大きな混乱と、そして深刻な不安をもたらしているのは事実なんです。

要望しておきます。財務省もJTも、こうした葉たばこ農家からの要求、そして不安、耳を傾けるべきじゃないですか。それだけ答えてください。大臣でも。

○鈴木国務大臣 インボイスにつきましては、いろいろな団体、それから事業者の組織からも、様々な不安でありますとか要望が寄せられているところであります。そういう意味におきまして、葉たばこ耕作組合からも、こうした要望があれば、それは他の団体からの御要請と同じように、しっかりと受け止めてさせていただきます。

○田村（貴委員） 時間が来ました。終わります。

○塚田委員長 次に、内閣提出、金融商品取引法等の一部を改正する法律案及び情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

順次趣旨の説明を聴取いたします。金融担当大臣鈴木俊一君。

金融商品取引法等の一部を改正する法律案
情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○鈴木国務大臣 ただいま議題となりました金融商品取引法等の一部を改正する法律案及び情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

まず、金融商品取引法等の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

成長と資産所得の好循環を生み出し、国民の安定的な資産形成を実現するため、我が国の金融及び資本市場をめぐる環境変化に対応して、金融サービスの顧客等の利便の向上及び保護を図ることが、喫緊の課題となっております。このような状況を踏まえ、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして、御説明申し上げます。

第一に、金融サービスの提供等に係る業務を行う者に対し、顧客等の最善の利益を勘案しつつ、顧客等に対して誠実かつ公正に業務を遂行すべき義務の規定を整備することいたします。

第二に、国民の安定的な資産形成の支援に関する施策を総合的に推進するため、基本方針を策定することいたします。また、国民の金融リテラシー向上等に向けた金融経済教育推進機構を創設

することいたします。

第三に、契約締結前等における顧客等への情報提供について、デジタル技術の活用や、顧客の知識経験等に応じた説明義務に関する規定を整備することいたします。

第四に、企業開示制度について、法令上の四半期報告書制度を廃止することいたします。

その他、関連する規定の整備等を行うこととしております。

次に、情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

近年の情報通信技術の進展及び投資者の多様化を始めとする資本市場を取り巻く環境の変化に対応して、資本市場の効率化及び活性化を図ることが、喫緊の課題となっております。このような状況を踏まえ、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして、御説明申し上げます。

第一に、特別法人出資証券をデジタル化するための振替制度の整備を行うこといたします。

第二に、スタートアップ企業等の上場日程の期間短縮を図るため、振替制度における手続期間の見直しを行うこといたします。

その他、関連する規定の整備等を行うこととしております。

以上が、金融商品取引法等の一部を改正する法律案及び情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律案の提案理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○塚田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る七日水曜日午後零時五十分理事會、午後一時委員会を開会することとし、本日

は、これにて散会いたします。

午後零時二十一分散会

金融商品取引法等の一部を改正する法律案

金融商品取引法等の一部を改正する法律

(金融商品取引法の一部改正)

第一条 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「電子募集取扱業務」を「電子募集業務及び電子募集取扱業務」に改める。

第二条 第二項第五号ハ中「もの」の下に「及び当該不動産特定共同事業契約に基づく権利が電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。」を表示されるものを加える。

第五条 第二項第三号中「第二十四条の四の七第一項若しくは第二項の規定による四半期報告書(以下この条において「四半期報告書」という。)のうち第二十四条の四の七第一項に規定する事項を記載したもの若しくは」を削り、「第二十四条の五第一項に規定する報告書」を「第二十四条の五第一項に規定する半期報告書」に、「うち第二十四条の五第一項に規定する」を「うち第二十四条の五第一項の表の各号の中欄に掲げる」に改め、同条第三項及び第四項中「四半期報告書又は」を削り、同条第五項中「第二十四条の四の七第一項若しくは第二項」とあるのは「第二十四条の四の七第三項において準用する同条第一項に規定する事項」とあるのは「第二十四条の四の七第三項において準用する同条第一項に規定する事項」と、「第二十四条の五第一項に規定する事項」を「第二十四条の五第一項の表の各号の中欄」に、「第二十四条の五第三項において準用する同条第一項に規定する事項」を「第二十四条の五第三項において準用する同条第一項の表の第三号の中欄」に改め、同条第六項第二号

第一類第五号 財務金融委員会議録第二十号

中「第二十四条の四の七第六項」を削る。

第十五条 第一項中「金融サービスの提供に關する法律」を「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に改める。

第二十一条 第二項第一項中「第五号及び第九号」を「第四号及び第七号」に、「同項第十二号」を「同項第十号」に改める。

第二十一条 第三号「第五号及び第九号」を「第四号及び第七号」に改める。

第二十四条 第二項第一号中「第二十四条の四の七第一項若しくは第二項の規定による四半期報告書のうち同条第一項に規定する事項を記載したもの若しくは第二十四条の五第一項に規定する」を「第二十四条の五第一項の表の各号の中欄に掲げる」に改める。

第二十四条の四の七及び第二十四条の四の八を削る。

第二十四条の五第一項中「のうち、第二十四条の四の七第一項の規定により四半期報告書を提出しなければならない会社(同条第二項の規定により四半期報告書を提出した会社を含む。第三項において同じ。以外の会社)」を削り、「その事業年度が六月を超える場合には」を「事業年度」に改め、当該事業年度が開始した日から六月が経過したときは「に」、「事業年度」に改め、当該事業年度が開始した日以後六月間の当該会社の属する企業集団及び当該会社の経理の状況その他の事業の内容に関する重要な事項その他の公益又は投資者保護のため必要かつ適當なものとして内閣府令で定める」を「次の表の各号の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる」に、「報告書(以下「半期報告書」という。)を「半期報告書(この項の規定により提出すべき報告書をいう。以下同じ。に、「当該期間経過後三月以内)」を「同表の下欄に掲げる期間内」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、同表の第三号の上欄に掲げる会社(以下この項において「非上場会社」という。)

令和五年六月二日

のうち同表の第二号の上欄に規定する内閣府令で定める事業を行うものについては、同号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書を同号の下欄に掲げる期間内に提出することをもち、非上場会社のうち当該事業を行う会

社以外の会社については、同表の第一号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書を同号の下欄に掲げる期間内に提出することをもつて、これに代えることができる。

第二十四条の五第一項に次の表を加える。

一 第二十四条第一項第一号に掲げる有価証券その他流通状況がこれに準ずるものの発行者である会社その他の政令で定めるもの(以下この表において「上場会社等」という。)のうち次号の上欄に掲げる会社以外の会社	当該事業年度が開始した日以後六月間の当該会社の属する企業集団の経理の状況その他の公益又は投資者保護のため必要かつ適當なものとして内閣府令で定める事項(以下この表において「半期報告書共通記載事項」という。)	当該期間が経過した日から起算して四十五日以内の政令で定める期間内
二 上場会社等のうち金融システムの安定を図るためその業務の健全性を確保する必要がある事業として内閣府令で定める事業を行う会社	当該事業年度が開始した日以後六月間の半期報告書共通記載事項及び当該会社に係るこれと同様の事項として内閣府令で定める事項	当該期間が経過した日から起算して六十日以内の政令で定める期間内
三 上場会社等以外の会社	当該事業年度が開始した日以後六月間の半期報告書共通記載事項及び当該会社に係るこれと同様の事項並びにこれらを補足する事項として内閣府令で定める事項	当該期間が経過した日から起算して三月以内

第二十四条の五第二項中「前項の規定により提出しなければならない」を削り、「に、同項に規定する」を「に、前項の表の第三号の中欄に掲げる」に、「より、同項に規定する」を「より、同項に掲げる」に改め、同項第一号中「前項に規定する」を「前項の表の各号の中欄に掲げる」に改め、同条第三項中「前二項」を「第一項(ただし書並びに同項の表の第一号及び第二号を除く。以下この項において同じ。及び前項」に改め、「の

うち、第二十四条の四の七第三項において準用する同条第一項の規定により四半期報告書を提出しなければならない会社以外の会社」を削り、「以外の会社」を「第四項において同じ。」は、事業年度ごとに、当該事業年度」に、「以外の会社」を「このうち、」に、「に限る。」と、「その事業年度」とあるのは「当該特定有価証券に係る」を「は、」に、「と、」事業年度」とあるのは「特定期間」とと、「当該事業年度」とあ

るのは「当該特定期間」と、「当該会社の属する企業集団及び当該会社の経理の状況その他事業」とあるのは「当該会社が行う資産の運用その他これに類似する事業に係る資産の経理の状況その他資産を」とに、当該特定有価証券に係る特定期間」と、「次の表の各号の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ、同表の中欄」とあるのは「次の表の第三号の中欄」と、「同表の下欄」とあるのは「同号の下欄」と、同項の表の第三号の中欄中「当該事業年度が開始した日以後六月間の半期報告書共通記載事項及び当該会社に係るこれと同様の事項並びにこれらを補足する事項」とあるのは「当該特定期間が開始した日以後六月間の当該会社が行う資産の運用その他これに類似する事業に係る資産の経理の状況その他資産の内容に関する重要な事項その他の公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものに」、「前項中」を「前項第一号中「前項の表の各号の中欄」とあるのは「前項の表の第三号の中欄」と、同項第二号中に改め、同条第十三項中「第一項中」を「第一項の表の第三号の中欄」に、「第一項中」を「同欄中」に、「第二項中」同様に規定する事項を「同項中」掲げる事項の」に、「同項に規定する事項（第十三項に規定する半期代替書面に記載された事項を除く。）を「掲げる事項（第十三項に規定する半期代替書面に記載された事項を除く。）の」に改める。

第二十五条第一項中「同条第四項の規定の適用を受ける届出書及びその添付書類」を削り、「四半期報告書、半期報告書」を「半期報告書」に、「第五号及び第九号」を「第二号に掲げる発行登録追補書類及びその添付書類にあつては、当該発行登録追補書類に係る発行登録について、当該発行登録書及びその添付書類に係る当該経過する日、第四号及び第七号」に改め、「四半期報告書の訂正報告書」を削り、「四半期報告書又は」を「又は」に改め、同項第一号中「同条第四項の規定の適用を受ける届出書及びその添付書類並びにこれらの訂正届出書を除く。」

を削り、同項第二号を削り、同項第三号中「発行登録が効力を失うまでの期間」を「五年」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号を同項第五号とし、同項第七号を削り、同項第八号中「三年」を「五年」に改め、同号を同項第六号とし、同項第九号中「第二十四条の四の八及び」を削り、「三年」を「五年」に改め、同号を同項第七号とし、同項第十号中「一年」を「五年」に改め、同号を同項第八号とし、同項第十一号を同項第九号とし、同項第十二号を同項第十号とし、同条第二項中「第十一号」を「第九号」に、「同項第十二号」を「同項第十号」に改め、同条第三項中「第二十四条の四の八第一項及び」、「第二十四条の四の八第二項及び」及び、「第二十四条の四の七第五項」を削り、同条第四項中「第十号」を「第八号」に、「同項第十二号」を「同項第十号」に改め、同条第六項第三号中「第二十四条の四の七第四項」を削る。

第二十七条中「第二十四条の四の八第一項及び」、「第二十四条の四の七第六項から第十一項まで」及び、「第二十四条の四の七第六項及び第八項から第十一項まで」を削る。

第二十七条の三十の二中「第二十四条の四の八第二項及び」、「第二十四条の四の七第四項」及び「第二十四条の四の八第一項及び」を削り、「並びに」を「及び」に改め、「第二十条の四の七第一項若しくは第二項（これらの規定を同条第三項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）を削る。

第二十七条の三十の六第一項中「第二十四条の四の八第一項及び」、「第二十四条の四の八第二項及び」及び、「第二十四条の四の七第五項」を削る。

第二十七条の三十の十中「第十一号」を「第九号」に、「同項第十二号」を「同項第十号」に改める。

第二十七条の三十二第二項中「第百八十五条

の七第三十一項第五号」を「第百八十五条の七第三十一項第四号」に改める。

第二十七条の三十四中「第五号及び第九号」を「第四号及び第七号」に、「同項第十二号」を「同項第十号」に改める。

第二十九条の二第二項第六号中「について、」の下に「電子募集業務・電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより第二号第八項第七号又は第八号に掲げる行為（政令で定めるものを除く。）を業として行うことをいう。以下この章において同じ。」又はを加え、「第一条第八項第九号」を「同項第九号」に改め、同項第十二号を同項第十三号とし、同項第十一号を同項第十二号とし、同項第十号を同項第十一号とし、同項第九号の次に次の一号を加える。

十 貸付事業等権利（第二条第二項第三号から第六号までに掲げる権利のうち、当該権利に係る出資対象事業（当該権利を有する者が出資又は拠出をした金銭その他の財産を充てて行う事業をいう。第四十条の三の三において同じ。）が主として金銭の貸付けを行う事業であるものその他の政令で定めるものをいう。以下この章において同じ。）についての第二条第八項第七号から第九号までに掲げる行為を業として行う場合にあるつては、その旨

第二十九条の四第一項第一号イ、ロ（ハ）及びハ並びに第二号ニ、ホ、ヘ（ロ）及びチ中「金融サービスの提供に関する法律」を「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に改める。

第二十九条の四の二第二項及び第七項中「第二十九条の四の二第十項」を「第二十九条の四の二第九項」に改め、同条第八項を削り、同条第九項を同条第八項とし、同条第十項中「第七項及び前項」を「及び前二項」に改め、同項を同条第九項とする。

第二十九条の四の三第一項中「第二十九条の四の三第四項」を「第二十九条の四の三第三項」に改め、同条第二項中「次項において同じ」を削り、同条第三項を削り、同条第四項中「第一項及び第二項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第三十三条第三項中「又は投資助言・代理業若しくは有価証券等管理業務を」と、「投資助言・代理業を行う場合又は有価証券等管理業務を行う場合若しくはこれに準ずる場合として政令で定める行為を業として」に改める。

第三十三条の二に次の一号を加える。

五 前条第三項に規定する政令で定める行為第三十三号の三第一項第五号中「について、」の下に「電子募集業務又は」を加え、同項第九号を同項第十号とし、同項第八号を同項第九号とし、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七 貸付事業等権利についての第二条第八項第七号から第九号までに掲げる行為を業として行う場合にあるつては、その旨

第三十三号の五第一項第一号及び第二号中「金融サービスの提供に関する法律」を「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に改める。

第三十六条の見出しを「顧客の利益の保護のための体制整備」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「第二項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第二項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とする。

第三十六条の二の見出し中「揭示」を「揭示等」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 金融商品取引業者等は、内閣府令で定めるところにより、商号、名称又は氏名その他内閣府令で定める事項を電気通信回線に接続し

て行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。第六十六条の八第二項において同じ。）により公衆の閲覧に供しなければならない。ただし、その事業の規模が著しく小さい場合その他の内閣府令で定める場合（その者が第二十九条の四の二第八項に規定する第一種少額電子募集取扱業者又は第二十九条の四の三第二項に規定する第二種少額電子募集取扱業者である場合を除く。）は、この限りでない。

第三十七条の三の見出し中「書面の交付」を「情報の提供等」に改め、同条第一項中「を記載した書面を交付しなければ」を「に係る情報を提供しなければ」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 金融商品取引業者等は、前項の規定による情報の提供を行うときは、顧客に対し、同項各号に掲げる事項（同項第五号及び第六号に掲げる事項その他の内閣府令で定める事項を除く。）について、顧客の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品取引契約を締結しようとする目的（以下この項において「顧客属性」という。）に照らして、当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度により、説明をしなければならない。ただし、顧客属性に照らして、当該情報の提供のみで当該顧客が当該事項の内容を理解したことを適切な方法により確認した場合その他の内閣府令で定める場合は、この限りでない。

第三十七条の三第三項中「には」の下に、「内閣府令で定めるところにより」を加え、「書面」を「規定により提供する情報」に改める。

第三十七条の四の見出し中「書面の交付」を「情報の提供」に改め、同条第一項中「遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、書面を作成し、これを顧客に交付しなければ」を「内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、顧客に対し

し、当該金融商品取引契約に関する事項その他の内閣府令で定める事項に係る情報を提供しなければ」に改め、同項ただし書中「書面を顧客に交付しなくても」を「情報を顧客に提供しなくても」に改め、同条第二項を削る。

第三十七条の六第一項中「第三十七条の四第一項の書面を受領した日」を「当該金融商品取引契約の成立に係る第三十七条の四の規定による情報の提供を受けた日として政令で定める日」に改める。

第四十条の二第四項中「するときは」の下に「内閣府令で定めるところにより」を加え、「内閣府令で定めるところにより」を削り、「を記載した書面を交付しなければ」を「に係る情報を提供しなければ」に改め、同項ただし書中「当該書面を当該情報」に、「を記載した書面を交付している」を「に係る情報を提供している」に改め、同条第五項中「を内閣府令で定めるところにより説明した書面」を「の説明その他の内閣府令で定める事項に係る情報に」、「交付しなければ」を「提供しなければ」に改め、同条第六項を削る。

第四十条の三の二次に次の二条を加える。

（出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されていない場合の売買等の禁止）

第四十条の三の三 金融商品取引業者等は、貸付事業等権利については、当該貸付事業等権利に係る出資対象事業の状況に係る情報が、当該貸付事業等権利を有する者に提供されることが当該貸付事業等権利に係る契約その他の法律行為において確保されているものとして内閣府令で定めるものでなければ、第二号第八項第一号、第二号又は第七号から第九号までに掲げる行為をしてはならない。

（出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の募集等の禁止）

第四十条の三の四 金融商品取引業者等は、貸付事業等権利については、当該貸付事業等権利を有する者に前条に規定する契約その他の

法律行為に基づき提供されるべき情報が提供されていないことを知りながら、第二号第八項第七号から第九号までに掲げる行為をしてはならない。

第四十二条の七の見出しを「運用状況に係る

情報の提供」に改め、同条第一項中「運用報告書を作成し」を削り、「交付しなければ」を対し、当該運用財産に関する運用の状況その他の内閣府令で定める事項に係る情報を提供しなければ」に改め、同項ただし書中「運用報告書を権利者に交付しなくても」を「当該情報を権利者に提供しなくても」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項の運用報告書を作成したときは」を「前項の規定により情報を提供するときは、内閣府令で定めるところにより」に、「これ」を「当該情報」に改め、同項を同条第二項とする。

第三章第二節第五款の款名中「電子募集取扱業務を電子募集業務及び電子募集取扱業務」に改める。

第四十三条の五中「電子募集取扱業務」を「電子募集業務又は電子募集取扱業務」に、「交付する書面に記載する事項」を「提供しなければなら

ない情報」に改める。

第五十条の二第一項第八号、第十一項及び第十二項中「金融サービスの提供に関する法律を「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に改める。

第五十六条の二第三項中「第三十六条第二項」を「第三十六条第一項」に、「同条第三項」を「同条第二項」に、「同条第四項」を「同条第三項」に、「同条第五項」を「同条第四項」に改める。

第五十七条の二第二項第二号中「当該特別金融商品取引業者の親会社のうちその親会社がない会社に係る直近の四半期報告書その他のものを削り、同条第五項中「当該特別金融商品取引業者の親会社のうちその親会社がない会社の四半期報告書その他のものを削る。

第五十九条の四第一項第一号及び第二号中

「金融サービスの提供に関する法律」を「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に改める。

第五十九条の六中「第三十六条第一項、」を削る。

第六十条の三第一項第二号ト中「金融サービスの提供に関する法律」を「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に改める。

第六十条の十三及び第六十三条第十一項中「第三十六条第一項」を削る。

第六十三条の三第三項各号中「第三十六条第一項」を削る。

第六十三条の九第八項及び第六十三条の十一第三項各号中「第三十六条第一項」を削る。

第六十四条第三項第三号ハ、第六十四条の二第一項第二号及び第四号並びに第六十四条の七第六項第二号中「金融サービスの提供に関する法律」を「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に改める。

第六十五条の五第二項中「第三十六条第一項」を削り、「第三十六条の二第一項の下に」及び第二項を加え、同条第四項中「第三十六条第一項」を削る。

第六十六条の七を次のように改める。

第六十六条の七 削除

第六十六条の八の見出し中「揭示」を「揭示等」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 金融商品仲介業者は、内閣府令で定めるところにより、商号、名称又は氏名その他内閣府令で定める事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならない。ただし、その事業の規模が著しく小さい場合その他の内閣府令で定める場合は、この限りでない。

第六十六条の十九第一項第六号、第八十条第二項、第八十二条第二項第一号及び第二号、第百六条の十二第二項第二号及び第三号、第百五

十五条の三第二項第二号及び第三号、第五百五十六条の四第二項第二号及び第三号、第五百五十六条の二十の四第二項第二号及び第三号、第五百五十六条の二十の十八第二項第二号及び第三号並びに第五百五十六条の二十五第二項第四号中「金融サービスの提供に関する法律」を「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に改める。

第百六十四条第二項中「この項」の下に「及び第八項」を加え、同条第四項中「を当該上場会社等」を「及び当該役員又は主要株主の商号、名称又は氏名に関する情報を当該上場会社等」に改め、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8 前項の規定により利益関係書類の写しが公衆の縦覧に供されている場合においては、同項の上場会社等の株主は、内閣総理大臣に対し、第一項の利益を得ていると認められる役員又は主要株主の商号、名称又は氏名に関する情報の提供を求めることができる。

第百六十五条第一号中「次条第十五項」を「次条第十六項」に改める。

第百六十五条の二第七項中「この項」の下に「及び第十三項」を加え、同条第九項中「をいう」の下に「第十三項において同じ」を加え、「を当該上場会社等」を「及び当該報告書提出組合員の商号、名称又は氏名に関する情報を当該上場会社等」に改め、同条第十六項を同条第十七項とし、同条第十三項から第十五項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十二項の次に次の一項を加える。

13 前項の規定により組合利益関係書類の写しが公衆の縦覧に供されている場合においては、同項の上場会社等の株主は、内閣総理大臣に対し、その財産について第三項の利益が生じていると認められる特定組合等の報告書提出組合員の商号、名称又は氏名に関する情報の提供を求めることができる。

第百六十六条第四項中「同項第十一号」を「同項第九号」に改め、同条第五項中「第二十四条の四の七第一項若しくは第二項の規定による四半期報告書」を削る。

第百七十二条の三第一項中「第五号」を「第四号」に改め、同条第二項中「第二十四条の四の七第一項（同条第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）又は「四半期報告書又は及び（以下この章において「四半期・半期報告書」という。）」を削り、「四半期・半期報告書」を「半期報告書」に改める。

第百七十二条の四第二項中「四半期・半期・臨時報告書等（第二十四条の四の七第一項若しくは第二項（これらの規定を同条第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による四半期報告書若しくは）を「半期・臨時報告書等（」に改め、「第二十四条の四の七第四項第二十七条において準用する場合を含む。）及び」を削る。

第百七十二条の十二第一項第一号中「四半期・半期・臨時報告書等」を「半期・臨時報告書等」に改める。

第百七十八条第十項中「四半期・半期報告書」を「半期報告書」に改め、同条第十一項中「四半期・半期・臨時報告書等」を「半期・臨時報告書等」に改める。

第百七十九条の見出しを「（審判手続開始決定記録）」に改め、同条第一項を次のように改める。

内閣総理大臣は、前条第一項の決定をした場合においては、内閣府令で定めるところにより、当該決定に係る電磁的記録（次項及び第三項並びに第百八十三条において「審判手続開始決定記録」という。）を内閣府の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この節において同じ。）に備えられたファイル（第百八十五条の十二第二項第二号及び第三号を除き、以下この節において単に「ファイ

ル」という。）に記録しなければならない。

第百七十九条第二項中「審判手続開始の決定に係る決定書（次項及び第百八十三条において「審判手続開始決定書」という。）を「審判手続開始決定記録」に、「審判の」を「最初の審判手続の」に、「記載しなければ」を「記録しなければ」に改め、同条第三項中「審判手続開始決定書の謄本」を「審判手続開始決定記録」に改め、同条第四項中「審判」を「最初の審判手続」に改める。

第百八十条の次に次の一条を加える。
（映像と音声の送受信による通話の方法による審判手続）

第百八十条の二 審判官は、相当と認めるときは、被審人の意見を聴いて、内閣府令で定めるところにより、審判官及び被審人が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によつて、審判手続を行うことができる。

2 前項の場合には、当該被審人は、審判手続の期日に出頭したものとみなす。

第百八十一条第三項中「審判」を「審判手続」に改める。

第百八十二条（見出しを含む。）中「審判」を「審判手続の期日」に改める。

第百八十三条第一項中「審判手続開始決定書の謄本」を「審判手続開始決定記録」に改め、同条第二項中「審判手続開始決定書に記載されを「審判手続開始決定記録に記載され」に、「審判の期日前」を「最初の審判手続の期日（当該期日）が変更された場合にあつては、変更後の期日）前」に、「審判の」を「審判手続の」に改める。

第百八十四条第一項中「審判」を「審判手続」に改める。
第百八十五条第二項中「前項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 審判官は、次に掲げる場合であつて、相当と認めるときは、内閣府令で定めるところにより、審判官、被審人及び参考人が映像と音

声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によつて、前項の規定による審問をすることができる。この場合においては、被審人も、当該方法によつて、その参考人に質問することができる。

一 参考人の住所、年齢又は心身の状態その他の事情により、参考人が審判手続の期日に出頭することが困難であると認める場合
二 事案の性質、参考人の年齢又は心身の状態、参考人と被審人との関係その他の事情により、参考人が審判官及び被審人が参考人を審問するために在席する場所において陳述するときは圧迫を受け精神の平穩を著しく害されるおそれがあると認める場合
三 被審人に異議がない場合

3 前項の場合には、当該参考人は、審判手続の期日に出頭したものとみなす。

第百八十五条の二に次の一項を加える。
2 審判官は、次に掲げる場合であつて、相当と認めるときは、内閣府令で定めるところにより、審判官及び被審人が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によつて、前項の規定による審問をすることができる。

一 被審人の住所、年齢又は心身の状態その他の事情により、被審人が審判手続の期日に出頭することが困難であると認める場合
二 事案の性質、被審人の年齢又は心身の状態その他の事情により、被審人が審判官が被審人を審問するために在席する場所において陳述するときは圧迫を受け精神の平穩を著しく害されるおそれがあると認める場合
三 被審人に異議がない場合

第百八十五条の三第一項中「審判に際し」を「審判手続において」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前項の規定により提出された物件（民事訴

訟法第三百三十二条の十第一項に規定する書面等に限る。については、第百八十五条の十三において準用する同法第三百三十二条の十三（各号を除く。）の規定は、適用しない。

第百八十五条の四第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 審判官は、相当と認めるときは、内閣府令で定めるところにより、審判官、被審人及び鑑定人が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によつて、前項の規定による審問をすることができ、この場合においては、被審人も、当該方法によつて、その鑑定人に質問することができる。

第百八十五条の七第四項中「二以上の」を削り、「四半期・半期報告書」を「半期報告書」に改め、「提出について」の下に「第百七十二条の三第一項に該当する事実及び同条第二項に該当する事実のそれぞれについて」を加え、「次項において同じ。」に「を」に改め、同条第五項中「又は前項の決定」を「の決定」に改め、「前項、この項及び二以上の」を削り、「若しくは第二項又は前項の」を「又は第二項の」に改め、「を内閣府令で定めるところによりそれぞれの新決定に係る事実について個別決定」との算出額に応じて按分して得た額に相当する額」を削り、同条第二号中「前項、この項若しくは第十五項」を「本条第十五項」に改め、「を合計した額」を削り、同条第六項中「又は四半期・半期・臨時報告書等」を「又は半期・臨時報告書等」に改め、「第二十四条の四の七第四項を削り、同項第二号、同条第七項第一号口及び同条第十四項の表第百七十二条の四第一項又は第二項に規定する発行者の項中「四半期・半期・臨時報告書等」を「半期・臨時報告書等」に改め、同条第十五項の表第百七十二条の三各項に規定する発行者の項中「四半期・半期報告書」を「半期報告書」に改め、同表第百七十二条の四第一項又は第二項に規定する発行者の項中「四半期・半

期・臨時報告書等」を「半期・臨時報告書等」に改め、同条第十九項中「文書によつて」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、当該決定に係る電磁的記録をファイルに記録しなければならない。

第百八十五条の七第二十項中「決定書」を「電磁的記録に」「記載しなければ」を「記録しなければ」に改め、同条第二十一項中「決定書」を「電磁的記録に」「の謄本」を「について第百八十五条の十の二の規定による書面を発し、又は第百八十五条の十において準用する民事訴訟法第百九条の二第二項本文の規定による通知」に改め、同条第二十二項中「決定書の謄本を」「電磁的記録」に改め、同条第二十三項ただし書及び第二十四項ただし書中「文書の謄本」を「電磁的記録」に改め、同条第二十五項中「決定書の謄本」を「電磁的記録」に改め、同条第二十六項及び第二十七項中「文書の謄本」及び「決定書の謄本」を「電磁的記録」に改め、同条第二十九項中「文書の謄本」を「電磁的記録について第百八十五条の十の二の規定による書面を発し、又は第百八十五条の十において準用する民事訴訟法第百九条の二第二項本文の規定による通知」に改め、同条第三十一項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とする。

第百八十五条の八第二項及び第三項中「文書の謄本」を「電磁的記録」に改め、同条第五項中「文書の謄本」を「電磁的記録について第百八十五条の十の二の規定による書面を発し、又は第百八十五条の十において準用する民事訴訟法第百九条の二第二項本文の規定による通知に改め、同条第九項中「第六項」を「内閣総理大臣は、第六項に」「は、文書をもつて行わなければならない」を「をした場合においては、内閣府令で定めるところにより、当該処分に係る電磁的記録をファイルに記録しなければ」に改め、同条第十

項中「文書の謄本を」「電磁的記録」に改める。第百八十五条の九の見出しを「（送達書類等）」に改め、同条中「書類」の下に「又は電磁的記録」を加える。

第百八十五条の十の見出し中「準用」を「送達に係る規定の準用」に改め、同条中「書類」の下に「又は電磁的記録」を加え、「第百条第一項、第百一条」を「から第百一条まで」に、「第百八条まで」を「第百九条の四まで」に、「同項中」を「これらの規定中」「受訴裁判所」とあるのは「内閣総理大臣又は審判官」と、同法第百条第一項中「最高裁判所規則」とあるのは「内閣府令」と、「ファイル」とあるのは「ファイル（金融商品取引法第百七十九条第一項に規定するファイルをいう。第百九条において同じ。）」と、「同項の書面」とあるのは「前項の書面」と、同法第百一条第一項に「金融庁の」「審判手続の事務を行う」に改め、「受訴裁判所」とあるのは「内閣総理大臣又は審判官」とを削り、「審判官」と

の下に「同法第百九条の二第二項及び第二項並びに第百九条の三第一項第一号中「最高裁判所規則」とあるのは「内閣府令」と、同法第百九条の四第一項中「第百三十二条の十一第一項各号に掲げる者」とあるのは「代理人（弁護士、弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人である者に限る。）」と、「第百九条の二第二項の」とあるのは「同項の」とを加え、同条の次に次の一条を加える。

（課徴金納付命令の決定等に係る電磁的記録の送達の特則）

第百八十五条の十の二、第百八十五条の七十二項及び第百八十五条の八第十項の規定による送達は、前条において準用する民事訴訟法第百九条の規定にかかわらず、第百八十五条の七第十九項に規定する決定に係る電磁的記録若しくは第百八十五条の八第六項若しくは第七項の規定による変更の処分に係る電磁的記録に記録されている事項を記載した書面

であつて審判手続の事務を行う職員が内閣府令で定める方法により当該書面の内容がこれらの電磁的記録に記録されている事項と同一であることを証明したもの又は前条において準用する同法第百九条の二第二項本文の規定による方法（同項の規定により送達をすることができるときに限る。）により行う。

第百八十五条の十一第一項第一号中「場合」の下に「（第百八十五条の十において準用する民事訴訟法第百九条の二第一項の規定により送達をすることができるときを除く。）」を加え、同項第二号中「前条」を「第百八十五条の十」に改め、同項第三号中「送達」を「書類の送達」に、「前条」を「第百八十五条の十」に改め、同項第四号中「前条」を「第百八十五条の十」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 公示送達は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を内閣府令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、当該事項が記載された書面を金融庁に掲示場に掲示し、又は当該事項を金融庁に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができるときに置く措置をとることにより行う。

一 書類の公示送達 審判手続の事務を行う職員が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべきこと。

二 電磁的記録の公示送達 審判手続の事務を行う職員が、送達すべき電磁的記録に記録された事項につき、いつでも送達を受けようべき者に第百八十五条の十において準用する民事訴訟法第百九条の規定による書面若しくは前条の規定による書面を交付し、又は第百八十五条の十において準用する同法第百九条の二第二項本文に規定する措置をとるとともに、同項本文の規定による通知を発すべきこと。

第百八十五条の十一第三項中「の規定による

揭示を始めた」を「に規定する措置を開始した」に改める。

第百八十五条の十二を削る。

第百八十五条の十三中「事件記録」を「非電磁的事件記録・事件記録中次項第一号に規定する電磁的事件記録を除いた部分をいう。」に、「若しくは謄写又は第百八十五条の七第十九項に規定する決定に係る決定書の謄本若しくは抄本の交付」を「又は謄写」に改め、同条後段を削り、同条に次の二項を加える。

2 利害関係人は、内閣総理大臣に対し、審判手続開始の決定後、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる行為を求めることができる。

一 電磁的事件記録（事件記録中この法律その他の法令の規定によりファイルに記録された事項に係る部分をいう。次号において同じ。）の内容を内閣府令で定める方法により表示したものを閲覧すること。

二 電磁的事件記録に記録されている事項を内閣府令で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の内閣府令で定める方法により複写すること。

三 第百八十五条の七第十九項に規定する決定に係る電磁的記録に記録されている事項の全部若しくは一部を記載した書面であつて審判手続の事務を行う職員が内閣府令で定める方法により当該書面の内容が当該事項と同一であることを証明したものを交付し、又は同項に規定する決定に係る電磁的記録に記録されている事項の全部若しくは一部を記録した電磁的記録であつて審判手続の事務を行う職員が内閣府令で定める方法により当該電磁的記録の内容が当該事項と同一であることを証明したものを内閣府令で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の内閣府令

で定める方法により提供すること。

3 内閣総理大臣は、前二項の規定による求めがあつたときは、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、これを拒むことができない。

第百八十五条の十三を第百八十五条の十二とし、同条の次に次の一条を加える。

（民事訴訟法の申立て等に係る規定の準用）

第百八十五条の十三 審判手続における申立てその他の申述については、民事訴訟法第百三十二条の十、第百三十二条の十一（第一項各号を除く。）、第百三十二条の十二（第一項各号を除く。）、及び第百三十二条の十三（各号を除く。）の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「民事訴訟に関する手続」とあるのは「審判手続」と、「最高裁判所規則」とあるのは「内閣府令」と、「裁判所書記官は」とあるのは「審判手続の事務を行う職員は」と、「事項」次の各号に掲げる場合における当該各号に定める事項を除く。」とあるのは「事項」と、同法第百三十二条の十第一項中「裁判所」とあるのは「内閣総理大臣又は審判官」と、「当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官」とあるのは「審判手続の事務を行う職員」と、「ファイル」とあるのは「ファイル（金融商品取引法第百七十九條第一項に規定するファイルをいう。以下この章において同じ。）」と、同条第三項中「当該裁判所」とあるのは「内閣総理大臣又は審判官」と、同法第百三十二条の十一第一項中「次の各号に掲げる者」とあるのは「代理人（弁護士、弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人である者に限る。次項及び第三項において同じ。）」と、「それぞれ当該各号に定める事件の申立て等」とあるのは「申立て等」と、同条第二項中「前項各号に掲げる者」とあり、及び同条第三項中「同項各号に掲げる者」とあるのは「代理人」と、同項中「裁判所」とあるのは「内閣府」と、同法第百三十二条の十三

中「裁判所」とあるのは「内閣総理大臣又は審判官」と読み替えるものとする。

第百九十七条の二第二号中、「第二十四条の四の七第五項を削り、同条第六号中、「第二十四条の四の七第一項若しくは第二項（同条第三項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十四条の四の七第四項（第二十七条において準用する場合を含む。）」及び、「四半期報告書」を削り、同条第七号中「第二十五条第一項第五号及び第九号」を「第二十五条第一項第四号及び第七号」に改める。

第百九十八条第二号の四を次のように改める。

二の四 第四十二条の七第一項の規定に違反して、同項の規定による情報の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をした者

第二百条第一号中、「第二十四条の四の七第五項を削り、同条第五号中、「第二十四条の四の七第一項（同条第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の七第四項（第二十七条において準用する場合を含む。）」において準用する第九條第一項若しくは第十條第一項」及び、「四半期報告書」を削り、同条第六号中「第二十五条第一項第五号及び第九号」を「第二十五条第一項第四号及び第七号」に改める。

第二百条の三第一項中「第百八十五条第二項又は第百八十五条の四第三項」を「第百八十五条第四項又は第百八十五条の四第四項」に改める。

第二百五条第十二号を次のように改める。

十二 第三十七条の三第一項又は第三十七条の四の規定に違反して、これらの規定による情報の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をした者

第二百五条第十三号中「第四十二条の七第三項」を「第四十二条の七第二項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

十三の二 第三十七条の五第一項の規定に違反して、書面を交付せず、若しくは同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者又は同条第二項において準用する第三十四条の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者

第二百五条第二十号中「第百八十五条の二第十五項」を「第百六十五条の二第十六項」に改める。

第二百五条の二の三第三号中「第三十六条の二第一項及び「第六十六条の八第一項の下に「若しくは第二項を加え、同条第四号中「第三十六條の二第二項」を「第三十六條の二第三項」に、「第六六條の八第二項」を「第六六條の八第三項」に改める。

第二百五条の三第四号中「第百八十五条第二項又は第百八十五条の四第三項」を「第百八十五条第四項又は第百八十五条の四第四項」に改める。

第二百八条第六号中「書面の交付をしなかつた」を「これらの規定に規定する情報を提供しなかつた」に改める。

第二百九条第三号中「第二十四条の四の八第一項及び」を削り、「並びに」を「及び」に改め、「第二十四条の四の八第二項及び」を削り、同条第四号中「第二十四条の四の八第一項若しくは」を削り、「（これらの規定を第二十七条を（第二十七条に改め、第二十四条の四の八第二項若しくはを削り、同条第五号中「第二十五条第一項第五号及び第九号」を「第二十五条第一項第四号及び第七号」に改める。

附則第三条の二及び第三条の三第四項中「金融サービスの提供に関する法律」を「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に改める。

（金融サービスの提供に関する法律の一部改正）
第二条 金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）の一部を次のように改正

する。
題名を次のように改める。

金融サービスの提供及び利用環境の整備
等に関する法律

「第四
第四

目次中「第八十四条」を「第八十一条」に、「第四章

罰則（第八十五条―第一百二十条）」を

第五
第六

章 金融サービスの利用環境の整備等
一節 安定的な資産形成の支援等（第八十二条―第八十五条）
二節 金融経済教育推進機構
第一款 総則（第八十六条―第九十二条）
第二款 設立（第九十三条―第九十七条）
第三款 運営委員会（第九十八条―第一百六条）
第四款 役員等（第一百七条―第一百八条）
第五款 業務（第一百九条―第一百二十二条）
第六款 財務及び会計（第二百三十三条―第二百二十九条）
第七款 監督（第二百三十三条・第二百三十一条）
第八款 雑則（第二百三十三条・第二百三十五条）
章 雑則（第二百三十六条―第二百三十九条）
章 罰則（第二百四十条―第二百六十一条）
三条―第一百五条」を「第二百六十二条―第二百六十四条」に改める。

に、「第五章」を「第七章」に、「第百

条」に改める。

第一条中「金融商品販売業者等が顧客に対して当該事項について説明をしなかったこと等により当該顧客に損害が生じた場合における金融商品販売業者等の損害賠償の責任」を削り、「とともに」を「こと」に改め、「確保すること」の下に「並びに国民の安定的な資産形成及び適切な資産管理を促進するための基本的事項を定めること等」を、「保護」の下に「及び金融サービスの利用環境の整備等」を加える。

第二条に次の一項を加える。

6 この法律において「資産形成」とは、金銭、有価証券その他の金融資産の運用により、資産を形成することをいう。

第三条第三項中「第四章」を「第六章」に改める。

第十条第一項中「第九十七条」を「第二百五十四

条の表第二百九十三条の項及び第二百九十四条

第一項の項、第三十一条第一項の表第三十八条の二の項、同条第二項の表第三十四条の項、第三十七條の三第一項の項、第三十七條の三第一項第一号の項及び第三十九條第四項の項並びに第三十二條の表第十二條の六第一号の項、第十五條第一項第一号の項、第十五條第二項の項及び第十九條の二の項中「金融サービスの提供に関する法律」を「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に改める。
第四十條第二号中「第九十二条第六号」を「第四百四十八條第六号」に改める。
第六十二條第八項中「いう」の下に「。第二百二十五條第四項及び第五項において同じ」を加える。
第七十五條第二項中「第八十八條第七号」を「第四百四十三條第七号」に改める。
第七十七條の表第六十四條第三項の項から第六十四條の二第一項第一号の項まで、第六十四條の四の項から第六十四條の五第一項第二号の項まで及び第六十四條の六第二号の項中「金融サービスの提供に関する法律」を「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に改める。
第七十八條第一項中「第九十九條」を「第二百五十六條」に改める。
第八十二條から第八十四條までを削る。
第一百五條中「第八十八條第四号」を「第四百四十三條第四号」に改め、同条を第四百四十四條とす。
第一百零四條中「第八十八條第四号」を「第四百四十三條第四号」に改め、同条を第四百六十三條とす。
第一百五條第一項中「第八十九條第一項」を「第四百四十四條第一項」に、「第一百五條」を「第四百六十四條」に改め、同条第二項中「第八十九條第一項」を「第四百四十四條第一項」に改め、同条第三項中「第八十九條第二項」を「第四百四十四條第二項」に、「金融サービスの提供に関する法律」を「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に改め、同条を第四百六十二條とす。

関する法律」に改め、同条を第四百六十二條とする。

第五章を第七章とする。

第四章中第二百二條を第四百六十一條とし、第四百六十一條を第四百六十條とし、第四百六十一條を第四百五十九條とする。

第九十九條中「第一百一條」を「第四百六十條」に改め、同条を第四百五十六條とし、同条の次に次の二條を加える。

第四百五十七條 第九十條第二項の規定に違反した者は、二十万円以下の過料に処する。

第四百五十八條 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第四章第二節の規定により内閣総理大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二 第九十一條第一項の規定による政令に違反して登記することを怠ったとき。

三 第一百十九條に規定する業務以外の業務を行ったとき。

四 第二百二十五條第三項の規定に違反して、書類を備え置かず、又は縦覧に供しなかったとき。

五 第二百二十八條の規定に違反して業務上の余剰金を運用したとき。

六 第三百三十條第二項の規定による内閣総理大臣の命令に違反したとき。

第九十八條を第四百五十五條とし、第九十七條を第四百五十四條とし、第九十六條を第四百五十三條とする。

第九十五條第一項第一号中「第八十五條」を「第四百四十條」に、「第八十六條」を「第四百四十一條」に改め、同項第二号中「第八十七條」を「第四百四十二條」に改め、同項第三号中「第八十八條第二号」を「第四百四十三條第二号」に改め、同項第四号中「第八十五條第七号、第八十六條第一号、第八十七條第五号」を「第四百四十條第七号、

第一類第五号 財務金融委員會議録第二十号

令和五年六月二日

第四百四十一条第一号、第四百四十二条第五号」に、「第八十八条を「第四百四十三条」に、「又は第九十一条から前条まで」を「第四百四十七条から第四百四十九条まで又は前条」に改め、同条を第四百五十二条とする。 第九十四条を第四百五十一条とし、第九十三条を第四百四十九条とし、同条の次に次の一条を加える。 第四百五十条 第三百十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その違反行為をした機構の役員又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。 第九十二条を第四百四十八条とし、第九十一条を第四百四十七条とし、第九十条を第四百四十五条とし、同条の次に次の一条を加える。 第四百四十六条 第四百五十五条(第四百八条及び第二百二十条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。 第八十九条第二項中「金融サービスの提供に関する法律第八十九条第一項」を「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第四百四十四条第一項」に改め、同条を第四百四十四条とする。 第八十八条を第四百四十三条とし、第八十七条を第四百四十二条とし、第八十六条を第四百四十一条とする。 第八十五条第三号中「第八十七条第三号」を「第四百四十二条第三号」に改め、同条を第四百四十二条とする。 第四章を第六章とする。 第三章の次に次の二章を加える。 第四章 金融サービスの利用環境の整備等 第一節 安定的な資産形成の支援等 (基本方針)	第八十二条 政府は、国民の安定的な資産形成の支援に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。 2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。 一 国民の安定的な資産形成の支援に関する基本的な方向 二 国民の安定的な資産形成の支援に関する次に掲げる事項 イ 国民の安定的な資産形成に資する制度の整備に関する事項 ロ 国民の安定的な資産形成に資する制度の利用の促進に関する事項 ハ 国民の安定的な資産形成に関する教育及び広報の推進に関する事項 ニ 国民の安定的な資産形成の支援のために必要な調査及び研究に関する事項 三 国民の安定的な資産形成の支援に関する施策を総合的に実施するために必要な国の関係行政機関、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項 四 前三号に掲げるもののほか、国民の安定的な資産形成の支援に関する施策に関する重要事項 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。 4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、金融審議会の意見を聴くものとする。 5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。 6 政府は、適時に、基本方針に基づく施策の実施の状況について、評価を行わなければならない。 7 政府は、国民の安定的な資産形成の支援に関する状況の変化を勘案し、及び前項の評価を踏まえ、基本方針に検討を加え、必要があ	ると認めるときには、これを変更しなければならない。 8 第三項から第五項までの規定は、基本方針の変更について準用する。 （地方公共団体及び民間事業者に対する支援） 第八十三条 国は、国民の安定的な資産形成の支援に関する施策に関し、地方公共団体が実施する施策及び民間事業者が行う安定的な資産形成の支援に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 （地方公共団体の施策） 第八十四条 地方公共団体は、国の施策に準じて、当該地域の社会的及び経済的状况に応じた安定的な資産形成の支援に関する施策を講ずるよう努めるものとする。 （事業主の責務） 第八十五条 事業主は、その事業に支障のない範囲内で、その従業員を対象とする国、地方公共団体又は次条の金融経済教育推進機構による安定的な資産形成に資する制度の利用の促進のための取組並びに安定的な資産形成に関する教育及び広報に協力するよう努めるものとする。 第二節 金融経済教育推進機構 第一款 総則 （機構の目的） 第八十六条 金融経済教育推進機構(以下「機構」という。)は、適切な金融サービスの利用等に資する金融又は経済に関する知識を習得し、これを活用する能力の育成を図るための教授及び指導(第九十九条及び第三百三十四条において「金融経済教育」という。)を推進することを目的とする。 （法人格） 第八十七条 機構は、法人とする。 （数） 第八十八条 機構は、一を限り、設立されるものとする。	(資本金) 第八十九条 機構の資本金は、その設立に際し、政府及び政府以外の者が出資する額の合計額とする。 2 機構は、必要があるときは、内閣総理大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。 (名称) 第九十条 機構は、その名称中に金融経済教育推進機構という文字を用いなければならない。 2 機構でない者は、その名称中に金融経済教育推進機構という文字を用いてはならない。 (登記) 第九十一条 機構は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。 2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。 (一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用) 第九十二条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第四条及び第七十八条の規定は、機構について準用する。 第二款 設立 (発起人) 第九十三条 機構を設立するには、金融又は経済に関して専門的な知識と経験を有する者三人以上が発起人になることを必要とする。 (定款の作成等) 第九十四条 発起人は、速やかに、機構の定款を作成し、政府以外の者に対し機構に対する出資を募集しなければならない。 2 前項の定款には、次の事項を記載しなければならない。 一 目的 二 名称 三 事務所の所在地 四 資本金及び出資に関する事項
---	--	--	--

五 運営委員会に関する事項 六 役員に関する事項 七 業務及びその執行に関する事項 八 財務及び会計に関する事項 九 定款の変更に関する事項 十 公告の方法 (設立の認可等) 第九十五条 発起人は、前条第一項の募集が終 わったときは、速やかに、定款を内閣総理大 臣に提出して、設立の認可を申請しなければ ならない。 2 内閣総理大臣は、機構の理事長となるべき 者及び監事となるべき者を指名する。 3 前項の規定により指名された機構の理事長 となるべき者及び監事となるべき者は、機構 の成立の時において、第百九条第一項の規定 により、それぞれ理事長及び監事に任命され たものとする。 (事務の引継ぎ) 第九十六条 発起人は、前条第一項の認可を受 けたときは、遅滞なく、その事務を同条第二 項の規定により指名された機構の理事長とな るべき者に引き継がなければならない。 2 前条第二項の規定により指名された機構の 理事長となるべき者は、前項の規定による事 務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政府 及び出資の募集に応じた政府以外の者に対 し、出資金の払込みを求めなければならない。 (設立の登記) 第九十七条 第九十五条第二項の規定により指 名された機構の理事長となるべき者は、前条 第二項の規定による出資金の払込みがあつた ときは、遅滞なく、政令で定めるところによ り、設立の登記をしなければならない。 2 機構は、設立の登記をすることにより成立 する。 第三款 運営委員会 (設置) 第一類第五号 財務金融委員会議録第二十号	第九十八条 機構に、運営委員会を置く。 (権限) 第九十九条 次に掲げる事項は、運営委員会の 議決を経なければならない。 一 定款の変更 二 業務方法書の作成又は変更 三 予算及び事業計画の作成又は変更 四 決算 五 その他運営委員会が特に必要と認める事 項 (組織) 第一百条 運営委員会は、委員八人以上並びに機 構の理事長及び理事をもつて組織する。 2 運営委員会に委員長を一人置き、委員のう ちから、委員の互選によつてこれを定める。 3 委員長は、運営委員会の会務を総理する。 4 運営委員会は、あらかじめ、委員のうちか ら、委員長に事故がある場合に委員長の職務 を代理する者を定めておかなければならない い。 (委員の任命) 第一百一条 委員は、金融、経済、教育活動又は 年金制度に関して専門的知識を有する者のう ちから、機構の理事長が内閣総理大臣の認可 を受けて任命する。 (委員の任期) 第一百二条 委員の任期は、二年とする。ただ し、委員が欠けた場合における補欠の委員の 任期は、前任者の残任期間とする。 2 委員は、再任されることができる。 (委員の解任) 第一百三条 機構の理事長は、委員が次の各号の いずれかに該当するに至つたときは、内閣総 理大臣の認可を受けて、その委員を解任する ことができる。 一 破産手続開始の決定を受けたとき。 二 拘禁刑以上の刑に処せられたとき。 三 心身の故障のため職務を執行することが できないと認められるとき。	四 職務上の義務違反があるとき。 (議決の方法) 第一百四条 運営委員会は、委員長又は第百条第 四項に規定する委員長の職務を代理する者の ほか、委員並びに機構の理事長及び理事の過 半数が出席しなければ、会議を開き、議決を することができない。 2 運営委員会の議事は、出席した委員並びに 機構の理事長及び理事の過半数をもって決す る。可否同数のときは、委員長が決する。 (委員の秘密保持義務) 第一百五条 委員は、その職務上知ることのでき た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。 委員がその職を退いた後も、同様とする。 (委員の地位) 第一百六条 委員は、刑法その他の罰則の適用に ついては、法令により公務に従事する職員と みなす。 第四款 役員等 (役員) 第一百七条 機構に、役員として理事長一人、理 事三人以内及び監事一人を置く。 (役員の職務及び権限) 第一百八条 理事長は、機構を代表し、その業務 を総理する。 2 理事は、理事長の定めるところにより、機 構を代表し、理事長を補佐して機構の業務を 掌理し、理事長に事故があるときはその職務 を代理し、理事長が欠員のときはその職務を 行う。 3 監事は、機構の業務を監査する。 4 監事は、監査の結果に基づき、必要がある と認めるときは、運営委員会、理事長又は内 閣総理大臣に意見を提出することができる。 (役員の任命) 第一百九条 理事長及び監事は、内閣総理大臣が 任命する。 2 理事は、理事長が内閣総理大臣の認可を受 けて任命する。	(役員の任期) 第一百十条 役員の任期は、二年とする。ただ し、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間 とする。 2 役員は、再任されることができる。 (役員の欠格条項) 第一百十一条 政府又は地方公共団体の職員(非 常勤の者を除く)は、役員となることができ ない。 (役員の解任) 第一百十二条 内閣総理大臣又は理事長は、それ ぞれその任命に係る役員が前条の規定に該当 するに至つたときは、その役員を解任しなけ ればならない。 2 内閣総理大臣又は理事長は、それぞれその 任命に係る役員が第百三条各号のいずれかに 該当するに至つたときその他役員たるに適し ないと認めるときは、第百九条の規定の例に より、その役員を解任することができる。 (役員の兼職禁止) 第一百十三条 役員(非常勤の者を除く)は、営 利を目的とする団体の役員となり、又は自ら 営利事業に従事してはならない。ただし、内 閣総理大臣の承認を受けたときは、この限り でない。 (監事の兼職禁止) 第一百十四条 監事は、理事長、理事、運営委員 会の委員又は機構の職員を兼ねてはならな い。 (代表権の制限) 第一百十五条 機構と理事長又は理事との利益が 相反する事項については、これらの者は、代 表権を有しない。この場合においては、監事 が機構を代表する。 (代理人の選任) 第一百十六条 理事長は、機構の職員のうちか ら、機構の業務の一部に関する一切の裁判上 又は裁判外の行為を行う権限を有する代理人 を選任することができる。
---	--	--	---

(職員の任命) 第百十七条 機構の職員は、理事長が任命する。 (役員及び職員の秘密保持義務等) 第百十八条 第百五条及び第百六条の規定は、機構の役員及び職員について準用する。 第五款 業務 (業務の範囲) 第百十九条 機構は、第八十六条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。 一 金融経済教育を行うこと。 二 国民が金融経済教育を容易に受けられるよう、必要な情報の収集、整理及び提供、金融経済教育を担う人材の養成及び資質の向上その他の支援を行うこと。 三 金融経済教育の推進に関する調査研究を行うこと。 四 前三号に掲げる業務に附帯する業務 (業務の委託) 第百二十条 機構は、内閣総理大臣の認可を受けて、前条の業務の一部を委託することができる。 2 第百五条の規定は、前項の規定による委託を受けた者(その者が法人である場合にあっては、その役員)又はその職員で、当該委託を受けた業務に従事するものについて準用する。 (業務方法書) 第百二十一条 機構は、業務開始の際、業務方法書を作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 2 前項の業務方法書には、内閣府令で定める事項を記載しなければならない。 (資料の交付の要請等) 第百二十二条 国又は地方公共団体は、機構がその業務を行うため特に必要があると認めて要請をしたときは、機構に対し、必要な資料を交付し、又はこれを閲覧させることができる。	2 機構は、その業務を行うため必要があると認めるときは、国の機関、地方公共団体、民間事業者その他の者に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。 第六款 財務及び会計 (事業年度) 第百二十三条 機構の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。 (予算等の認可) 第百二十四条 機構は、毎事業年度、予算及び事業計画を作成し、当該事業年度の開始前に、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 2 内閣総理大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。 (財務諸表等) 第百二十五条 機構は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書その他内閣府令で定める書類及びこれらの附属明細書(以下この条において「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に内閣総理大臣に提出し、その承認を受けなければならない。 2 機構は、前項の規定により財務諸表を内閣総理大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。 3 機構は、第一項の規定による内閣総理大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見書(以下この条において「財務諸表等」という。)を、各事務所に備え置き、内閣府令で定める期間、公衆の縦覧に供しなければならない。	4 財務諸表等は、電磁的記録をもって作成することができる。 5 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された情報を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものをいう。)により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものをとることができる。この場合においては、財務諸表等を、第三項の規定により備え置き、公衆の縦覧に供したものとみなす。 (利益及び損失の処理) 第百二十六条 機構は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。 2 機構は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。 3 機構は、予算をもつて定める額に限り、第一項の規定による積立金を第百十九条の業務に要する費用に充てることができる。 (借入金) 第百二十七条 機構は、その業務に要する費用に充てるため必要な場合において、内閣総理大臣の認可を受けて、短期借入金を行うことができる。 2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、内閣総理大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。 3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。	い。 4 内閣総理大臣は、第一項及び第二項の認可をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。 5 機構は、長期借入金及び債券発行を行うことができない。 (余裕金の運用) 第百二十八条 機構は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。 一 国債その他内閣総理大臣の指定する有価証券の保有 二 内閣総理大臣の指定する金融機関への預金 三 その他内閣府令で定める方法 (内閣府令への委任) 第百二十九条 この法律に定めるもののほか、機構の財務及び会計に関し必要な事項は、内閣府令で定める。 第七款 監督 (監督) 第百三十条 機構は、内閣総理大臣が監督する。 2 内閣総理大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。 (報告及び検査) 第百三十一条 内閣総理大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対しその業務に関し報告をさせ、又はその職員に機構の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。 2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。 第八款 雑則
---	---	---	--

(定款の変更)

第百三十二条 定款の変更は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(解散)

第百三十三条 機構は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額を限度として分配するものとする。

2 前項に規定するもののほか、機構の解散については、別に法律で定める。

(資金の確保)

第百三十四条 国は、金融経済教育の推進を図るために必要な資金の確保に努めるものとする。

(内閣府令への委任)

第百三十五条 この法律に定めるもののほか、この節の規定の実施に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

第五章 雑則

(関係者相互の連携及び協力)

第百三十六条 国の関係行政機関は、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する施策の円滑な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

2 国、地方公共団体、機構その他の関係者は、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する施策が全国において効果的かつ効率的に実施されるよう、適切に役割を分担するとともに、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

(権限の委任)

第百三十七条 内閣総理大臣は、この法律による権限(政令で定めるものを除く。)を金融庁長官に委任する。

2 金融庁長官は、前項の規定により委任された権限のうち、次に掲げるものを証券取引等監視委員会(以下この条及び次条において「委員会」という。)に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が

自ら行うことを妨げない。

一 第三十五条第一項及び第二項の規定による権限(第十一条第四項第一号から第三号までに掲げる行為の公正の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。)

二 第三十六条第一項及び第二項の規定による権限(第十一条第四項第一号から第三号までに掲げる行為の公正の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。)

三 第四十八条第一項及び第二項の規定による権限(金融サービス仲介業(有価証券等仲介業務に係るものに限る。)の適正の確保に係る認定金融サービス仲介業協会の業務として政令で定める業務に関するものに限る。次号において同じ。)

四 第四十九条第一項及び第二項の規定による権限

3 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限(前項の規定により委員会に委任されたものを除く。)のうち、第三十五条第一項及び第二項、第三十六条第一項及び第二項、第四十八条第一項及び第二項並びに第四十九条第一項及び第二項の規定によるものを委員会に委任することができる。

4 委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について金融庁長官に報告するものとする。

5 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限(第二項及び第三項の規定により委員会に委任されたものを除く。)の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

6 委員会は、政令で定めるところにより、第二項及び第三項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

7 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、委員会が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

(委員会に対する審査請求)

第百三十八条 委員会が前条第二項又は第三項の規定により行う報告又は資料の提出の命令(同条第六項の規定により財務局長又は財務支局長が行う場合を含む。)についての審査請求は、委員会に対してのみ行うことができる。

(経過措置)

第百三十九条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律の一部改正)

第三条 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第一章 総則(第一条・第二条)」を「第一章 総則(第一条・第一条の二)」

第二章 顧客等に対する誠実義務(第二条)に、「第二章」を「第三章」に、「第三章」を「第四章」に、「第四章」を「第五章」に、「第五章」を「第六章」に、「第六章」を「第七章」に、「第七章」を「第八章」に改める。

第一条中「この法律は」の下に、「金融サービスの提供等に係る業務を行う者の職責を明らかにするとともに」を加え、「提供を受ける顧客」を「提供等を受ける顧客等」に改める。

第二条を第一条の二とする。

第七章を第八章とする。

第百四十三条第三号を次のように改める。

三 第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定に違反して、同項の規定による情報(同項各

号に掲げる事項に係るものに限る。以下この号において同じ。)の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をしたとき。

第百四十三条第五号の次に次の一号を加える。

五の二 第三十二条において準用する貸金業法第十六条の二第一項から第三項までの規定に違反して、書面を交付せず、若しくはこれらの規定に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付したとき、又は第三十二条において準用する同法第十六条の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をしたとき。

第百四十七条第四号を次のように改める。

四 第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の四の規定に違反して、同条の規定による情報の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をしたとき。

第百四十七条第五号の次に次の一号を加える。

五の二 第三十二条において準用する貸金業法第十七条(第六項及び第七項を除く。)の規定に違反して、書面を交付せず、若しくはこれらの規定に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付したとき、又は第三十二条において準用する同法第十七条第六項若しくは第七項に規定する方法によりこれらの規定に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をしたとき。

第百五十八条第一号中「第四章第二節」を「第五章第二節」に改める。

第六章を第七章とし、

第五章を第六章とし、

第四章を第五章とする。

第十一条第一項中「第五章及び第六章」を「第六章及び第七章」に改め、同条第二項第一号口

中〔昭和二十七年法律第百八十七号〕を削り、同号中〔昭和二十四年法律第百八十一号〕を削り、同号リ中〔昭和二十二年法律第百三十二号〕を削り、同号ル中〔昭和二十三年法律第百四十二号〕を削り、同項第二号中〔昭和五十八年法律第三十二号〕を削り、同条第四項第一号イ中〔第二十九号の四の第二十項〕を第二十九号の四の第二十九項に改め、同条第六項中〔第六章〕を〔第七章〕に改め、同条第七項中〔第五章及び第六章〕を〔第六章及び第七章〕に改め、同条第九項及び第十二項中〔第六章〕を〔第七章〕に改める。

第十五条第一号ホ中〔昭和二十四年法律第百八十三号〕を削り、同号ヘ中〔昭和二十六年法律第百三十八号〕を削り、同号チ中〔昭和二十八法律第百二十七号〕を削り、同号リ中〔平成十三年法律第九十三号〕を削り、同号ワ中〔平成十六年法律第百五十四号〕を削り、同条第五号ハ(2)中〔保険業法第二条第二十六項に規定する保険募集をいう。第十七条第三項において同じ。〕を削る。

第十八条第一項中〔同法第二条第二十一項に規定する電子決済等代行業をいう。以下同じ。〕を削り、同項第一号ロ(8)中〔平成十九年法律第七十四号〕を削る。

第二十条第二項中〔金融サービス仲介業者

は、〕の下に〔その事業の規模が著しく小さい場合その他の内閣府令で定める場合(二)を加え、〕にあつては、インターネットを利用する方法その他の内閣府令で定める方法により〕を(一)を除く。〕を除き、内閣府令で定めるところにより、〕に、〔公表しなければ〕を〔電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。〕により公衆の閲覧に供しなければ〕に改める。

第二十四条を次のように改める。

第二十四条 削除

第二十九条の表第五十二條の四十四第二項の項中〔第一条第一項〕を〔第一条の第二項〕に改める。

第三十条の表第二百九十三條の項中〔第二項〕を〔第一条の第二項〕に改める。

第三十一条第二項の表第三十七條の三第一項の項中〔交付しなければ〕を〔掲げる事項〕に、

〔交付するほか、〕を〔掲げる事項及び〕に、〔ため、内閣府令で定めるところにより、〕を〔ために、〕に、〔情報の提供を行わなければ〕を〔事項(次項において〔参考事項等〕という。〕に改め、同表第三十七條の三第一項第五号の項の次に次のように加える。

この項において「顧客等」という。の保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定めるものを行うときは、顧客等の最善の利益を勘案しつつ、顧客等に対して誠実かつ公正に、その業務を遂行しなければならぬ。

この項において「顧客等」という。の保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定めるものを行うときは、顧客等の最善の利益を勘案しつつ、顧客等に対して誠実かつ公正に、その業務を遂行しなければならぬ。

2 前項の「金融サービスの提供等に係る業務を行う者」とは、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

一 第十一条第一項に規定する金融サービス仲介業に係る業務 当該業務を行う者並びにその役員及び使用人

二 金融商品取引法第二条第八項に規定する金融商品取引業に係る業務(第九号に掲げる行為に該当する業務を除く。 当該業務を行う者並びにその役員及び使用人

三 銀行法第二条第二項に規定する銀行業に係る業務 当該業務を行う者並びにその役員及び使用人

四 無尽業法(昭和六年法律第四十二号)第一条に規定する無尽に係る業務 当該業務を行う者並びにその役員及び使用人

五 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第十条第一項第三号に規定する事業及びこれと併せて行う同項第二号若しくは同条第六項第一号若しくは第二号に規定する事業若しくは同条第二十項各号に掲げる資金の貸付に係る業務、水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第十一条第一項第四号に規定する事業及びこれと併せて行う同項第三号若しくは第二号に規定する事業若しくは同条第二十項各号に掲げる資金の貸付に係る業務、同法第九十三条第一項第二号に規定

する事業及びこれと併せて行う同項第一号若しくは同条第二項第一号若しくは第二号に規定する事業若しくは同条第九項各号に掲げる資金の貸付に係る業務若しくは同法第九十七條第一項第二号に規定する事業及びこれと併せて行う同項第一号若しくは同条第三項第一号若しくは第二号に規定する事業若しくは同条第九項各号に掲げる資金の貸付に係る業務、中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)第九條の八第一項第一号から第三号まで若しくは第二項第一号から第五号までに規定する事業に係る業務若しくは同法第九條の九第一項第一号に規定する事業及びこれと併せて行う同項第二号に規定する資金の貸付け若しくは同条第六項第一号に規定する事業(同法第九條の八第二項第一号、第二号、第四号又は第五号に係るものに限る。)に係る業務、信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第五十三條第一項各号に掲げる業務若しくは同条第二項に規定する資金の貸付けに係る業務若しくは同法第五十四條第一項各号若しくは第二項各号に掲げる業務、長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)第六条第一項第一号に掲げる貸付け若しくは手形の割引に係る業務、同項第三号若しくは第四号に掲げる業務若しくは同条第二項第一号に掲げる貸付け若しくは手形の割引に係る業務、労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第五十八條第一項各号若しくは第二項第一号から第六号までに掲げる業務若しくは同条第四項に規定する資金の貸付けに係る業務若しくは同法第五十八條の二第一項第一号から第四号までに掲げる業務、農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第五十四条第一項各号若しくは第二項各号に掲げる業務又は株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)第二十一条第一

第三十七條の三第二項

除く。)

当該事項

除く。及び参考事項等

これらの事項

第三章を第四章とする。

第三条第二項第二号中〔昭和六年法律第四十二号〕を削り、同項第六号ハ中〔平成二十一年法律第五十九号〕を削り、同項第七号中〔平成六年法律第七十七号〕を削り、同条第三項中〔第六章〕を〔第七章〕に改める。

第二章を第三章とし、第一章の次に次の一章を加える。

第二章 顧客等に対する誠実義務

第二条 金融サービスの提供等に係る業務を行う者は、次項各号に掲げる業務又はこれに付随し、若しくは関連する業務であつて顧客(次項第十四号から第十八号までに掲げる業務又はこれに付随し、若しくは関連する業務を行う場合にあっては加入者、その他政令で定める場合にあっては政令で定める者。以下

する事業及びこれと併せて行う同項第一号若しくは同条第二項第一号若しくは第二号に規定する事業若しくは同条第九項各号に掲げる資金の貸付に係る業務若しくは同法第九十七條第一項第二号に規定する事業及びこれと併せて行う同項第一号若しくは同条第三項第一号若しくは第二号に規定する事業若しくは同条第九項各号に掲げる資金の貸付に係る業務、中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)第九條の八第一項第一号から第三号まで若しくは第二項第一号から第五号までに規定する事業に係る業務若しくは同法第九條の九第一項第一号に規定する事業及びこれと併せて行う同項第二号に規定する資金の貸付け若しくは同条第六項第一号に規定する事業(同法第九條の八第二項第一号、第二号、第四号又は第五号に係るものに限る。)に係る業務、信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第五十三條第一項各号に掲げる業務若しくは同条第二項に規定する資金の貸付けに係る業務若しくは同法第五十四條第一項各号若しくは第二項各号に掲げる業務、長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)第六条第一項第一号に掲げる貸付け若しくは手形の割引に係る業務、同項第三号若しくは第四号に掲げる業務若しくは同条第二項第一号に掲げる貸付け若しくは手形の割引に係る業務、労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第五十八條第一項各号若しくは第二項第一号から第六号までに掲げる業務若しくは同条第四項に規定する資金の貸付けに係る業務若しくは同法第五十八條の二第一項第一号から第四号までに掲げる業務、農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第五十四条第一項各号若しくは第二項各号に掲げる業務又は株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)第二十一条第一

項各号に掲げる業務若しくは同条第三項に規定する資金の貸付け若しくは手形の割引に係る業務 当該業務を行う者並びにその役員及び使用人 六 銀行法第二条第十四項に規定する銀行代理業、農業協同組合法第九十二条の第二項に規定する特定信用事業代理業、水産業協同組合法第百六条第二項に規定する特定信用事業代理業、協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第百八十三号)第六条の第三第二項に規定する信用協同組合代理業、信用金庫法第八十五条の第二項に規定する信用金庫代理業、長期信用銀行法第十六条の五第二項に規定する長期信用銀行代理業、労働金庫法第八十九条の第三第二項に規定する労働金庫代理業又は農林中央金庫法第九十五条の第二第二項に規定する農林中央金庫代理業に係る業務 当該業務を行う者並びにその役員及び使用人 七 銀行法第二条第十七項に規定する電子決済等取扱業、協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の第三第二項に規定する信用協同組合電子決済等取扱業又は信用金庫法第八十五条の第三第二項に規定する信用金庫電子決済等取扱業に係る業務 当該業務を行う者並びにその役員及び使用人 八 電子決済等代行業(銀行法第二条第二十一項に規定する電子決済等代行業をいう。以下同じ。)、農業協同組合法第九十二条の五の第二第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業、水産業協同組合法第百十条第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の第二第二項に規定する信用協同組合電子決済等代行業、信用金庫法第八十五条の四第二項に規定する信用金庫電子決済等代行業、労働金庫法第八十九条の五第二項に規定する労働金庫電子決済等代行業、農林中央金庫法第九十五条の五の二		第二項に規定する農林中央金庫電子決済等代行業又は株式会社商工組合中央金庫法第六十条の第二第一項に規定する商工組合中央金庫電子決済等代行業に係る業務 当該業務を行う者並びにその役員及び使用人 九 信託業法(平成十六年法律第百五十四号)第二条第一項に規定する信託業に係る業務、同条第八項に規定する信託契約代理業に係る業務、同条第十一項第三号に規定する信託受益権売買等業務又は同法第二十一条第一項に規定する財産の管理業務 当該業務を行う者並びにその役員及び使用人 十 保険業法第二条第一項に規定する保険業、保険募集(同条第二十六項に規定する保険募集をいう。第十五条第五号ハ②及び第十七条第三項において同じ。又は船主相互保険組合法(昭和二十五年法律第百七十七号)第二条第二項若しくは第三項に規定する損害保険事業に係る業務 当該業務を行う者並びにその役員及び使用人 十一 貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第二条第一項に規定する貸金業に係る業務 当該業務を行う者並びにその役員及び使用人 十二 不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)第二条第四項に規定する不動産特定共同事業(同条第三項第一号若しくは第二号に掲げる不動産特定共同事業契約又は同項第四号に掲げる不動産特定共同事業契約のうち同項第一号若しくは第二号に掲げる不動産特定共同事業契約に相当するものであって、金銭をもって出資の目的とし、かつ、契約の終了の場合における残余財産の分割又は出資の返還が金銭により行われることを内容とするものに係るものに限る。)に係る業務 当該業務を行う者並びにその役員及び使用人 十三 資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第二条第二項に規定する
		資金移動業、同条第十項に規定する電子決済手段等取引業若しくは同条第十五項に規定する暗号資産交換業に係る業務又は同法第三条第一項に規定する前払式支払手段(同法第四条各号に掲げるものを除く。)の発行の業務 当該業務を行う者並びにその役員及び使用人 十四 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第百二十五条第三項に規定する積立金の管理及び運用に関する業務 国民年金基金及びその理事、同法第百二十八条第三項に規定する契約の相手方、国民年金基金連合会及びその理事並びに同法第百三十七条の十五第四項に規定する契約の相手方 十五 石炭鉱業年金基金法(昭和四十二年法律第百三十五号)第二十七条に規定する積立金(以下この号において「積立金」という。)の積立てに関する業務 石炭鉱業年金基金(以下この号において「基金」という。)及びその理事並びに基金が締結する積立金の運用に係る契約の相手方 十六 確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号)第五十九条に規定する積立金の管理及び運用に関する業務 企業年金基金及びその理事、同法第四条第一号に規定する事業主、同条第三号に規定する資産管理運用機関及び契約金融商品取引業者、同法第七十条第二項第一号に規定する基金資産運用契約の相手方、同法第九十一条の第二一項に規定する連合会(以下この号において「連合会」という。)及びその理事並びに連合会が締結する同法第九十一条の二十五において準用する同法第六十六条第一項、第二項、第四項及び第五項に規定する契約の相手方 十七 確定拠出年金法(平成十三年法律第八十八号)第十二項に規定する個人別管理資産の運用及び同法第八条第一項に規定する積立金の管理に関する業務 同法第
		二条第五項に規定する連合会、同条第七項第一号口に規定する資産管理機関、同法第三条第三項第一号に規定する事業主、同項第四号に規定する確定拠出年金運営管理機関及び同法第六十一条第一項の規定による同項第三号又は第四号に掲げる事務の委託を受けた者 十八 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号。以下この号において「平成二十五年改正法」という。)附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号。以下この号において「改正前厚生年金保険法」という。)第百三十条の第二第二項に規定する年金給付等積立金、平成二十五年改正法附則第三十八条第二項の規定により読み替えて適用する同条第二項の規定によりなおその効力を有することとされた改正前厚生年金保険法第百五十三条第一項第八号に規定する積立金又は平成二十五年改正法附則第四十条第四項第二号に規定する積立金の管理及び運用に関する業務 平成二十五年改正法附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金(以下この号において「存続厚生年金基金」という。)及びその理事、同条第十三号に規定する存続連合会(以下この号において「存続連合会」という。)及びその理事並びに存続厚生年金基金及び存続連合会が締結した平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十六条の五各号(平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十四条第三項において準用する場合を含む。)に掲げる契約

の相手方

十九 前各号に掲げる業務に準ずるものとして政令で定める業務 政令で定める者

(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律の一部改正)

第四条 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「第三十六条第一項」を削る。

第二条の二中「第三十七条の四第一項」を「第三十七条の四」に改める。

第十五条の二第二号及び第十七条第二号中「第二十七条第一項」を「第二十七条」に、「による報告書」を「に違反して、同条の規定による情報」に、「を交付せず」を「の提供をせず」に、「記載をした報告書を交付した」を「情報の提供をした」に改める。

第十九条第二号及び第三号中「による書面を交付せず」を「に違反して、同項の規定による情報の提供をせず」に、「書面を交付した」を「情報の提供をした」に改め、同条第六号を次のように改める。

六 第二条の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項(第二号から第四号まで及び第六号を除く。以下この号において同じ。)の規定に違反して、同項の規定による情報の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をした者

(農業協同組合法の一部改正)

第五条 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

第十一条の五中「交付しなければならぬ」を「掲げる事項」に、「交付するほか」を「掲げる事項並びに」に、「ため、主務省令で定めるところにより」を「ための」に、「情報の提供を行わなければならない」を「事項(次項において「参考事項等」という。)」と、同条第二項中「除く。」とあるのは「除く。」及び参考事項等」と、同項ただし

書中「当該事項」とあるのは「これらの事項に、第一項の書面の交付」を「第一項第一号、第三号から第五号まで及び第七号」に改め、「同項第二号及び第六号並びに」を削る。

第十一条の二十七中「交付しなければ」を「掲げる事項」に、「交付するほか」を「掲げる事項及び」に、「ため、農林水産省令で定めるところにより」を「ための」に、「情報の提供を行わなければならない」を「事項(次項において「参考事項等」という。)」と、同条第二項中「除く。」とあるのは「除く。」及び参考事項等」と、同項ただし書中「当該事項」とあるのは「これらの事項」に、「第一項各号に掲げる事項」を「第一項第一号、第三号から第五号まで及び第七号」に改め、「同項第二号及び第六号並びに」を削る。

第十一条の六十六第一項第三号の二及び第九十二条の三第一項中「金融サービスの提供に関する法律を「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に改める。

第九十二条の五中「交付しなければならぬ」を「掲げる事項」に、「交付するほか」を「掲げる事項並びに」に、「ため、主務省令で定めるところにより」を「ための」に、「情報の提供を行わなければならない」を「事項(次項において「参考事項等」という。)」に改め、「をいう。)」との下に「同条第二項中「除く。」とあるのは「除く。」及び参考事項等」と、同項ただし書中「当該事項」とあるのは「これらの事項」とを加える。

第九十二条の五の八第六項中「第五十二条の六十一の九」を削る。

第九十二条の五の九第二項中「金融サービスの提供に関する法律」を「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に改める。

第九十九条の九第三号を次のように改める。
三 第十一条の二十七において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項(第二号及び第六号を除く。以下この号において同じ。)の規定に違反して、同項の規定による情報(同項各号に掲げる事項に係るもの)に

限る。以下この号において同じ。)の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をした者
第百条の二第三号及び第四号を次のように改める。

三 第十一条の五又は第九十二条の五において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項(第二号及び第六号を除く。以下この号において同じ。)の規定に違反して、同項の規定による情報(同項各号に掲げる事項に係るもの)に限る。以下この号において同じ。)の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をした者

四 準用金融商品取引法第三十七条の四の規定に違反して、同条の規定による情報の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をした者

(水産業協同組合法の一部改正)
第六条 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。

第十一条の十一中「交付しなければならぬ」を「掲げる事項」に、「交付するほか」を「掲げる事項並びに」に、「ため、主務省令で定めるところにより」を「ための」に、「情報の提供を行わなければならない」を「事項(次項において「参考事項等」という。)」と、同条第二項中「除く。」とあるのは「除く。」及び参考事項等」と、同項ただし書中「当該事項」とあるのは「これらの事項」に、「第一項の書面の交付」を「第一項第一号、第三号から第五号まで及び第七号」に改め、「同項第二号及び第六号並びに」を削る。

第十五条の十二中「交付しなければ」を「掲げる事項」に、「交付するほか」を「掲げる事項及び」に、「ため、農林水産省令で定めるところにより」を「ための」に、「情報の提供を行わなければならない」を「事項(次項において「参考事項等」という。)」と、同条第二項中「除く。」とあるのは「除く。」及び参考事項等」と、同項ただし書中「当該事項」とあるのは「これらの事項」に、「第一項各号に掲げる事項」を「第一項第一号、第三号から第五号まで及び第七号」に改め、「同項第二号及

び第六号並びに」を削る。

第八十七条の二第二項第三号の二及び第百七条第一項中「金融サービスの提供に関する法律」を「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に改める。

第百九条中「交付しなければならぬ」を「掲げる事項」に、「交付するほか」を「掲げる事項並びに」に、「ため、主務省令で定めるところにより」を「ための」に、「情報の提供を行わなければならない」を「事項(次項において「参考事項等」という。)」に改め、「をいう。)」との下に「同条第二項中「除く。」とあるのは「除く。」及び参考事項等」と、同項ただし書中「当該事項」とあるのは「これらの事項」とを加える。

第百十六条第六項中「第五十二条の六十一の九」を削る。

第百十七条第二項中「金融サービスの提供に関する法律」を「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に改める。

第百二十九条の三第三号を次のように改める。
三 第十五条の十二(第九十六条第一項及び第百五条第一項において準用する場合を含む。)において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項(第二号及び第六号を除く。以下この号において同じ。)の規定に違反して、同項の規定による情報(同項各号に掲げる事項に係るもの)に限る。以下この号において同じ。)の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をした者

第百二十九条の七第三号及び第四号を次のように改める。

三 第十一条の十一(第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。若しくは第百九条において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項(第二号及び第六号を除く。以下この号において同じ。)の規定に違反して、同項の規定による情報(同項各号に掲

げる事項に係るものに限る。以下この号において同じ。の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をした者

四 準用金融商品取引法第三十七条の四の規定に違反して、同条の規定による情報の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をした者（協同組合による金融事業に関する法律の一部改正）

第七条 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）の一部を次のように改正する。

第四条の四第一項第三号の二及び第六条の四中「金融サービスの提供に関する法律」を「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に改める。

第六条の四の四第二項及び第六条の五の九第六項中「第五十二条の六十一の九（電子決済等代行業者の誠実義務）」を削る。

第六条の五の十第二項中「金融サービスの提供に関する法律」を「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に改める。

第六条の五の十一第一項中「に対する誠実義務」を「利益の保護のための体制整備」に、「揭示」を「揭示等」に、「の書面の交付」を「情報の提供等」に改め、「募集等の禁止」の下に「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されていない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の募集等の禁止」を加え、「交付しなければならぬ」を「掲げる事項」に、「交付するほか」を「掲げる事項及び」に、「ため、内閣府令で定めるところにより、」を「ための」に、「情報の提供を行わなければならない」を「事項（次項において「参考事項等」という。）に改め、「をいう。」との下に「同条第二項中「除く。」とあるのは「除く。及び参考事項等」と 同項ただし書中「当該事項」とあるのは「これらの事項」とを加え、「第一項の書面の交付」を「第一項第一号、第三号から第五号まで及び第七号」に改め、「同項第

第一類第五号

財務金融委員会議録第二十号

二号及び第六号並びに」を削り、同条第二項中「交付しなければ」を「掲げる事項」に、「交付するほか、」を「掲げる事項及び」に、「ため、内閣府令で定めるところにより、」を「ための」に、「情報の提供を行わなければ」を「事項（次項において「参考事項等」という。）に改め、「締結する特定預金等契約」との下に「同条第二項中「除く。」とあるのは「除く。及び参考事項等」と、同項ただし書中「当該事項」とあるのは「これらの事項」とを加え、「第一項の書面の交付」を「第一項第一号から第五号まで及び第七号」に改め、「同項第六号及び」を削る。

第十条の二の五第四号及び第五号を次のように改める。

四 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項（第六号を除く。以下この号において同じ。）の規定に違反して、同項の規定による情報（同項各号に掲げる事項に係るものに限る。以下この号において同じ。）の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をしたとき。

五 準用金融商品取引法第三十七条の四の規定に違反して、同条の規定による情報の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をしたとき。

（投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正）

第八条 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）の一部を次のように改正する。

第十四条の見出しを「運用状況に係る情報の提供等」に改め、同条第一項中「作成期日」を「期日」に改め、「運用報告書を作成し」を削り、「交付しなければ」を「対し、当該投資信託財産に関する運用の状況その他の内閣府令で定める事項に係る情報を提供しなければ」に改め、同項第一号中「運用報告書を交付しない」を「当該情報を提供しない」に改め、同項第二号中「運用報告書の交付」を「情報の提供」に、「作成期日」を「期日」に、「請求」を「求め」に改め、同

令和五年六月二日

第一類第五号

項第三号中「運用報告書」を「当該情報」に、「交付しなくても」を「提供しなくても」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「第一項の運用報告書に記載すべき事項」を「前項の規定により提供すべき情報」に、「ものを記載した書面を作成し」を「事項に係る情報を、同項の規定による情報の提供とは別に」に、「交付しなければ」を「提供しなければ」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項を削り、同条第六項中「第一項の運用報告書及び第四項の書面を作成した」を「前二項の規定により情報を提供する」に改め、「ときは」の下に「内閣府令で定めるところにより」を加え、「これ」を「当該情報」に改め、同項を同条第三項とし、同条第七項を同条第四項とする。

第九十八号第五号及び第百条第五号中「金融サービスの提供に関する法律」を「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に改める。

第百三十六条第一項中「が出資総額等の合計額」を「が出資総額等その他の内閣府令で定める各勘定科目に計上した額の合計額（以下この条において「出資総額等」の合計額」という。）に改める。

第百九十七条中「金融商品取引法第三十六条第一項、第三十七条（第一項第二号を除く。）、第三十七号及び第三十八号（第七号及び第八号を除く。）、第三十九号第一項、第三項及び第七項、第四十条、第四十四条（第三号及び第四号を除く。）」を「次の各号に掲げる」に、「同法」を「金融商品取引法」に改め、同条に次の各号を加える。

一 金融商品取引法第三十七条（第一項第二号を除く。）、第三十七号の三第一項（第二号及び第六号を除く。）及び第二項、第三十七号の四、第三十八号（第七号及び第八号を除く。）、第三十九号第一項、第三項及び第七項、第四十条、第四十四条（第三号及び第四号を除く。）」を「次の各号に掲げる」に、「同法」を「金融商品取引法」に改め、同条に次の各号を加える。

第七項、第四十条、第四十四条の三第一項（第三号を除く。）並びに第四十五条（第三号及び第四号を除く。）

二 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第二条第一項

第二百三十九号第二号を次のように改める。

二 第十四条第一項又は第二項（これらの規定を第五十四条第一項又は第五十九条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、これらの規定による情報の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をした者

第二百四十六条第一号中「第十四条第六項」を「第十四条第三項」に改める。

第二百四十七条第三号を次のように改める。

三 第百九十七条において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項（第二号及び第六号を除く。）又は第三十七号の四の規定に違反して、これらの規定による情報の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をした者（信用金庫法の一部改正）

第九号 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第五十四条の二十三第一項第三号の二及び第八十五条の二の二中「金融サービスの提供に関する法律」を「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に改める。

第八十五条の三の二第二項及び第八十五条の十一第六項中「第五十二条の六十一の九（電子決済等代行業者の誠実義務）」を削る。

第八十九号第十項中「金融サービスの提供に関する法律」を「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に改める。

第八十九条の二第二項中「に対する誠実義務」を「利益の保護のための体制整備」に、「揭示」を「揭示等」に、「書面の交付」を「情報の提供等」に改め、「募集等の禁止」の下に「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されていない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の募集等の

第七項、第四十条、第四十四条の三第一項（第三号を除く。）並びに第四十五条（第三号及び第四号を除く。）

二 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第二条第一項

第二百三十九号第二号を次のように改める。

二 第十四条第一項又は第二項（これらの規定を第五十四条第一項又は第五十九条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、これらの規定による情報の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をした者

第二百四十六条第一号中「第十四条第六項」を「第十四条第三項」に改める。

第二百四十七条第三号を次のように改める。

三 第百九十七条において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項（第二号及び第六号を除く。）又は第三十七号の四の規定に違反して、これらの規定による情報の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をした者（信用金庫法の一部改正）

第九号 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第五十四条の二十三第一項第三号の二及び第八十五条の二の二中「金融サービスの提供に関する法律」を「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に改める。

参考事項等」と、同項ただし書中「当該事項」とあるのは「これらの事項と」を加え、「第一項の書面の交付」を「第一項第一号、第三号から第五号まで及び第七号」に改め、「同項第二号及び第六号並びに」を削る。

第五十二条の四十五の二中「に対する誠実義務を」の利益の保護のための体制整備」に、「揭示を」揭示等」に、「の書面の交付」を「の情報の提供等」に改め、「募集等の禁止」の下に、「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されていない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の募集等の禁止を加え、「交付しなければならぬ」を「掲げる事項」に、「交付するほか」を「掲げる事項及び」に、「ため、内閣府令で定めるところにより、」を「ための」に、「情報の提供を行わなければならない」を「事項（次項において「参考事項等」という。）に改め、をいう。」と「の下に」「同条第二項中「除く。」とあるのは「除く。」及び参考事項等」と、同項ただし書中「当該事項」とあるのは「これらの事項と」を加える。

第五十二条の五十二の第六号及び第五十二条の六十の二第一項中「金融サービスの提供に関する法律を」金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に改める。

第五十二条の六十の十二を次のように改める。

第五十二条の六十の十二 削除

第五十二条の六十の十七中「に対する誠実義務を」の利益の保護のための体制整備」に、「揭示を」揭示等」に、「の書面の交付」を「の情報の提供等」に改め、「募集等の禁止」の下に、「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されていない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の募集等の禁止」を加え、「交付しなければ」を「掲げる事項」に、「交付するほか」を「掲げる事項及び」に、「ため、内閣府令で定めるところにより、」を「ための」に、「情報の提供を行わなければ

第一類第五号

財務金融委員会議録第二十号

令和五年六月二日

ば」を「事項（次項において「参考事項等」という。）に改め、「締結する特定預金等契約」との下に、「同条第二項中「除く。」とあるのは「除く。」及び参考事項等」と、同項ただし書中「当該事項」とあるのは「これらの事項と」を加え、「第一項の書面の交付」を「第一項第一号から第五号まで及び第七号」に改め、「同項第六号及び」を削る。

第五十二条の六十一の五第一項第一号二(2)及び(10)並びにホ中「金融サービスの提供に関する法律を」金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に改める。

第五十二条の六十一の九を次のように改める。

第五十二条の六十一の九 削除

第六十三条の二の五第三号及び第四号を次のように改める。

三 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項（第六号を除く。以下この号において同じ。）の規定に違反して、同項の規定による情報（同項各号に掲げる事項に係るものに限る。以下この号において同じ。）の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をしたとき。

四 準用金融商品取引法第三十七条の四の規定に違反して、同条の規定による情報の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をしたとき。

（不動産特定共同事業法の一部改正）

第十三条 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「（第四号事業を行おうとする者以外の者にあつては第六号に掲げるものを除き、第二号第四項第一号に掲げる行為に係る事業（以下「第一号事業」という。）を行おうとする者以外の者にあつては第八号に掲げるものを除き、第三号事業を行おうとする者以外の者にあつては第九号に掲げるものを除く。）を削り、同項第十二号を同項第十三号とし、同項第十一号を同項第十二号とし、同項第十号中「行

う」を「行おうとする」に改め、同号を同項第十号とし、同項第九号中「その行おうとする第三号事業が」を「第三号事業を行おうとする場合にあつては、」に改め、同号を同項第十号とし、同項第八号中「その行おうとする第一号事業が」を「第二号第四項第一号に掲げる行為に係る事業（以下「第一号事業」という。）を行おうとする場合にあつては、」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号を削り、同項第六号中「金融商品取引法」を「第四号事業（特定勧誘業務のみを行うものを除く。次条第十三号及び第六十七条第一項において同じ。）を行おうとする場合にあっては、金融商品取引法に、「次条第十二号」を「次条第十三号」に改め、同号を同項第八号とし、同項第五号の次に次の二号を加える。

六 不動産特定共同事業の種別（第二条第四項各号の種別をいう。以下同じ。）

七 不動産特定共同事業契約（当該不動産特定共同事業契約に基づく権利が電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。）に表示されるものに限る。）の締結の勧誘の業務（以下「特定勧誘業務」という。）を行おうとする場合にあつては、別表各号の上欄に掲げるその行おうとする不動産特定共同事業の区分に応じそれぞれ当該各号の下欄に掲げる登録又は届出に関する事項

第六条中第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 特定勧誘業務を行おうとする場合にあっては、別表各号の上欄に掲げるその行おうとする不動産特定共同事業の区分に応じそれぞれ当該各号の下欄に掲げる登録を受けていない法人又は届出をしていない法人

第八条第一項中「第十二号」を「第十三号」に改める。

第十条中「第九号」を「第十号」に改め、「とき」

の下に「、又は新たに特定勧誘業務を行うこととしたとき若しくは特定勧誘業務を行わないこととしたとき」を加える。

第十二条中「第十一号」を「第十二号」に改める。

第二十一条の二中「不動産特定共同事業契約（の下に「当該不動産特定共同事業契約に基づく権利が電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。）に表示されるもの又は」を加える。

第三十六条第一号中「第十二号」を「第十三号」に改める。

第四十二条第一項中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、同項第七号中「行う」を「行おうとする」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七 特定勧誘業務を行おうとする場合にあっては、別表第一号の下欄に掲げる登録又は届出に関する事項

第四十三条第一項第一号中「第八号」を「第九号」に改める。

第四十四条第一号中「第十二号」を「第十三号」に改める。

第四十七条第一項中「及び第六号」を「から第七号まで」に改め、「とき」の下に「、又は新たに特定勧誘業務を行うこととしたとき若しくは特定勧誘業務を行わないこととしたとき」を加える。

第五十三条第一号及び第五十八条第五項中「第十一号」を「第十二号」に改める。

第五十九条第二項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 特定勧誘業務を行おうとする場合にあっては、別表第一号の下欄に掲げる登録又は届出に関する事項

第五十九条第四項中「第十二号」を「第十三号」に改め、同条第五項中「第二項各号」の下に「（第

六号を除く。)を、「とき」の下に「又は新たに特定勧誘業務を行うこととしたとき若しくは特定勧誘業務を行わないこととしたとき」を加える。

第六十条中「第十一号」を「第十二号」に、「第六号」を「第七号」に改める。

第六十七条第一項中「もの」の下に「特定勧誘業務を行うとする信託会社にあつては別表各号の上欄に掲げるその行おうとする不動産特定

共同事業の区分に応じそれぞれ当該各号の下欄に掲げる登録を受けているもの又は届出をしているもの」を加え、「あつては」を「あつては」に改め、同条第四項中「及び第六号」を「第七号及び第八号」に改め、「あつたとき」の下に「新たに特定勧誘業務を行うこととしたとき若しくは特定勧誘業務を行わないこととしたとき」を加える。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第五条、第六条、第四十二条、第五十九条、第六十七条関係)

一 第一号事業、小規模不動産特定共同事業(第二条第六項第一号に掲げる行為に係るものに限る。)又は適格特例投資家限定事業	金融商品取引法第二十九条の登録(同法第二十八條第二項に規定する第二種金融商品取引業の種別に係るものに限る。)又は同法第六十三條第二項の規定による届出(同条第一項第一号に掲げる行為に係るものに限る。)
二 第二条第四項第二号に掲げる行為に係る事業又は第四号事業のうち、不動産特定共同事業契約に基づく権利の流通性その他の事情を勘案して主務省令で定めるもの	金融商品取引法第二十九条の登録(同法第二十八條第一項に規定する第一種金融商品取引業の種別に係るものに限る。)
三 第二条第四項第二号に掲げる行為に係る事業又は第四号事業のうち、前号に規定する主務省令で定めるもの以外のもの	金融商品取引法第二十九条の登録(同法第二十八條第二項に規定する第二種金融商品取引業の種別に係るものに限る。)

(保険業法の一部改正)

第十四条 保険業法(平成七年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

第九十九条第八項中「書面交付、信託財産状況報告書の交付」を「情報の提供、信託財産の状況に係る情報の提供」に改める。

第百条の五の見出しを「(運用状況に係る情報の提供)」に改め、同条第一項中「を記載した運用報告書を作成し、」を「に係る情報を」に、「交付しなければ」を「提供しなければ」に改め、同項ただし書中「運用報告書」を「当該情報」に、「交付しなくても」を「提供しなくても」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」

を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第百六条第一項第六号の二、第二百七十二條の四第一項第七号、第八号並びに第十号ハ、ニ及びホ、第二百七十二條の三十三第一項第一号ハ(1)、第二百七十九條第一項第三号及び第四号、第二百八十条第一項第七号、第二百八十九條第一項第三号及び第四号並びに第二百九十条第一項第七号中「金融サービスの提供に関する法律」を「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に改める。

第三百条の二中「に対する誠実義務」を「利益の保護のための体制整備」に、「揭示」を「揭示等」に、「の書面の交付」を「情報の提供等」に

改め、「募集等の禁止」の下に「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されていない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の募集等の禁止」を加え、「交付しなければならぬ」を「掲げる事項」に、「交付するほか」を「掲げる事項及び」に、「ため、内閣府令で定めるところにより、」を「ための」に、「情報の提供を行わなければならない」を「事項(次項において「参考事項等」という。)」に、「同法第三十八條」を「同条第二項中「除く。」とあるのは「除く。」及び参考事項等」と、同項ただし書中「当該事項」とあるのは「これらの事項」と、同法第三十八條に、「第一項各号に掲げる事項」を「第一項第一号、第三号から第五号まで及び第七号」に改め、「同項第二号及び第六号並びに」を削る。

第三百十五條第四号中「第二十七條第一項を「第二十七條」に、「による報告書」に違反して、同条の規定による情報」を「を交付せず」を「の提供をせず」に、「記載をした報告書を交付した」を「情報の提供をした」に改め、同条第五号を次のように改める。

五 第百条の五第一項「第百九十九條において準用する場合を含む。」の規定に違反して、同項の規定による情報の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をした者

第三百十六條の二第二号中「第二十七條第一項」を「第二十七條」に、「による報告書」を「に違反して、同条の規定による情報」に、「を交付せず」を「の提供をせず」に、「記載をした報告書を交付した」を「情報の提供をした」に改める。

第三百十七條の二第八号を次のように改める。

八 第三百条の二において準用する金融商品取引法第三十七條の三第一項(第二号及び第六号を除く。以下この号において同じ。)

の規定に違反して、同項の規定による情報(同項各号に掲げる事項に係るもの)に限る。以下この号において同じ。)

ず、又は虚偽の情報の提供をした者

第三百十九條第四号を次のように改める。

四 第九十九條第八項(第百九十九條において準用する場合を含む。)

金融商品取引法第二十四條の二において準用する金融商品取引法第三十七條の三第一項(第二号から第四号まで及び第六号を除く。以下この号において同じ。)

の規定に違反して、同項の規定による情報の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をした者

第三百十九條第五号及び第六号中「による書面を交付せず」を「に違反して、同項の規定による情報の提供をせず」に、「書面を交付した」を「情報の提供をした」に改め、同条第十二号を次のように改める。

十二 第三百条の二において準用する金融商品取引法第三十七條の四の規定に違反して、同条の規定による情報の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をした者

(資産の流動化に関する法律の一部改正)

第十五条 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

第七十条第一項第五号中「金融サービスの提供に関する法律」を「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に改める。

第二百三条中「第十二号」の下に「及び第十三号」を加える。

第二百九條第一項中「金融商品取引法第三十六條第一項(顧客に対する誠実義務)、第三十七條第一項(第二号を除く。)

及び第二項(広告等の規制)、第三十七條の三第一項(第二号及び第六号を除く。)

及び第二項(契約締結前の書面の交付、第三十七條の四(契約締結時等の書面の交付、第三十八條(第七号及び第八号を除く。)

(禁止行為、第三十九條第四項及び第六項を除く。)

(損失補填等の禁止、第四十条(適合性の原則等)、第四十四條の三第一項(第三号を除く。)

(親法人等又は子法人等が関与する行為の制限)、第四十五條第三号及び第四号を除く。)

の「を」次の各号に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 金融商品取引法第三十七条第一項(第二号を除く。)、及び第二項(広告等の規制)、第三十七条の三第一項(第二号及び第六号を除く。)、及び第二項(契約締結前の書面の交付)、第三十七条の四(契約締結時等の書面の交付)、第三十八条(第七号及び第八号を除く。)(禁止行為)、第三十九条第四項及び第六項を除く。)(損失補填等の禁止、第四十条(適合性の原則等)、第四十四条の三第一項(第三号を除く。)(親法人等又は子法人等が関与する行為の制限)並びに第四十五条(第三号及び第四号を除く。))

二 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第二十一条(顧客等に対する誠実義務)

第二百九条第二項中「金融商品取引法」を「金融商品取引法若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に改める。

第二百八十四条第二項中「第十二号」の下に「及び第十三号」を加える。

第十六条 資産の流動化に関する法律の一部を次のように改正する。

第二百九条第一項第一号中「契約締結前の書面の交付」を「契約締結前の情報の提供等」に、「契約締結時等の書面の交付」を「契約締結時等の情報の提供」に改める。

第三百条中「第三十七条の四第一項」を「第三十七条の四」に、「による書面の交付」を「に違反して、同条の規定による情報の提供」に、「記載をした書面の交付」を「情報の提供」に改める。

(農林中央金庫法の一部改正)

第十七条 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第五十四条第三項第五号中「金融サービスの提供に関する法律」を「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に改める。

第五十九条の三中「交付しなければならぬ」

を「掲げる事項」に、「交付するほか」を「掲げる事項並びに」に、「ため、主務省令で定めるところにより、」を「ための」に、「情報の提供を行わなければならない」を「事項(次項において「参考事項等」という。)」と、同条第二項中「除く。」とあるのは「除く。及び参考事項等」と、同項ただし書中「当該事項」とあるのは「これらの事項」に、「第一項の書面の交付」を「第一項第一号、第三号から第五号まで及び第七号」に改め、「同項第二号及び第六号並びに」を削る。

第五十九条の七中「交付しなければならない」を「掲げる事項」に、「交付するほか」を「掲げる事項並びに」に、「ため、主務省令で定めるところにより、」を「ための」に、「情報の提供を行わなければならない」を「事項(次項において「参考事項等」という。)」に改め、「をいう。)」と「の下に」に、「同条第二項中「除く。」とあるのは「除く。及び参考事項等」と、同項ただし書中「当該事項」とあるのは「これらの事項」とを加え、「第一項の書面の交付」を「第一項第一号、第三号から第五号まで及び第七号」に改め、「同項第二号及び第六号並びに」を削る。

第七十二条第一項第三号の二及び第九十五条の三第一項中「金融サービスの提供に関する法律」を「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に改める。

第九十五条の五中「交付しなければならない」を「掲げる事項」に、「交付するほか」を「掲げる事項並びに」に、「ため、主務省令で定めるところにより、」を「ための」に、「情報の提供を行わなければならない」を「事項(次項において「参考事項等」という。)」に改め、「農林中央金庫」と「の下に」に、「同条第二項中「除く。」とあるのは「除く。及び参考事項等」と、同項ただし書中「当該事項」とあるのは「これらの事項」とを加える。

第九十五条の五の九第六項中「第五十二条の六十一の九」を削る。

第九十五条の五の十第二項中「金融サービスの提供に関する法律」を「金融サービスの提供及

び利用環境の整備等に関する法律」に改める。

え、「信託財産状況報告書を作成し」を削り、「交付しなければ」を、「当該信託財産の状況その他の内閣府令で定める事項に係る情報を提供しなければ」に改め、同項ただし書中「信託財産状況報告書」を当該情報に、「交付しなくても」を「提供しなくても」に改め、同条第二項を削る。

第九十九条の二の五第三号及び第四号を次のように改める。

第九十九条の二の五第三号及び第四号を次のように改める。

三 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項(第二号及び第六号を除く。以下この号において同じ。))の規定に違反して、同項の規定による情報(同項各号に掲げる事項に係るものに限る。以下この号において同じ。))の提供をせず、又は虚偽の情報(信託法の一部改正)

第二十九條第二項中「電磁的方法」の下に「電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。)」を加え、同条第三項中「場合には」の下に「内閣府令で定めるところにより」を加え、「当該期間における当該取引の状況を記載した書面を作成し」を削り、「交付しなければ」を、「当該期間における当該取引の状況その他の内閣府令で定める事項に係る情報を提供しなければ」に改め、同項ただし書中「書面」を「情報」に、「交付しなくても」を「提供しなくても」に改め、同条第四項を削る。

第十八条 信託業法(平成十六年法律第一百五十四号)の一部を次のように改正する。

第九十一条第六号及び第九十三条第五号中「第二十七条第一項」を「第二十七条」に、「による報告書を」に違反して、同条の規定による情報に、「を交付せず」を「の提供をせず」に、「記載をした報告書を交付した」を「情報の提供をした」に改める。

第二十四条の二中「に対する誠実義務」を「の利益の保護のための体制整備」に、「揭示を揭示等」に、「契約締結前の書面の交付」を「契約締結前の情報の提供等」に、「契約締結時等の書面の交付」を「契約締結時等の情報の提供」に改め、「募集等の禁止」の下に、「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されていない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の募集等の禁止」を加え、「第三十七条の四第一項」を「第三十七条の四」に改める。

第九十六條第六号から第八号までを次のように改める。

第二十六条の見出し中「書面交付」を「情報の提供」に改め、同条第一項中「ときは」を「ときは、内閣府令で定めるところにより」に、「を明らかにした書面を交付しなければ」を「に係る情報を提供しなければ」に改め、同項ただし書中「書面」を「情報」に、「交付しなくても」を「提供しなくても」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項第十三号」を「前項第十三号」に改め、同項を同条第二項とする。

第六 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項(第二号から第四号まで及び第六号を除く。以下この号において同じ。))の規定に違反して、同項の規定による情報の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をした者

第二十七条の見出しを「(信託財産の状況に係る情報の提供)」に改め、同条第一項中「ついで」の下に、「内閣府令で定めるところにより」を加

七 第二十六條第一項の規定に違反して、同項の規定による情報の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をした者

第二十七條の見出しを「(信託財産の状況に係る情報の提供)」に改め、同条第一項中「ついで」の下に、「内閣府令で定めるところにより」を加

八 第二十九條第三項の規定に違反して、同項の規定による情報の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をした者

(株式会社商工組合中央金庫法の一部改正)

第十九条 株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

第六条第八項中「第二十九条の四の二第九項」を「第二十九条の四の二第八項」に改める。

第二十一条第三項第七号中「金融サービスの提供に関する法律」を「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に改める。

第二十九条中「交付しなければならない」を「掲げる事項」に、「交付するほか、」を「掲げる事項並びに」に、「ため、主務省令で定めるところにより、」を「ため」に、「情報の提供を行わなければならない」を「事項(次項において「参考事項等」という。)」と、同条第二項中「除く。」とあるのは「除く。」及び参考事項等」と、同項ただし書中「当該事項」とあるのは「これらの事項」に、「第一項の書面の交付」を「第一項第一号、第三号から第五号まで及び第七号」に改め、「同項第二号及び第六号並びに」を削る。

第三十九条第一項第二号の二中「金融サービスの提供に関する法律」を「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に改める。

第五十六条第五項ただし書中「第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七條の四第二項」を「及び第三十四条の四第三項」に、「第三十七條の四第一項」を「及び第二項、第三十七條の四」に改める。

第六十条の六第一項第一号ホ中「金融サービスの提供に関する法律」を「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に改める。

第六十条の十一を次のように改める。

第七十四条第三号及び第四号を次のように改める。

三 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項(第二号及び第六号を除く。以下この号において同じ。)の規定に違反して、同項の規定による情報(同項各号に掲げる事項に

係るものに限る。以下この号において同じ。)の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をしたとき。

四 準用金融商品取引法第三十七条の四の規定に違反して、同条の規定による情報の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をしたとき。

(株式会社国際協力銀行法の一部改正)

第二十条 株式会社国際協力銀行法(平成二十三年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

第四十三条第二項中「及び第三十八条第七号」を「第三十八条第七号、第四十条の三の三及び第四十条の三の四」に改め、同条第四項及び第六項中「第三十六条第一項」を削る。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第六十八條の規定 公布の日

二 第一条中金融商品取引法第十五条第一項、第二十九条の四第一項、第三十三条の五第一項、第五十条の二第一項、第十一項及び第十二項、第五十九条の四第一項、第六十条の三第一項、第六十四条第三項、第六十四条の二第一項、第六十四条の七第六項、第六十六条の十九第一項、第八十条第二項、第八十二条第二項、第六百六条の十二第二項、第五百五十五条の三第二項、第五百五十六條の四第二項、第五百五十六條の二十の四第二項、第五百五十六條の二十の十八第二項並びに第五百五十六條の二十五第二項の改正規定並びに同法附則第三条の二及び第三条の三第四項の改正規定、第二条の規定、第五十条中農業協同組合法第十一条の六十六第一項、第九十二条の三第一項及び第九十二条の五の九第二項の改正規定、第六

条中水産業協同組合法第八十七條の二第一

項、第一百七條第一項及び第一百七條第二項の改正規定、第七條中協同組合による金融事業に関する法律第四条の四第一項、第六条の四及び第六条の五の十第二項の改正規定、第八條中投資信託及び投資法人に関する法律第九十八條第五号、第一百條第五号及び第三百三十六條第一項の改正規定、第九條中信用金庫法第五十四條の二十三第一項、第八十五條の二の二及び第八十九條第十項の改正規定、第十條中長期信用銀行法第十三條の二第一項及び第十六條の七の改正規定、第十一條中労働金庫法第五十八條の五第一項、第八十九條の四及び第九十四條第六項の改正規定、第十二條中銀行法第十六條の二第一項、第五十二條の五十二第六号、第五十二條の六十の二第二項及び第五十二條の六十一の五第一項の改正規定、第十四條中保険業法第六十六條第一項、第二百七十二條の四第一項、第二百七十二條の三十三第一項、第二百七十九條第一項、第二百八十条第一項、第二百八十九條第一項及び第二百九十條第一項の改正規定、第十五條中資産の流動化に関する法律第七十條第一項の改正規定、第十七條中農林中央金庫法第五十四條第三項、第七十二條第一項、第九十五條の三第一項及び第九十五條の五の十第二項の改正規定並びに第十九條中株式会社商工組合中央金庫法第二十一條第三項、第三十九條第一項及び第六十條の六第一項の改正規定並びに附則第十四條から第十七條まで、第二十三條第一項、第三十四條、第三十七條から第三十九條まで及び第四十一條から第四十三條までの規定、附則第四十四條中登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)別表第一第四十八號の改正規定並びに附則第四十五條から第四十八條まで、第五十二條、第五十四條、第五十五條、第五十八條から第六十三條まで及び第六十五條の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

る日

三 第一条中金融商品取引法第五条第二項から第六項まで、第二十一条の二第一項、第二十一条の三及び第二十四条第二項の改正規定、同法第二十四条の四の七及び第二十四条の四の八を削る改正規定並びに同法第二十四条の五第一項から第三項まで及び第十三項、第二十五条第一項から第四項まで及び第六項、第二十七條、第二十七條の三十の二、第二十七條の三十の六第一項、第二十七條の三十の十、第二十七條の三十二第二項、第二十七條の三十四、第五十七條の二第二項及び第五項、第六十六條第四項及び第五項、第七十二條の四第二項、第七十二條の五第二項、第七十二條の六第二項、第七十二條の七第二項、第七十二條の八第二項、第七十二條の九第二項、第七十二條の十第二項、第七十二條の十一第二項、第七十二條の十二第二項、第七十二條の十三第二項、第七十二條の十四第二項、第七十二條の十五第二項及び第三十一項、第九十九條第七号、第六号及び第七号、第二百九條第一号、第五号及び第六号並びに第二百九條第三号から第五号までの改正規定並びに次条から附則第四條まで及び第六十七條の規定 令和六年四月一日

四 第一条中金融商品取引法第三十七條の三の見出し及び同条第一項から第三項までの改正規定、同法第三十七條の四の見出し及び同条第一項の改正規定、同条第二項を削る改正規定、同法第三十七條の六第一項の改正規定、同法第四十條の二第四項及び第五項の改正規定、同条第六項を削る改正規定、同法第四十二條の七の見出し及び同条第一項の改正規定、同条第二項を削る改正規定、同条第三項の改正規定、同項を同条第二項とする改正規定、同法第四十三條の五の改正規定(交付する書面に記載する事項)を「提供しなければならない情報」に改める部分に限る。)、同法第一百七十九條第二項の改正規定(審判の)を「最初の審判手続の」に改める部分に限る。)、同条第四項の改正規定、同法第八十條の次に一条を加える改正規定、同法第八十一条第

[illegible]

条を加える改正規定並びに同法第二百条の三第一項及び第二百五条の三第四号の改正規定並びに附則第十条から第十二条までの規定公布の日から起算して三年六月を超えない範囲内において政令で定める日

(四半期報告書に関する経過措置)

第二条 前条第三号に掲げる規定の施行の日(以下この条から附則第四条までにおいて「第三号施行日」という。)前に開始した四半期(第一条の規定(同号に掲げる改正規定に限る。第三項において同じ。))による改正前の金融商品取引法(以下この条から附則第四条までにおいて「第三号旧金融商品取引法」という。)第二十四条の四の七第一項に規定する事業年度の期間を三月ごととに区分した各期間をいう。次条第二項において同じ。に係る四半期報告書(第三号旧金融商品取引法第二十四条の四の七第一項に規定する四半期報告書をいう。以下この条及び次条第二項において同じ。))の提出については、なお従前の例による。

2 前項の規定により四半期報告書を提出する場合における当該四半期報告書に係る確認書(第三号旧金融商品取引法第二十四条の四の八第一項において準用する金融商品取引法第二十四条の四の二第一項に規定する確認書をいう。次項において同じ。)の提出については、なお従前の例による。

3 第三号施行日前に第三号旧金融商品取引法第二十四条の四の七第一項又は第二項の規定により提出された四半期報告書及び第一項の規定により第三号施行日以後に提出される四半期報告書並びにこれらの四半期報告書に係る確認書に係る第一条の規定による改正後の金融商品取引法(以下この条から附則第四条までにおいて「第三号新金融商品取引法」という。)第二章の規定の適用については、なお従前の例による。

4 第三号施行日前に第三号旧金融商品取引法第二十四条の四の七第一項若しくは第二項の規定により四半期報告書を提出し、又は第一項の規

定により第三号施行日以後に四半期報告書を提出する者については、第三号新金融商品取引法第五条第三項及び第四項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）の規定は、第三号施行日以後最初に有価証券報告書を提出した時から適用し、第三号施行日以後最初に有価証券報告書を提出するまでは、なお従前の例による。

5 第三号旧金融商品取引法第二十四条の四の七
第一項又は第二項の規定による四半期報告書
(第一項の規定により第三号施行日以後に提出
されるものを含む)に関する違反行為に係る課
徴金については、なお従前の例による。

6 第三号新金融商品取引法第百八十五条の七第
四項から第七項までの規定は、第三号施行日前
に第三号旧金融商品取引法第二十四条の四の七
第一項若しくは第二項の規定により四半期報告
書を提出し、又は第一項の規定により第三号施
行日以後に四半期報告書を提出する者の第三号
施行日以後に開始する記載対象事業年度第三
号新金融商品取引法第百八十五条の七第三十一
項に規定する記載対象事業年度をいう。）に係る
継続開示書類（第三号新金融商品取引法第百八
十五条の七第四項に規定する継続開示書類をい
う。）又は継続開示書類等（第三号新金融商品取
引法第百八十五条の七第六項に規定する継続開
示書類等をいう。）について適用し、当該者の第

三号施行日前に開始した記載対象事業年度(第三号旧金融商品取引法第百八十五条の七第三十一項に規定する記載対象事業年度をいう。)に係る継続開示書類(第三号旧金融商品取引法第百八十五条の七第四項に規定する継続開示書類をいう。)又は継続開示書類等(第三号旧金融商品取引法第百八十五条の七第六項に規定する継続開示書類等をいう。)については、なお従前の例による。

付することを命ずる旨の決定（四半期報告書に
関する違反行為に係るもの）に限り、第三号旧金
融商品取引法第百八十五条の七第四項から第七
項まで及び第十四項から第十六項までの規定に
よる決定を含む。）は、金融商品取引法第百八十
五条の第十五第一項に規定する課徴金納付命令と
みなし、第三号旧金融商品取引法第百八十五条
の七第五項ただし書又は第七項ただし書に該当
する旨を明らかにする決定（四半期報告書に関
する違反行為に係るものに限る。）は、第三号新
金融商品取引法第百八十五条の七第十八項に規
定する決定とみなして、同条第十五項の規定を
適用する。

(半期報告書に関する経過措置)

第三条 第三号新金融商品取引法第二十四条の五
第一項(同条第三項(第三号新金融商品取引法第二十七條において準用する場合を含む。及び第三号新金融商品取引法第二十七條において準用する場合を含む。次項において同じ。の規定は、第三号施行日以後に開始する事業年度に係る半期報告書(第三号新金融商品取引法第二十四条の五第一項に規定する半期報告書をいう。次項において同じ。))について適用し、第三号施行日前に開始した事業年度に係る半期報告書(第三号旧金融商品取引法第二十四条の五第一項に規定する半期報告書をいう。))については、なお従前の例による。

2 前条第一項の規定により第三号施行日以後に四半期報告書(事業年度における最初の四半期に係るものであつて第三号施行日以後にその提出すべき期間が開始するものに限る。)を提出する場合においては、半期報告書の提出については、前項の規定にかかわらず、当該四半期が属する事業年度から、第三号新金融商品取引法第二十四条の五第一項の規定を適用する。

(公衆縦覧に関する経過措置)

第四条 第三号新金融商品取引法第二十五条の規定は、第三号施行日以後に受理される同条第一項第一号、第二号及び第六号から第八号までに

掲げる書類並びに第三号施行日以後に提出される当該書類の写しの縦覧について適用し、第三号施行日前に受理された第三号旧金融商品取引法第二十五条第一項第一号から第三号まで及び第八号から第十号までに掲げる書類並びに第三号施行日前に提出された当該書類の写しの縦覧については、なお従前の例による。

(新たにみなし有価証券とされたものに関する経過措置)

第五条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に取得の申込みの勧誘又は売付けの申込み若しくは買付けの申込みの勧誘を開始した第一条の規定(附則第一条各号に掲げる改正規定を除く。以下この条において同じ。)による改正後の金融商品取引法(以下「新金融商品取引法」という。)第二条第二項第五号及び第六号に掲げる権利(第一条の規定による改正前の金融商品取引法(以下「旧金融商品取引法」という。)第二条第二項第五号及び第六号に掲げる権利を除く。)に係るこれらの勧誘については、新金融商品取引法第二章の規定は、適用しない。

第六条 この法律の施行の際現に新金融商品取引業（新金融商品取引法第二条第八項に規定するもの）をいう、旧金融商品取引法第二条第八項に規定する金融商品取引業に該当するものを除く。以下この条及び次条において同じ。）を行っている者（金融商品取引業者、新金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。第三項及び附則第八条において同じ。）及び新金融商品取引法第三十三条第一項に規定する金融機関を除く。）は、施行日から起算して六月間（当該期間内に新金融商品取引法第二十九条の四第一項の規定による登録の拒否の処分があったとき、又は第三項の規定により読み替えて適用される金融商品取引法第五十二条第一項の規定により新金融商品取引業の全部の廃止を命じられたときは、当該処分のあった日又は当該廃止を命じられた日までの間）は、金融商品取引法第二十九条の規定にかかわらず

ず、この法律の施行の際現に行っている当該新金融商品取引業の顧客を相手方とし、又は当該顧客のために、この法律の施行の際現に取り扱っている有価証券及びデリバティブ取引と同じ種類の有価証券及びデリバティブ取引について、当該新金融商品取引業を行うことができる。

前項の規定により新金融商品取引業を行うことができる者が施行日から起算して六月を経過する日までに金融商品取引法第二十九条の登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間(その間に次項の規定により読み替えて適用される同法第五十二条第一項の規定により新金融商品取引業の全部の廃止を命じられたときは、当該廃止を命じられた日までの間)も、前項と同様とする。ただし、施行日から起算して一年六月を経過したときは、この限りでない。

前二項の規定により新金融商品取引業を行うことができる場合においては、その者を金融商品取引業者とみなして、新金融商品取引法第三章第二節第五款、第二節(第三十六条の二を除く。)、第三節(第四十六条、第四十六条の五、第四十六条の六、第四十九条の四及び第四十九条の五を除く。)、第四節(第五十三条を除く。)、及び第八節の規定並びにこれらの規定に係る新金融商品取引法第八章及び第八章の二の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。)を適用する。この場合において、金融商品取引法第五十二条第一項中「第二十九条の登録を取り消し」とあるのは、「新金融商品取引業(金融商品取引法等の一部を改正する法律(令和五年法律第 号 附則第六条第一項に規定する新金融商品取引業をいう。))の全部の廃止を命じ」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 前項の規定により読み替えて適用される金融商品取引法第五十二条第一項の規定により新金

融商品取引業の全部の廃止を命じられた場合における新金融商品取引法の規定の適用については、当該廃止を命じられた者を同項の規定により金融商品取引法第二十九条の登録を取り消された者と、当該廃止を命じられた日を同項の規定による同条の登録の取消しの日とみなす。

第七条 前条第一項の規定により新金融商品取引

業を行うことができる者は、施行日から起算して一月以内に、その商号、名称又は氏名及び住所並びに新金融商品取引法第二十九条の二第一項第五号、第六号及び第八号に掲げる事項を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 前条第一項の規定により新金融商品取引業を行うことができる者が前項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、同条第一項の規定は、その者については、前項に規定する期間を経過した日以後は、適用しない。

第八条 この法律の施行の際現に新金融商品取引法第二十九条の二第一項第八号に規定する行為を業として行っている金融商品取引業者（旧金
融商品取引法第二十九条の二第一項第八号に規
定する行為を業として行っている者を除く。）に

つては、施行日において当該行為に係る新金融商品取引法第二十九条の二第一項第五号、第六号又は第八号に掲げる事項について変更をしようとするものとみなして、金融商品取引法第三十一条第四項の規定を適用する。この場合こ

おいで、当該金融商品取引業者は、施行日から起算して六月間(当該期間内に同条第五項において準用する新金融商品取引法第二十九条の四第一項の規定による変更登録の拒否の処分があったときは、当該処分があった日から)までの間と

し、当該期間内に變更登録又は變更登録の拒否の処分が行われなかつたときは、これらの処分があるまでの間は、当該事項について金融商品取引法第三十一条第四項の變更登録を受けな

該行為に係る業務の顧客を相手方とし、又は当該顧客のために、この法律の施行の際現に取り

扱っている新金融商品取引法第二十九条の第二項第八号に規定する権利及びデリバティブ取引(旧金融商品取引法第二十九条の第二項第八号に規定する権利及びデリバティブ取引を除く。)と同じ種類の権利及びデリバティブ取引について、当該行為に係る業務を行うことができる。

(金融商品取引契約に係る契約締結時等の情報の提供等に関する経過措置)

第九條 第一條の規定(附則第一條第四号に掲げる改正規定に限る。以下この項において同じ。)による改正後の金融商品取引法(以下「第四号新金融商品取引法」という。第三十七条の四「消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号第十二条の三第二項、中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)第九条の七の五第二項及び資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第六十二条の十七第一項において読み替えて準用する場合を含む。)」の規定は、同号に掲げる規定の施行の日(以下「第四号施行日」という。))以後に第四号新金融商品取引法第三十七条の四の金融商品取引契約が成立し

たときその他内閣府令で定めるとき（消費生活協同組合法第十二条の三第二項において第四号新金融商品取引法第三十七条の四の規定を読み替えて準用する場合にあつては同条の特定共済契約が成立したときその他厚生労働省令で定め

るとき、中小企業等協同組合法第九条の七の五第二項において第四号新金融商品取引法第三十七条の四の規定を読み替えて準用する場合にあつては同条の特定共済契約が成立したときその也主務官庁で定めるとき、資金共済に関する

法律第六十二条の十七第一項において第四号新金融商品取引法第三十七条の四の規定を読み替えて準用する場合にあつては同条の特定電子決済手段等取引契約が成立したときその他内閣府令で定めるときが引当金に充当する場合について適用

し、第四号施行日前に第一条の規定による改正前の金融商品取引法（以下「第四号旧金融商品取

引法」(いう。第三十七条の四第一項「消費生活協同組合法第十二条の三第二項、中小企業等協同組合法第九条の七の五第二項及び資金決済に関する法律第六十二条の十七第一項において読み替えて準用する場合を含む。の金融商品取引契約が成立したときその他内閣府令で定めるとき(消費生活協同組合法第十二条の三第二項に

においては第四号旧金融商品取引法第三十七条の四
 第一項の規定を読み替えて準用する場合にあつ
 ては同項の特定共済契約が成立したときその他
 厚生労働省令で定めるとき、中小企業等協同組
 合法第九条の七の五第二項において第四号旧金
 融商品取引法第三十七条の四第一項の規定を読
 み替えて準用する場合にあつては同項の特定共
 済契約が成立したときその他主務省令で定める
 ととき、資金決済に関する法律第六十二条の十七
 第一項において第四号旧金融商品取引法第三十
 七条の四第一項の規定を読み替えて準用する場
 合にあつては同項の特定電子決済手段等取引契
 約が成立したときその他内閣府令で定めると
 きが到来した場合については、なお従前の例
 による。

2 第四号新金融商品取引法第三十七条の六第一項（資金決済に関する法律第六十二条の十七第七項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、第四号施行日以後に成立する第四号新金融商品取引法第三十七条の六第一項の規定

する金融商品取引契約（資金決済に関する法律第六十二条の十七第一項において第四号新金融商品取引法第三十七条の六第一項の規定を読み替えて準用する場合にあつては、同項に規定する特定電子決済手段等取引契約）の解余（この

て適用し、第四号施行日前に成立した第四号旧金融商品取引法第三十七条の六第一項（資金決済に関する法律第六十二条の十七第一項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する

十二条の十七第一項において第四号旧金融商品取引法第三十七条の六第一項の規定を読み替え

て準用する場合にあつては、同項に規定する特定電子決済手段等取引契約)の解除については、なお従前の例による。

3 第四号新金融商品取引法第四十条の二第五項の規定は、第四号施行日以後に顧客から有価証券等取引(同条第一項に規定する有価証券等取引をいう。)に係る同条第五項の情報の提供を求められた場合について適用し、第四号施行日前に顧客から有価証券等取引(第四号旧金融商品取引法第四十条の二第二項に規定する有価証券等取引をいう。)に係る第四号旧金融商品取引法第四十条の二第五項の書面の交付を求められた場合については、なお従前の例による。

4 第四号新金融商品取引法第四十二条の七の規定は、第四号施行日以後に終了する対象期間(同条第一項の規定により提供する同項の運用財産に関する運用の状況その他の内閣府令で定める事項に係る情報に関し提供の対象となる期間をいう。)に係る当該情報の提供について適用し、第四号施行日前に終了する対象期間(第四号旧金融商品取引法第四十二条の七第一項の規定により作成する運用報告書に関し作成の対象となる期間をいう。)に係る同項の運用報告書の作成及び交付については、なお従前の例による。

(審判手続に関する経過措置)

第十条 第一条の規定(附則第一条第五号に掲げる改正規定に限る。以下この条において同じ。)による改正後の金融商品取引法(以下この条から附則第十二条までにおいて「第五号新金融商品取引法」という。)第百七十九条第一項から第三項まで及び第百八十三条の規定は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この条から附則第十二条までにおいて「第五号施行日」という。)以後に第五号新金融商品取引法第百七十八条第一項に規定する決定が行われる審判手続について適用し、第五号施行日前に第一条の規定による改正前の金融商品取引法(次条において「第五号旧金融商品取引法」という。)第百七十八条第一項

に規定する決定が行われた審判手続については、なお従前の例による。

第十一条 第五号新金融商品取引法第百八十五条の七第十九項から第二十七項まで及び第二十九項並びに第百八十五条の八第二項、第三項、第五項、第九項及び第十項の規定は、第五号施行日以後に第五号新金融商品取引法第百八十五条の七第十九項に規定する決定及び第五号新金融商品取引法第百八十五条の八第九項に規定する変更の処分が行われる審判手続について適用し、第五号施行日前に第五号旧金融商品取引法第百八十五条の七第十九項に規定する決定又は第五号旧金融商品取引法第百八十五条の八第九項に規定する変更の処分が行われた審判手続については、なお従前の例による。

第十二条 第五号新金融商品取引法第百八十五条の十三において準用する民事訴訟法(平成八年法律第百九号)第百三十二条の十一(第一項各号を除く。)の規定は、第五号施行日以後に第五号新金融商品取引法第百七十八条第一項に規定する決定が行われる審判手続について適用する。(権限の委任)

第十三条 内閣総理大臣は、附則第七条第一項の規定による権限を金融庁長官に委任する。

2 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

(金融経済教育推進機構に関する経過措置)

第十四条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現にその名称中に金融経済教育推進機構という文字を用いている者については、第二条の規定による改正後の金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第九十条第二項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日(附則第十七条第二項及び第二十三条第一項において「第二号施行日」という。)以後六月間は、適用しない。

第十五条 機構の最初の事業年度は、第二条の規定による改正後の金融サービスの提供及び利用

環境の整備等に関する法律第百二十三条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、その後最初の三月三十一日に終わるものとする。

第十六条 機構の最初の事業年度の予算及び事業計画については、第二条の規定による改正後の金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第百二十四条第一項中「当該事業年度の開始前」とあるのは、「機構の成立後遅滞なく」とする。

(金融サービスの提供に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十七条 刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)の施行の日(以下この条において「刑法施行日」という。)の前日までの間における第二条の規定による改正後の金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第百四十六条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

2 第二号施行日から刑法施行日の前日までの間における第二条の規定による改正後の金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第百三条第二号の規定の適用については、同号中「拘禁刑」とあるのは、「禁錮」とする。

(特定金融サービス契約に係る契約締結時等の情報の提供に関する経過措置)

第十八条 第三条の規定(附則第一条第四号に掲げる改正規定に限る。以下この条において同じ。)による改正後の金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十一条第二項において準用する第四号新金融商品取引法第三十七条の四の規定は、第四号施行日以後に特定金融サービス契約(同項に規定する特定金融サービス契約をいう。)が成立したときその他内閣府令で定めるときが到来する場合について適用し、第四号施行日前に特定金融サービス契約(第三条の規定による改正前の金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十

一条第二項に規定する特定金融サービス契約をいう。)が成立したときその他内閣府令で定めるときが到来した場合については、なお従前の例による。

(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十九条 第四条の規定(附則第一条第四号に掲げる改正規定に限る。以下この条において同じ。)による改正後の金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(附則第三十一条第二項から第四項までにおいて「第四号新兼営法」という。)第二条の二において読み替えて準用する第四号新金融商品取引法第三十七条の六第一項の規定は、第四号施行日以後に成立する同項に規定する特定信託契約の解除について適用し、第四号施行日前に成立した第四条の規定による改正前の金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(附則第三十一条第二項から第四項までにおいて「第四号旧兼営法」という。)第二条の二において読み替えて準用する第四号旧金融商品取引法第三十七条の六第一項に規定する特定信託契約の解除については、なお従前の例による。

(農業協同組合法の一部改正に伴う経過措置)

第二十条 第五条の規定(附則第一条第四号に掲げる改正規定に限る。以下この項において同じ。)による改正後の農業協同組合法(以下この条において「第四号新農協法」という。)第十一条の五において読み替えて準用する第四号新金融商品取引法第三十七条の四の規定は、第四号施行日以後に同条の特定貯金等契約が成立したときその他主務省令で定めるときが到来する場合について適用し、第四号施行日前に第五条の規定による改正前の農業協同組合法(以下この条において「第四号旧農協法」という。)第十一条の五において読み替えて準用する第四号旧金融商品取引法第三十七条の四第一項の特定貯金等契約が成立したときその他主務省令で定めるときが到来した場合については、なお従前の例による。

2 第四号新農協法第十一条の五において読み替えて準用する第四号新金融商品取引法第三十七条の六第一項の規定は、第四号施行日以後に成立する同項に規定する特定貯金等契約の解除について適用し、第四号施行日前に成立した第四号旧農協法第十一条の五において読み替えて準用する第四号旧金融商品取引法第三十七条の六第一項に規定する特定貯金等契約の解除については、なお従前の例による。	たときその他主務省令で定めるときが到来する場合について適用し、第四号施行日前に第六条の規定による改正前の水産業協同組合法（以下この条において「第四号旧水協法」という。）第十一条の十一において読み替えて準用する第四号旧金融商品取引法第三十七条の四第一項の特定貯金等契約が成立したときその他主務省令で定めるときが到来した場合については、なお従前の例による。	（協同組合による金融事業に関する法律の一部改正に伴う経過措置） 第二十二條 第七條の規定（附則第一条第四号に掲げる改正規定に限る。以下この項において同じ。）による改正後の協同組合による金融事業に関する法律（以下この条において「第四号新協同組合金融事業法」という。）第六条の五の十一第一項において読み替えて準用する第四号新金融商品取引法第三十七条の四の規定は、第四号施行日以後に同条の特定預金等契約が成立したときその他内閣府令で定めるときが到来する場合について適用し、第四号施行日前に第七條の規定による改正前の協同組合による金融事業に関する法律（以下この条において「第四号旧協同組合金融事業法」という。）第六条の五の十一第一項において読み替えて準用する第四号旧金融商品取引法第三十七条の四第一項の特定預金等契約が成立したときその他内閣府令で定めるときが到来した場合については、なお従前の例による。	が成立したときその他内閣府令で定めるときが到来した場合については、なお従前の例による。
3 第四号新農協法第十一条の二十七において読み替えて準用する第四号新金融商品取引法第三十七条の四の規定は、第四号施行日以後に同条の特定共済契約が成立したときその他農林水産省令で定めるときが到来する場合について適用し、第四号施行日前に第四号旧農協法第十一条の二十七において読み替えて準用する第四号旧金融商品取引法第三十七条の四第一項の特定共済契約が成立したときその他農林水産省令で定めるときが到来した場合については、なお従前の例による。	2 第四号新水協法第十一条の十一において読み替えて準用する第四号新金融商品取引法第三十七条の六第一項の規定は、第四号施行日以後に成立する同項に規定する特定貯金等契約の解除について適用し、第四号施行日前に成立した第四号旧水協法第十一条の十一において読み替えて準用する第四号旧金融商品取引法第三十七条の六第一項に規定する特定貯金等契約の解除については、なお従前の例による。	2 第四号新協同組合金融事業法第六条の五の十一第一項において読み替えて準用する第四号新金融商品取引法第三十七条の六第一項の規定は、第四号施行日以後に成立する同項に規定する特定預金等契約の解除について適用し、第四号施行日前に成立した第四号旧協同組合金融事業法第六条の五の十一第一項において読み替えて準用する第四号旧金融商品取引法第三十七条の四第一項の特定預金等契約が成立したときその他内閣府令で定めるときが到来した場合については、なお従前の例による。	2 第八條の規定（附則第一条第四号に掲げる改正規定に限る。以下この項において同じ。）による改正後の投資信託及び投資法人に関する法律（次項及び第四項において「第四号新投信法」という。）第十四條の規定は、第四号施行日以後に終了する同条第一項の計算期間に係る同項の投資信託財産に関する運用の状況その他の内閣府令で定める事項の情報の提供について適用し、第四号施行日前に終了する第八條の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律（次項において「第四号旧投信法」という。）第十四條第一項の計算期間に係る同項の作成及び交付並びに同条第四項の書面の作成及び交付については、なお従前の例による。
4 第四号新農協法第九十二条の五において読み替えて準用する第四号新金融商品取引法第三十七条の四の規定は、第四号施行日以後に同条の特定貯金等契約が成立したときその他主務省令で定めるときが到来する場合について適用し、第四号施行日前に第四号旧農協法第九十二条の五において読み替えて準用する第四号旧金融商品取引法第三十七条の四第一項の特定貯金等契約が成立したときその他主務省令で定めるときが到来した場合については、なお従前の例による。	4 第四号新水協法第九條において読み替えて準用する第四号新金融商品取引法第三十七条の四の規定は、第四号施行日以後に同条の特定貯金等契約が成立したときその他主務省令で定めるときが到来する場合について適用し、第四号施行日前に第四号旧水協法第九條において読み替えて準用する第四号旧金融商品取引法第三十七条の四第一項の特定貯金等契約が成立したときその他主務省令で定めるときが到来した場合については、なお従前の例による。	3 第四号新協同組合金融事業法第六条の五の十一第二項において読み替えて準用する第四号新金融商品取引法第三十七条の四の規定は、第四号施行日以後に同条の特定預金等契約が成立したときその他内閣府令で定めるときが到来する場合について適用し、第四号施行日前に第四号旧協同組合金融事業法第六条の五の十一第二項において読み替えて準用する第四号旧金融商品取引法第三十七条の四第一項の特定預金等契約	3 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に第四号旧投信法第十四條第一項第一号に掲げる場合に該当する投資信託財産は、第四号新投信法第十四條第一項第一号に掲げる場合に該当する投資信託財産とみなす。
（水産業協同組合法の一部改正に伴う経過措置） 第二十一條 第六條の規定（附則第一条第四号に掲げる改正規定に限る。以下この項において同じ。）による改正後の水産業協同組合法（以下この条において「第四号新水協法」という。）第十一条の十一において読み替えて準用する第四号新金融商品取引法第三十七条の四の規定は、第四号施行日以後に同条の特定貯金等契約が成立し	4 第四号新水協法第九條において読み替えて準用する第四号新金融商品取引法第三十七条の四の規定は、第四号施行日以後に同条の特定貯金等契約が成立したときその他主務省令で定めるときが到来する場合について適用し、第四号施行日前に第四号旧水協法第九條において読み替えて準用する第四号旧金融商品取引法第三十七条の四第一項の特定貯金等契約が成立したときその他主務省令で定めるときが到来した場合については、なお従前の例による。	3 第四号新協同組合金融事業法第六条の五の十一第二項において読み替えて準用する第四号新金融商品取引法第三十七条の四の規定は、第四号施行日以後に同条の特定預金等契約が成立したときその他内閣府令で定めるときが到来する場合について適用し、第四号施行日前に第四号旧協同組合金融事業法第六条の五の十一第二項において読み替えて準用する第四号旧金融商品取引法第三十七条の四第一項の特定預金等契約	4 第四号新投信法第九十七條において準用する第四号新金融商品取引法第三十七条の四の規定は、第四号施行日以後に投資証券募集等契約（投資証券（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十五項に規定する投資証券をいう。）の募集等（同法第九十六條第一項に規定する募

集等をいう。)を行うことを内容とする契約をいう。以下この項において同じ。)が成立したときその他内閣府令で定めるときが到来する場合について適用し、第四号施行日前に投資証券募集等契約が成立したときその他内閣府令で定めるときが到来した場合については、なお従前の例による。

(信用金庫法の一部改正に伴う経過措置)

第二十四条 第九条の規定(附則第一条第四号に掲げる改正規定に限る。以下この項において同じ。)による改正後の信用金庫法(以下この条において「第四号新信用金庫法」という。)第八十九条の二第一項において読み替えて準用する第四号新金融商品取引法第三十七条の四の規定は、第四号施行日以後に同条の特定預金等契約が成立したときその他内閣府令で定めるときが到来する場合について適用し、第四号施行日前に第九条の規定による改正前の信用金庫法(以下この条において「第四号旧信用金庫法」という。)第八十九条の二第一項において読み替えて準用する第四号旧金融商品取引法第三十七条の四第一項の特定預金等契約が成立したときその他内閣府令で定めるときが到来した場合については、なお従前の例による。

2 第四号新信用金庫法第八十九条の二第一項において読み替えて準用する第四号新金融商品取引法第三十七条の六第一項の規定は、第四号施行日以後に成立する同項に規定する特定預金等契約の解除について適用し、第四号施行日前に成立した第四号旧信用金庫法第八十九条の二第一項において読み替えて準用する第四号旧金融商品取引法第三十七条の六第一項に規定する特定預金等契約の解除については、なお従前の例による。

3 第四号新信用金庫法第八十九条の二第二項において読み替えて準用する第四号新金融商品取引法第三十七条の四の規定は、第四号施行日以後に同条の特定預金等契約が成立したときその他内閣府令で定めるときが到来する場合につい

て適用し、第四号施行日前に第四号旧信用金庫法第八十九条の二第二項において読み替えて準用する第四号旧金融商品取引法第三十七条の四第一項の特定預金等契約が成立したときその他内閣府令で定めるときが到来した場合については、なお従前の例による。

(長期信用銀行法の一部改正に伴う経過措置)

第二十五条 第十条の規定(附則第一条第四号に掲げる改正規定に限る。以下この項において同じ。)による改正後の長期信用銀行法(次項において「第四号新長期信用銀行法」という。)第十七条の二において読み替えて準用する第四号新金融商品取引法第三十七条の四の規定は、第四号施行日以後に同条の特定預金等契約が成立したときその他内閣府令で定めるときが到来する場合について適用し、第四号施行日前に第十条の規定による改正前の長期信用銀行法(次項において「第四号旧長期信用銀行法」という。)第十七条の二において読み替えて準用する第四号旧金融商品取引法第三十七条の四第一項の特定預金等契約が成立したときその他内閣府令で定めるときが到来した場合については、なお従前の例による。

2 第四号新長期信用銀行法第十七条の二において読み替えて準用する第四号新金融商品取引法第三十七条の六第一項の規定は、第四号施行日以後に成立する同項に規定する特定預金等契約の解除について適用し、第四号施行日前に成立した第四号旧長期信用銀行法第十七条の二において読み替えて準用する第四号旧金融商品取引法第三十七条の六第一項に規定する特定預金等契約の解除については、なお従前の例による。

(労働金庫法の一部改正に伴う経過措置)

第二十六条 第十一条の規定(附則第一条第四号に掲げる改正規定に限る。以下この項において同じ。)による改正後の労働金庫法(次項において「第四号新労働金庫法」という。)第九十四条の二において読み替えて準用する第四号新金融商品取引法第三十七条の四の規定は、第四号施行

日以後に同条の特定預金等契約が成立したときその他内閣府令・厚生労働省令で定めるときが到来する場合について適用し、第四号施行日前に第十一条の規定による改正前の労働金庫法(次項において「第四号旧労働金庫法」という。)第九十四条の二において読み替えて準用する第四号旧金融商品取引法第三十七条の四第一項の特定預金等契約が成立したときその他内閣府令・厚生労働省令で定めるときが到来した場合については、なお従前の例による。

2 第四号新労働金庫法第九十四条の二において読み替えて準用する第四号新金融商品取引法第三十七条の六第一項の規定は、第四号施行日以後に成立する同項に規定する特定預金等契約の解除について適用し、第四号施行日前に成立した第四号旧労働金庫法第九十四条の二において読み替えて準用する第四号旧金融商品取引法第三十七条の六第一項に規定する特定預金等契約の解除については、なお従前の例による。

(銀行法の一部改正に伴う経過措置)

第二十七条 第十二条の規定(附則第一条第四号に掲げる改正規定に限る。以下この項において同じ。)による改正後の銀行法(以下この条において「第四号新銀行法」という。)第十三条の四において読み替えて準用する第四号新金融商品取引法第三十七条の四の規定は、第四号施行日以後に同条の特定預金等契約が成立したときその他内閣府令で定めるときが到来する場合について適用し、第四号施行日前に第十二条の規定による改正前の銀行法(以下この条において「第四号旧銀行法」という。)第十三条の四において読み替えて準用する第四号旧金融商品取引法第三十七条の四第一項の特定預金等契約が成立したときその他内閣府令で定めるときが到来した場合については、なお従前の例による。

2 第四号新銀行法第十三条の四において読み替えて準用する第四号新金融商品取引法第三十七条の六第一項の規定は、第四号施行日以後に成立する同項に規定する特定預金等契約の解除に

ついて適用し、第四号施行日前に成立した第四号旧銀行法第十三条の四において読み替えて準用する第四号旧金融商品取引法第三十七条の六第一項に規定する特定預金等契約の解除については、なお従前の例による。

3 第四号新銀行法第五十二条の二の五において読み替えて準用する第四号新金融商品取引法第三十七条の四の規定は、第四号施行日以後に同条の特定預金等契約が成立したときその他内閣府令で定めるときが到来する場合について適用し、第四号施行日前に第四号旧銀行法第五十二条の二の五において読み替えて準用する第四号旧金融商品取引法第三十七条の四第一項の特定預金等契約が成立したときその他内閣府令で定めるときが到来した場合については、なお従前の例による。

4 第四号新銀行法第五十二条の四十五の二において読み替えて準用する第四号新金融商品取引法第三十七条の四の規定は、第四号施行日以後に同条の特定預金等契約が成立したときその他内閣府令で定めるときが到来する場合について適用し、第四号施行日前に第四号旧銀行法第五十二条の四十五の二において読み替えて準用する第四号旧金融商品取引法第三十七条の四第一項の特定預金等契約が成立したときその他内閣府令で定めるときが到来した場合については、なお従前の例による。

5 第四号新銀行法第五十二条の六十の十七において読み替えて準用する第四号新金融商品取引法第三十七条の四の規定は、第四号施行日以後に同条の特定預金等契約が成立したときその他内閣府令で定めるときが到来する場合について適用し、第四号施行日前に第四号旧銀行法第五十二条の六十の十七において読み替えて準用する第四号旧金融商品取引法第三十七条の四第一項の特定預金等契約が成立したときその他内閣府令で定めるときが到来した場合については、なお従前の例による。

(保険業法の一部改正に伴う経過措置)

第二十八条 第十四条の規定(附則第一条第四号に掲げる改正規定に限る。以下この項において同じ。)による改正後の保険業法(以下この条において「第四号新保険業法」という。)第九十九条第八項において準用する第十八条の規定(同号に掲げる改正規定に限る。以下この項において同じ。)による改正後の信託業法(次項から第四項まで及び附則第三十一条において「第四号新信託業法」という。)第二十四条の二において読み替えて準用する第四号新金融商品取引法第三十七条の六第一項の規定は、第四号施行日以後に成立する同項に規定する特定信託契約の解除について適用し、第四号施行日前に成立した第十四条の規定による改正前の保険業法(以下この条において「第四号旧保険業法」という。)第十九条第八項において準用する第十八条の規定による改正前の信託業法(次項から第四項まで及び附則第三十一条において「第四号旧信託業法」という。)第二十四条の二において読み替えて準用する第四号旧金融商品取引法第三十七条の六第一項に規定する特定信託契約の解除については、なお従前の例による。 2 第四号新保険業法第九十九条第八項において準用する第四号新信託業法第二十六条の規定は、第四号施行日以後に同条第一項の信託契約が成立する場合について適用し、第四号施行日前に第四号旧保険業法第九十九条第八項において準用する第四号旧信託業法第二十六条第一項の信託契約が成立した場合については、なお従前の例による。 3 第四号新保険業法第九十九条第八項において準用する第四号新信託業法第二十七条の規定は、第四号施行日以後に終了する計算期間同条に規定する計算期間をいう。)に係る同条の信託財産の状況その他の内閣府令で定める事項の情報の提供について適用し、第四号施行日前に終了する計算期間(第四号旧保険業法第九十九条第八項において準用する第四号旧信託業法第二十七条第一項に規定する計算期間をいう。)に係る	係る第四号旧保険業法第九十九条第八項において準用する第四号旧信託業法第二十七条第一項の信託財産状況報告書の作成及び交付については、なお従前の例による。 4 第四号新保険業法第九十九条第八項において準用する第四号新信託業法第二十九条第三項の規定は、第四号施行日以後に終了する同項の計算期間において同条第二項各号の取引をする場合における同条第三項の取引の状況その他の内閣府令で定める事項の情報の提供について適用し、第四号施行日前に終了する第四号旧保険業法第九十九条第八項において準用する第四号旧信託業法第二十九条第三項の計算期間において同条第二項各号の取引をした場合における同条第三項の取引の状況を記載した書面の作成及び交付については、なお従前の例による。 5 第四号新保険業法第百条の五の規定は、第四号施行日以後に終了する対象期間(同条第一項の規定により提供する同項に規定する運用実績連動型保険契約に基づいて運用する財産の運用状況その他の内閣府令で定める事項に係る情報に關し提供の対象となる期間をいう。)に係る当該情報の提供について適用し、第四号施行日前に終了する対象期間(第四号旧保険業法第百条の五第一項の規定により作成する運用報告書に關し作成の対象となる期間をいう。)に係る同項の運用報告書の作成及び交付については、なお従前の例による。 6 第四号新保険業法第三百条の二において読み替えて準用する第四号新金融商品取引法第三十七条の四の規定は、第四号施行日以後に同条の特定保険契約等が成立したときその他内閣府令で定めるときが到来する場合について適用し、第四号施行日前に第四号旧保険業法第三百条の二において読み替えて準用する第四号旧金融商品取引法第三十七条の四第一項の特定保険契約等が成立したときその他内閣府令で定めるときが到来した場合については、なお従前の例による。
(資産の流動化に関する法律の一部改正に伴う経過措置) 第二十九条 第十六条の規定による改正後の資産の流動化に関する法律第二百九条第一項において準用する第四号新金融商品取引法第三十七条の四の規定は、第四号施行日以後に募集等契約(資産対応証券資産の流動化に関する法律第二十一条に規定する資産対応証券をいう。)の募集等(同法第二百七条に規定する募集等をいう。)に關する契約又はその募集等の取扱いに關する契約をいう。以下この条において同じ。)が成立したときその他内閣府令で定めるときが到来する場合について適用し、第四号施行日前に募集等契約が成立したときその他内閣府令で定めるときが到来した場合については、なお従前の例による。 (農林中央金庫法の一部改正に伴う経過措置) 第三十条 第十七条の規定(附則第一条第四号に掲げる改正規定に限る。以下この項において同じ。)による改正後の農林中央金庫法(以下この条において「第四号新農林中央金庫法」という。)第五十九条の三において読み替えて準用する第四号新金融商品取引法第三十七条の四の規定は、第四号施行日以後に同条の特定預金等契約が成立したときその他主務省令で定めるときが到来した場合については、なお従前の例による。 2 第四号新農林中央金庫法第五十九条の三において読み替えて準用する第四号新金融商品取引法第三十七条の六第一項の規定は、第四号施行日以後に成立する同項に規定する特定預金等契約の解除について適用し、第四号施行日前に成	立した第四号旧農林中央金庫法第五十九条の三において読み替えて準用する第四号旧金融商品取引法第三十七条の六第一項に規定する特定預金等契約の解除については、なお従前の例による。 3 第四号新農林中央金庫法第五十九条の七において読み替えて準用する第四号新金融商品取引法第三十七条の四の規定は、第四号施行日以後に同条の特定預金等契約が成立したときその他主務省令で定めるときが到来する場合について適用し、第四号施行日前に第四号旧農林中央金庫法第五十九条の七において読み替えて準用する第四号旧金融商品取引法第三十七条の四第一項の特定預金等契約が成立したときその他主務省令で定めるときが到来した場合については、なお従前の例による。 4 第四号新農林中央金庫法第九十五条の五において読み替えて準用する第四号新金融商品取引法第三十七条の四の規定は、第四号施行日以後に同条の特定預金等契約が成立したときその他主務省令で定めるときが到来する場合について適用し、第四号施行日前に第四号旧農林中央金庫法第九十五条の五において読み替えて準用する第四号旧金融商品取引法第三十七条の四第一項の特定預金等契約が成立したときその他主務省令で定めるときが到来した場合については、なお従前の例による。 (信託業法の一部改正に伴う経過措置) 第三十一条 第四号新信託業法第二十四条の二において読み替えて準用する第四号新金融商品取引法第三十七条の六第一項の規定は、第四号施行日以後に成立する同項に規定する特定信託契約の解除について適用し、第四号施行日前に成立した第四号旧信託業法第二十四条の二において読み替えて準用する第四号旧金融商品取引法第三十七条の六第一項に規定する特定信託契約の解除については、なお従前の例による。 2 第四号新信託業法第二十六条(第四号新兼営

法第二条第一項において準用する場合を含む。
以下この項において同じ。の規定は、第四号施行日以後に第四号新信託業法第二十六条第一項の信託契約が成立する場合について適用し、第四号施行日前に第四号旧信託業法第二十六条第一項(第四号旧兼営法第二条第一項において準用する場合を含む。)の信託契約が成立した場合については、なお従前の例による。

3 第四号新信託業法第二十七条 第四号新兼営法第二条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。の規定は、第四号施行日以後に終了する計算期間(第四号新信託業法第二十七条に規定する計算期間をいう。)に係る同条の信託財産の状況その他の内閣府令で定める事項の情報の提供について適用し、第四号施行日前に終了する計算期間(第四号旧信託業法第二十七条第一項(第四号旧兼営法第二条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。))に規定する計算期間をいう。に係る第四号旧信託業法第二十七条第一項の信託財産状況報告書の作成及び交付については、なお従前の例による。

4 第四号新信託業法第二十九条第三項(担保付社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)第八条及び第四号新兼営法第二条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。の規定は、第四号施行日以後に終了する第四号新信託業法第二十九条第三項の計算期間において同条第二項各号(担保付社債信託法第八条及び第四号新兼営法第二条第一項において準用する場合を含む。)の取引をする場合における第四号新信託業法第二十九条第三項の取引の状況その他の内閣府令で定める事項の情報の提供について適用し、第四号施行日前に終了する第四号旧信託業法第二十九条第三項(担保付社債信託法第八条及び第四号旧兼営法第二条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。))の計算期間において第四号旧信託業法第

二十九条第二項各号(担保付社債信託法第八条及び第四号旧兼営法第二条第一項において準用する場合を含む。)の取引をした場合における第四号旧信託業法第二十九条第三項の取引の状況を記載した書面の作成及び交付については、なお従前の例による。
(株式会社商工組合中央金庫法の一部改正に伴う経過措置)

第三十二条 第十九条の規定(附則第一条第四号に掲げる改正規定に限る。以下この項において同じ。))による改正後の株式会社商工組合中央金庫法(次項において「第四号新商工組合中央金庫法」という。第二十九条において読み替えて準用する第四号新金融商品取引法第三十七条の四の規定は、第四号施行日以後に同条の特定預金等契約が成立したときその他主務省令で定めるときが到来する場合について適用し、第四号施行日前に第十九条の規定による改正前の株式会社商工組合中央金庫法(次項において「第四号旧商工組合中央金庫法」という。第二十九条において読み替えて準用する第四号旧金融商品取引法第三十七条の四の第一項の特定預金等契約が成立したときその他主務省令で定めるときが到来した場合については、なお従前の例による。)

2 第四号新商工組合中央金庫法第二十九条において読み替えて準用する第四号新金融商品取引法第三十七条の六第一項の規定は、第四号施行日以後に成立する同項に規定する特定預金等契約の解除について適用し、第四号施行日前に成立した第四号旧商工組合中央金庫法第二十九条において読み替えて準用する第四号旧金融商品取引法第三十七条の六第一項に規定する特定預金等契約の解除については、なお従前の例による。
(担保付社債信託法の一部改正)
第三十三条 担保付社債信託法の一部を次のように改正する。
第六十八条第三項中「による書面を交付せず」

を「に違反して、同項の規定による情報の提供をせず」に、「書面を交付した」を「情報の提供をした」に改める。
(国立国会図書館法の一部改正)

金融経済教育推進機構
金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律(平成十二年法律第百二号)

(消費生活協同組合法の一部改正)
第三十五条 消費生活協同組合法の一部を次のように改正する。
第九十八条の九第三号及び第四号を次のように改める。

三 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項(第二号及び第六号を除く。以下この号において同じ。))の規定に違反して、同項の規定による情報の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をした者
四 準用金融商品取引法第三十七条の四の規定に違反して、同条の規定による情報の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をした者

(中小企業等協同組合法の一部改正)
第三十六条 中小企業等協同組合法の一部を次のように改正する。
第一百二十二条の五第三号及び第四号を次のように改める。

三 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項(第二号及び第六号を除く。以下この号において同じ。))の規定に違反して、同項の規定による情報の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をした者
四 準用金融商品取引法第三十七条の四の規定に違反して、同条の規定による情報の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をした者

(地方税法の一部改正)
第三十七条 地方税法(昭和二十五年法律第二二十六号)の一部を次のように改正する。
第七十二条の五第一項第七号中「及び自動車

第三十四条 国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)の一部を次のように改正する。
別表第一株式会社日本貿易保険の項の次に次のように加える。

安全運転センターを、「自動車安全運転センター及び金融経済教育推進機構」に改める。
(商品先物取引法の一部改正)

第三十八条 商品先物取引法(昭和二十五年法律第二百三十九号)の一部を次のように改正する。
第二百二十条の三(見出しを含む。)、第二百四十条の十九(見出しを含む。))及び第三百七十三条第一号中「金融サービスの提供に関する法律」を「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に改める。
(宅地建物取引業法の一部改正)

第三十九条 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。
第五十条の二の四中「金融サービスの提供に関する法律」を「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に改める。
(租税特別措置法の一部改正)

第四十条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。
第三十七条の十一第二項第十三号中「第二十九条の四の二第九項」を「第二十九条の四の二第八項」に改める。
第三十七条の十三第一項第二号口中「第二十九条の四の二第十項」を「第二十九条の四の二第九項」に改める。

(行政事件訴訟法の一部改正)
第四十一条 行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第百三十九号)の一部を次のように改正する。
別表株式会社日本貿易保険の項の次に次のように加える。

金融経済教育推進機構	金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律(平成十二年法律第一号)
------------	---------------------------------------

(所得税法の一部改正)

第四十二条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一 漁船保険組合の項の次に次のように加える。

金融経済教育推進機構	金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律(平成十二年法律第一号)
------------	---------------------------------------

(法人税法の一部改正)

第四十三条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二 漁船保険組合の項の次に次のように加える。

金融経済教育推進機構	金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律(平成十二年法律第一号)
------------	---------------------------------------

(登録免許税法の一部改正)

第四十四条 登録免許税法の一部を次のように改正する。

別表第一 第四十一号(二)中「同項第六号の」の下に「電子募集業務若しくは」を加え、「第二十九条の四の第二十項を」第二十九条の四の二第九項に、「第二十九条の四の三第四項を」第二十九条の四の三第三項に改め、同表第四十八号中「金融サービスの提供に関する法律」を「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に改め、同表第五十号(二)中「第五条第一項第七号」を「第五条第一項第六号」に改める。

(住民基本台帳法の一部改正)

第四十五条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の十二の二の項中「金融サービスの提供に関する法律」を「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に改める。

(貸金業法の一部改正)

第四十六条 貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第三号及び第五号、第十条第一項第六号並びに第二十四条の二十七第一項第三号及び第五号中「金融サービスの提供に関する法律」を「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に改める。

(消費税法の一部改正)

第四十七条 消費税法(昭和六十二年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

別表第三 第一号の表 漁船保険組合の項の次に次のように加える。

金融経済教育推進機構	金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律(平成十二年法律第一号)
------------	---------------------------------------

(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正)

第四十八条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

別表第四十八号中「金融サービスの提供に関する法律」を「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に、「第四章」を「第六章」に改める。

別表第四十八号中「第六章」を「第七章」に改める。

(金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律の一部改正)

第五十条 金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律(平成十年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「第二十九条の四の二第九項」を「第二十九条の四の二第八項」に改める。

(特定融資枠契約に関する法律の一部改正)

第五十一条 特定融資枠契約に関する法律(平成十一年法律第四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第八号イ中「第二十九条の四の二第九項」を「第二十九条の四の二第八項」に改める。

(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正)

第五十二条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号)の一部を次のように改正する。

別表第二 第三十一号中「金融サービスの提供に関する法律」を「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に、「第八十八条第四号」を「第四百三十三条第四号」に改める。

(社債、株式等の振替に関する法律の一部改正)

第五十三条 社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第四十四条第一項第一号中「第二十九条の四の二第九項」を「第二十九条の四の二第八項」に改める。

(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正)

第五十四条 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第百四十号)の一部を次のように改正する。

別表第一 株式会社日本貿易保険の項の次に次のように加える。

金融経済教育推進機構	金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律(平成十二年法律第一号)
------------	---------------------------------------

(個人情報保護に関する法律の一部改正)

第五十五条 個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一 株式会社日本貿易保険の項の次に次のように加える。

金融経済教育推進機構	金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律(平成十二年法律第一号)
------------	---------------------------------------

(株式会社日本政策金融公庫法の一部改正)

第五十六条 株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第六十三条第二項中「及び第三十八条の二」を「第三十八条の二、第四十条の三の三及び第四十

条の三の四」に改める。

（資金決済に関する法律の一部改正）

第五十七条 資金決済に関する法律の一部を次のように改正する。

第一百二十二条第十一号及び第十二号を次のように改める。

十一 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定に違反して、同項の規定による情報の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をしたとき。

十二 準用金融商品取引法第三十七条の四の規定に違反して、同条の規定による情報の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をしたとき。

（公文書等の管理に関する法律の一部改正）

第五十八条 公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一株式会社日本貿易保険の項の次に次のように加える。

金融経済教育推進機構

金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）

（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の一部改正）

第五十九条 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第四項中「第四条第一項第二十七号」を「第四条第一項第二十八号」に改める。

（刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の一部改正）

第六十条 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第三百三十条（見出しを含む。）中「金融サービスの提供に関する法律」を「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に改め、同条のうち金融サービスの提供に関する法律第八十五条から第八十八条までの規定、第九十条及び第九十一条の改正規定中「第八十五条から第八十八条まで」を「第百四十条から第百四十三条まで」に、「第九十条及び第九十一条」を「第百四十五条及び第百四十七条」に改める。

（孤独・孤立対策推進法の一部改正）

第六十一条 孤独・孤立対策推進法（令和五年法律

律第 号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中「第四条第一項第三十四号」を「第四条第一項第三十五号」に改める。

附則第四条のうち内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四条第一項に一号を加える改正規定中「三十四 孤独・孤立対策」を「三十五 孤独・孤立対策」に改める。

（デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の一部改正）

第六十二条 デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第 号）の一部を次のように改正する。

附則第十七条（見出しを含む。）中「金融サービスの提供に関する法律」を「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に改め、同条のうち金融サービスの提供に関する法律第九十二条第三号の改正規定中「第九十二条第三号」を「第百四十八号第三号」に改める。

（金融庁設置法の一部改正）

第六十三条 金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第二十七号を第三十号とし、第二十三号から第二十六号までを三号ずつ繰り下げ、第二十二号の二を第二十五号とし、第二十二号の次に次の二号を加える。

二十三 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第八十二条第一項に規定する基本方針の策定及び推進に関すること。

二十四 金融経済教育推進機構の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること。

第四条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に定めるもののほか、金融庁は、前条第二項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる国民の安定的な資産形成（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第二条第六項に規定する資産形成をいう。）の支援に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な政策に関する事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。

第八条中「金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）」を「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に改める。

第二十條第一項中「金融サービスの提供に関する法律」を「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に改める。

第六十四条 金融庁設置法の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「第二条第六項」を「第一条の二第六項」に改める。

（内閣府設置法の一部改正）

第六十五条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「次条第一項第二十八号」を

「次条第一項第二十九号」に改める。

第四条第一項中第三十三号を第三十四号とし、第二十六号から第三十二号までを一号ずつ繰り下げ、第二十五号の次に次の一号を加える。

二十六 国民の安定的な資産形成（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第二条第六項に規定するものをいう。）の支援に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な政策に関する事項

第十一条中「第四条第一項第二十五号」の下に「及び第二十六号」を加え、「第四条第二項」を「第四条第三項」に、「及び」を「並びに」に改める。

第十一条の二中「第四条第一項第二十六号及び第二十七号」を「第四条第一項第二十七号及び第二十八号」に改める。

第十一条の三中「第四条第一項第二十八号から第三十号まで」を「第四条第一項第二十九号から第三十一号まで」に改める。

第四十一条の二第一項中「第四条第一項第三十一号」を「第四条第一項第三十二号」に改める。

第六十六条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二十六号中「第二条第六項」を「第一条の二第六項」に改める。

（罰則に関する経過措置）

第六十七条 この法律（附則第一条第三号及び第四号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第六十九条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この条において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

理由

我が国の金融及び資本市場をめぐる環境変化に対応し、金融サービスの顧客等の利便の向上及び保護を図るため、顧客等の最善の利益を勘案しつつ、誠実かつ公正に業務を遂行すべき義務の規定の整備、顧客等への契約締結前の説明義務等に係る規定の整備、インターネットを用いてファン

形態で出資を募り企業等に貸し付ける仕組みを取り扱う金融商品取引業者に係る規制の整備等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律案

情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律

（社債、株式等の振替に関する法律の一部改正）
第一条 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

目次	第四節 新投資口予約権の振替（第二百四十七條の二―第二百四十七條の四）
第五節 特定目的会社の新優先出資の引受権の振替（第二百四十八條・第二百四十九條）	
第六節 特定目的会社の転換特定社債の振替（第二百五十條―第二百五十二條）	
第七節 特定目的会社の新優先出資引受権付特定社債の振替（第二百五十三條―第二百五十五條）	
第八節 特別法人出資の振替（第二百四十七條の二―第二百四十七條の七）	
第九節 新投資口予約権の振替（第二百四十七條の八―第二百四十七條の四）	
第十節 特定目的会社の新優先出資の引受権の振替（第二百四十八條・第二百四十九條）	
第十一節 特定目的会社の転換特定社債の振替（第二百五十條―第二百五十二條）	
第十二節 特定目的会社の新優先出資引受権付特定社債の振替（第二百五十三條―第二百五十五條）	

（条）に改める。
五十五條）

第二条第一項第十七号の二を同項第十七号の三とし、同項第十七号の次に次の一号を加える。

十七の二 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券に表示されるべき権利（前三号に掲げるものを除く。）

第十一條第一項第四号及び第五号口中「第二百三十九條第一項」の下に、「第二百四十七條の二の三第一項」を加え、同条第二項中「同号」を「同条第二項第十三号」に、「第三章」を「次章」に改め、「第二百三十九條第一項」の下に、「第二

百四十七條の二の三第一項」を加える。

第十二條第二項及び第十九條中「第二百三十九條第一項」の下に、「第二百四十七條の二の三第一項」を加える。

第四十八條の表第十二條第二項の項中「第七條第一項及び第四項」の下に、「第二百二十七條の二十一第一項及び第三項」を、「第二百三十九條第一項」の下に、「第二百四十七條の二の三第一項」を加える。

第五十八條第九号、第十号及び第十九号から第二十一号までの規定中「第二百三十九條第一

項」の下に、「第二百四十七條の二の三第一項」を加え、同条第四十号中「又は第二百四十條第二項」を、「第二百四十條第二項、第二百四十七條の二の四第二項又は第二百四十七條の二の七第二項」に改める。

第六十九條の二第二項中「第一号の一定の日の一月前までに」を削り、同項第二号中「同号の一定の日まで」を、「通知者がこの項の通知を發した日から起算して、社債権者及び質権者の保護のため必要かつ適当なものとして主務省令で定める期間内」に改め、同条第三項中「同号の一定の日までに同項第二号」を「同項第二号の期間内に同号」に改める。

第二百二十七條の六第一項中「第一号の一定の日の一月前までに」を削り、同項第二号中「同号の一定の日まで」を、「通知者がこの項の通知を發した日から起算して、受益者及び質権者の保護のため必要かつ適当なものとして主務省令で定める期間内」に改め、同条第三項中「同号の一定の日までに同項第二号」を「同項第二号の期間内に同号」に改める。

第三百三十一條第一項中「第一号の一定の日の一月前までに」を削り、同項第二号中「同号の一定の日まで」を、「通知者がこの項の通知を發し

た日から起算して、株主及び登録株式質権者の保護のため必要かつ適当なものとして主務省令で定める期間内」に改め、同条第三項中「同号の一定の日までに同項第二号」を「同項第二号の期間内に同号」に改める。

第六十七條第一項中「第一号の一定の日の一月前までに」を削り、同項第二号中「同号の一定の日まで」を、「通知者がこの項の通知を發した日から起算して、新株予約権者及び質権者の保護のため必要かつ適当なものとして主務省令で定める期間内」に改め、同条第三項中「同号の一定の日までに同項第二号」を「同項第二号の期間内に同号」に改める。

第九十六條第一項中「第一号の一定の日の一月前までに」を削り、同項第二号中「同号の一定の日まで」を、「通知者がこの項の通知を發した日から起算して、振替新株予約権付社債権者及び質権者の保護のため必要かつ適当なものとして主務省令で定める期間内」に改め、同条第三項中「同号の一定の日までに同項第二号」を「同項第二号の期間内に同号」に改める。

第二百二十八條第二項の表第三百三十一條第一項の項を次のように改める。

第三百三十一條第一項		事項を	
第二百二十八條第二項の表第三百三十一條第五項の項中「」を削り、「同項各号」を「第一項各号」に改める。		事項を公告し、かつ、	
		次に掲げる事項	
		第一号	第一
		一月前までに当該振替株式	優先

号の一定の日において優先出
券（資産の流動化に関する法
二条第九項に規定する優先出
券をいう。以下同じ。）は無効
る旨及び次に掲げる事項

前までに公告し、かつ、当該
出資

優先出
する法
優先出
は無効
項を公

に改め、同表第百三十一条第五項の項中、「第一項第一号の一定の日の一月前までに」を削
り、「同項各号」を「第二項各号」に改める。

第十章第七節を同章第八節とし、同章第六節
を同章第七節とし、同章第五節を同章第六節と
する。

第二百四十七条の二を第二百四十七条の二の
八とする。

第十章第四節を同章第五節とし、同章第三節
の次に次の一節を加える。

第四節 特別法人出資の振替

（権利の帰属）

第二百四十七条の二 特別法人出資（第二条第
一項第十七号の二に規定する権利をいう。以
下同じ。）で振替機関が取り扱うもの（以下「振
替特別法人出資」という。）についての権利の
帰属は、この節の規定による振替口座簿の記
載又は記録により定まるものとする。

2 発行者が、その特別法人出資について第十
三条第一項の同意を与えるには、当該発行者
の役員の全部又は一部をもって構成される合
議体であつて業務執行の決定を行うものその
他の政令で定めるものの決定又は同意によら
なければならない。

次に掲げる事項を

第一号の一定の日において
資証券（資産の流動化に関
律第二条第九項に規定する
資証券をいう。以下同じ。）
となる旨及び次に掲げる事
告し、かつ、

（特別法人出資証券の不発行等）

第二百四十七条の二の二 振替特別法人出資に
ついては、特別法人出資証券（特別の法律に
より設立された法人の発行する出資証券をい
い、第二百二十七条第一項に規定する投資証
券、第二百三十四条第一項に規定する優先出
資証券及び第二百三十八条第一項に規定する
優先出資証券を除く。以下この条において同
じ。）を発行することができない。

2 振替特別法人出資の出資者は、当該振替特
別法人出資を取り扱う振替機関が第二十二
条第一項の規定により第三条第一項の指定を取
り消された場合若しくは第四十一条第一項の
規定により当該指定が効力を失った場合で
あつて当該振替機関の振替業を承継する者が
存しないとき、又は当該振替特別法人出資が
振替機関によつて取り扱われなくなつたとき
は、前項の規定にかかわらず、発行者に対
し、特別法人出資証券の発行を請求すること
ができる。

3 発行者が発行済みの特別法人出資について

第十三条第一項の同意を与えた場合には、特
別法人出資証券（公示催告手続が行われてい
るものを除く。）は、次条第一項において準用
する第百三十一条第一項第一号の一定の日に
おいて、無効とする。

4 次条第一項において準用する第百三十一条
第一項第一号の一定の日において公示催告手
続が行われている特別法人出資証券は、次条
第一項において準用する第百三十条第二項の
規定による増加の記載又は記録がされた日に
おいて、無効とする。

（特別法人出資に関する株式に係る規定の準
用）

第二百四十七条の二の三 第七章の規定（第百
二十八条、第百三十一条第二項、第百三十四

条から第百三十八条まで、第百四十五條第六
項、第百四十六條第六項、第百四十七條第三
項第二号から第四号まで及び第四項、第百四
十八條第四項、第百五十條第一項、第二項及
び第四項から第六項まで、第百五十一條第一
項第二号及び第三号並びに第二項第三号、第
百五十三條から第百五十八條まで、第百五十
九條の二から第百六十一条まで並びに第百六
十二条第一項第二号の規定を除く。次項にお
いて同じ。）は、特別法人出資について準用す
る。この場合において、次項に定める場合を
除き、これらの規定中次の表の上欄に掲げる
字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読
み替えるものとする。

数	口数
登録株式質権者	登録特別法人出資質権者
総数	総口数
振替数	振替口数
株主名簿	出資者原簿
発行総数	発行総口数
合計数	合計口数
超過数	超過口数
口座管理機関分制限数	口座管理機関分制限口数
特定被通知株主	特定被通知出資者

2 第七章の規定を特別法人出資について準用する場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同
表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技
術的読替えは、政令で定める。

第百二十九条第三項第二 号	商号及び発行者が種類株式発行 会社であるときは、振替株式の 種類	名称
第百二十九条第三項第三 号	数	口数（これに類するものを含 む。以下同じ。）

第百三十条第一項第二号	会社法第百五十二条第一項に規定する登録株式質権者		特別法人出資(第二百四十七条の二第二項に規定する特別法人出資をいう。以下同じ。)を質権の目的とした場合において、氏名又は名称及び住所並びに質権の目的である特別法人出資が出資者原簿(これに類するものを含む。以下同じ。)に記載され、又は記録された質権者(第二百四十七条の二の六の規定により出資者原簿に記載され、又は記録された質権者を除く。)		以下	事項を公告し、かつ、通知又は振替の申請	四 法人の成立後にその特別法人出資について第十三条第一項の同意を与える場合にあっては、第一号の一定の日において特別法人出資証券(第二百四十七条の二の二第一項に規定する特別法人出資証券をいう。以下同じ。)は無効となる旨	五 その他主務省令で定める事項	法人は、第一項第一号の一定の日において、同項に規定する特定の銘柄の	該
第百三十一条第一項	新設合併に際して振替株式を交付する場合その他の主務省令で定める場合にあつては、当該会社に準ずる者として主務省令で定めるもの。以下		事項を		通知	四 その他主務省令で定める事項	第百三十一条第四号	第百三十一条第四項	会社が第一項の振替株式に係る株式の発行者である場合において、同項第一号の一定の日までに第十三条第一項の同意を与えていないときは、速やかに、当該	

第百三十三条第二項	同項の	通知又は振替の申請	通知	第十三条第一項の
第百四十三条	当該通知又は当該振替の申請	当該通知	口座管理機関の口座にあつては、	
第百四十五条第一項	第百五十五条第一項に規定する買取口座を除き、口座管理機関の口座にあつては	消却された	消却され、又は払い戻された	
第百四十七条第三項及び第百四十八条第三項	会社法第百二十四条第一項	第百五十一条第一項第一号	配当又は特別法人出資の払戻し	経過したとき
第百四十九条	配当	経過したとき	顧客口座	加入者
第百五十一条第一項第一号	基準日を	顧客口座及び第百五十五条第一項に規定する買取口座	加入者(第百五十四条第三項第二号及び第百五十九条の二第二項第二号において「特別株主」という。)	第一項第一号、第二号
第百五十一条第二項第一号	加入者(第百五十四条第三項第二号及び第百五十九条の二第二項第二号において「特別株主」という。)	第一項第一号、第二号	出資者原簿に	第百三十一条第一項第一号の一定の日において公示催告手続(非訟事件手続法第百条に規定する公示催告手続をいう。)が行われている特別法人出資証券
第百五十二条第一項	会社法第百三十条第一項の規定による	株券喪失登録がされた株券		
第百五十九条第一項				

第百五十九条第二項		については、登録抹消日（会社法第二百三十条第一項に規定する登録抹消日をいう。以下この条において同じ。）まで	については、
登録抹消日において		同項の特別法人出資証券に係る除権決定の正本又は謄本その他の主務省令で定める書類を添付して請求があつた場合には、遅滞なく	当該請求を行った者
当該株式についての登録抹消日における株券喪失登録者（会社法第二百二十四条第一項に規定する株券喪失登録者をいう。）である名義人（同法第二百二十一条第三号に規定する名義人をいう。）その他の主務省令で定める者		請求者	請求者
登録抹消日までに		当該申出の日までに	請求者
名義人等			
名義人等			
第百五十九条第三項第一号			
(振替特別法人出資の消却に関する記載又は記録手続) 第二百四十七条の二の四 特定の銘柄（前条第一項において準用する第百二十九条第三項第二号に規定する銘柄をいう。第三項第二号、次条第一項及び第二百四十七条の二の七において同じ。）の振替特別法人出資について、他の法令の定めるところにより特別法人出資の消却をしようとする場合には、当該振替特別法人出資の発行者は、当該振替特別法人出資について抹消の通知をしなければならない。 この場合において、当該通知は、当該抹消によりその口座（顧客口座（前条第一項において準用する第百二十九条第二項第二号に規定す		る顧客口座をいう。第五項第一号及び第二百四十七条の二の七において同じ。）を除く。）において減少の記載又は記録がされる加入者の直近上位機関に対して行うものとする。 2 前項前段の通知があつた場合には、振替機関等は、第四項から第六項までの規定により示されたところに従い、当該通知に係る振替特別法人出資について、その備える振替口座簿における減少の記載若しくは記録又は通知をしなければならない。 3 発行者は、第一項前段の通知をする場合には、次に掲げる事項を示さなければならない。 1 当該抹消によりその口座において減少の記載又は記録がされる加入者の氏名又は名称及び当該口座 2 当該振替特別法人出資の銘柄及び口数（これに類するものを含む。以下この条、次条第一項及び第二百四十七条の二の七において同じ。） 3 第一号の口座において減少の記載又は記録がされるのが保有欄（前条第一項において準用する第百三十条第二項第一号イに規定する保有欄をいう。第二百四十七条の二の七において同じ。）であるか、又は質権欄（前条第二項において準用する同号ロに規定する質権欄をいう。以下この条及び第二百四十七条の二の七において同じ。）であるかの別 四 第一号の口座において減少の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、当該記載又は記録がされるべき振替特別法人出資についての出資者の氏名又は名称及び住所並びに第二号の口数のうち当該出資者ごとの口数 4 第一項前段の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。 一 前項第一号の口座の同項第三号の規定により示された欄における次に掲げる記載又は記録 イ 前項第二号の口数についての減少の記載又は記録 ロ イの減少の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、前項第四号の出資者ごとの口数の減少の記載又は記録 二 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第二号の規定により示された事項の通知 5 前項第二号の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。 一 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における第三項第二号の口数についての減少の記載又は記録 二 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第二号の規定により通知を受けた事項の通知 6 前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた振替機関等について準用する。 （発行者が誤つて振替特別法人出資の消却をした場合における取扱い） 第二百四十七条の二の五 発行者が第二百四十七条の二の三第一項において準用する第二百四十七条第一項又は第百四十八条第一項の規定により当該発行者に対抗することができないものとされた振替特別法人出資についてした特別法人出資の消却は、当該発行者が善意の場合であつても、当該銘柄の他の振替特別法人出資についての当該発行者に対抗することができない口数を減少させる効力を有しない。 2 前項に規定する特別法人出資の消却に際して出資者に金銭が支払われたときは、当該出資者は、発行者に対し、その金額の返還をする義務を負わない。 3 発行者は、第一項に規定する特別法人出資の消却をしたときは、前項に規定する金額の限度において、第二百四十七条の二の三第一項において準用する第二百四十七条第二項又は第百四十八条第二項の規定による出資者の振替機関等に対する権利を取得する。 （発行済みの特別法人出資を振替特別法人出資とする場合の特例） 第二百四十七条の二の六 発行者が法人の成立後に特別法人出資について第十三条第一項の同意を与えようとする場合には、当該特別法人出資の質権者（他の法令の定めるところにより、特別法人出資を質権の目的とした場合	

のとして内閣府令で定める部分を除く。」を加える。

第三十四条の三十四の五第三項中「上場会社等監査人名簿」の下に「（公衆の縦覧に供することにより個人の権利利益を害するおそれがあるものとして内閣府令で定める部分を除く。）」を加える。

第三十四条の四十一の見出しを「審判手続開始決定記録」に改め、同条第一項を次のように改める。

内閣総理大臣は、前条第一項の決定をした場合においては、内閣府令で定めるところにより、当該決定に係る電磁的記録（以下この条及び第三十四条の四十五において「審判手続開始決定記録」という。）を内閣府の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この章において同じ。）に備えられたファイル（第三十四条の五十七第二項第二号及び第三号を除き、以下この章において単に「ファイル」という。）に記録しなければならない。

第三十四条の四十一第二項中「審判手続開始の決定に係る決定書（次項及び第三十四条の四十五において「審判手続開始決定書」という。）」を「審判手続開始決定記録」に、「審判の」を「最初の審判手続の」に、「記載しなければ」を「記録しなければ」に改め、同条第三項中「審判手続開始決定書の謄本」を「審判手続開始決定記録」に改め、同条第四項中「審判」を「最初の審判手続」に改める。

第三十四条の四十二の次に次の一条を加える。

（映像と音声の送受信による通話の方法による審判手続）

第三十四条の四十二の二 審判官は、相当と認めるときは、被審人の意見を聴いて、内閣府令で定めるところにより、審判官及び被審人が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によつて、審判手続を行うことができる。

2 前項の場合には、当該被審人は、審判手続の期日に出頭したものとみなす。

第三十四条の四十三の見出しを「被審人の代理人等」に改め、同条第二項中「次項」を「以下この条」に改め、同条第三項中「審判」を「審判手続」に改め、同条に次の一項を加える。

4 指定職員は、第三十一条の第二項又は第三十四条の二十一の二第一項に規定する事実、法令の適用並びに納付すべき課徴金の額及びその計算の基礎について変更（内閣府令で定める範囲のものに限る。）の必要があると認めるときは、これを主張することができる。ただし、被審人の利益を害することとなる場合は、この限りでない。

第三十四条の四十四（見出しを含む。）中「審判」を「審判手続の期日」に改める。

第三十四条の四十五の見出しを「答弁書」に改め、同条第一項中「審判手続開始決定書の謄本」を「審判手続開始決定記録」に改め、同条第二項中「審判手続開始決定書に記載され」を「審判手続開始決定記録に記載され」に、「審判の期日前」を「最初の審判手続の期日（当該期日に変更された場合にあつては、変更後の期日）前」に、「審判の」を「審判手続の」に改める。

第三十四条の四十六の見出しを「意見の陳述」に改め、同条第一項中「審判」を「審判手続」に改める。

第三十四条の四十七第二項中「前項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 審判官は、次に掲げる場合であつて、相当と認めるときは、内閣府令で定めるところにより、審判官、被審人及び参考人が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によつて、前項の規定による審問を行うことができる。この場合においては、被審人も、当該方法によつて、その参考人に質問することができる。

一 参考人の住所、年齢又は心身の状態その他の事情により、参考人が審判手続の期日に出頭することが困難であると認める場合
二 事案の性質、参考人の年齢又は心身の状態、参考人と被審人との関係その他の事情により、参考人が審判官及び被審人が参考人を審問するために在席する場所において陳述するときは圧迫を受け精神の平穩を著しく害されるおそれがあると認める場合
三 被審人に異議がない場合

3 前項の場合には、当該参考人は、審判手続の期日に出頭したものとみなす。

2 審判官は、次に掲げる場合であつて、相当と認めるときは、内閣府令で定めるところにより、審判官及び被審人が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によつて、前項の規定による審問を行うことができる。

一 被審人の住所、年齢又は心身の状態その他の事情により、被審人が審判手続の期日に出頭することが困難であると認める場合
二 事案の性質、被審人の年齢又は心身の状態その他の事情により、被審人が審判官が被審人を審問するために在席する場所において陳述するときは圧迫を受け精神の平穩を著しく害されるおそれがあると認める場合
三 被審人に異議がない場合

第三十四条の四十九第一項中「審判に際し」を「審判手続において」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前項の規定により提出された物件（民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する書面等に限る。）については、第三十四条の五十八において準用する同法第百三十二条の十三（各号を除く。）の規定は、適用しない。
第三十四条の五十第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 審判官は、相当と認めるときは、内閣府令で定めるところにより、審判官、被審人及び鑑定人が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によつて、前項の規定による審問を行うことができる。この場合においては、被審人も、当該方法によつて、その鑑定人に質問することができる。

第三十四条の五十三第二項から第五項までの規定中「あん分して」を「按分して」に改め、同条第七項中「文書によつて」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、当該決定に係る電磁的記録をファイルに記録しなければならない。

第三十四条の五十三第八項中「決定書」を「電磁的記録」に、「記載しなければ」を「記録しなければ」に改め、同条第九項中「決定書」を「電磁的記録」に、「の謄本」を「について第三十四条の五十五の二の規定による書面を発し、又は第三十四条の五十五において準用する民事訴訟法第百九条の二第一項本文の規定による通知」に改め、同条第十項中「決定書の謄本」を「電磁的記録」に改める。

第三十四条の五十四の見出しを「（送達書類等）」に改め、同条中「書類」の下に「又は電磁的記録」を加える。

第三十四条の五十五の見出し中「準用」を「送達に係る規定の準用」に改め、同条中「書類」の下に「又は電磁的記録」を加え、「第百条第一項、第百一条、第百二条の二、第百三条、第百五条、第百六条、第百七条第一項（第二号及び第三号を除く。）及び第三項並びに第百八条を「から第百一条まで及び第百二条の二から第百九条の四まで」に改め、「において」の下に「これらの規定中「受訴裁判所」とあるのは「内閣総理大臣又は審判官」とを加え、「同法第百一条第一項」を「同条第二項中最高裁判所規則」とある

のは「内閣府令」と、「ファイル」とあるのは「ファイル」（公認会計士法第三十四条の四十一第一項に規定するファイル）をいう。第九十九条において同じ。」と、「同項の書面」とあるのは「前項の書面」と、同法第一百一条第一項に、「あり、及び」を「あるのは」審判手続の事務を行う職員」と、同法第一百四十一条第一項中「当事者、法定代理人又は訴訟代理人」とあるのは「被審人又はその代理人」と、「金融庁の」を「審判手続の事務を行う」に改め、「職員」の下に「と、同項第三号中「訴訟記録」とあるのは「事件記録」を、「審判官」との下に「同法第九十九条の二第一項及び第二項並びに第九十九条の三第一号中「最高裁判所規則」とあるのは「内閣府令」と、同法第九十九条の四第一項中「第三百三十二条の十一第一項各号に掲げる者」とあるのは「代理人（弁護士、弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人である者に限る。）」と、「第九十九条の二第一項の」とあるのは「同項の」とを加え、同条の次に次の一条を加える。 （課徴金納付命令の決定等に係る電磁的記録の送達の特則） 第三十四条の五十五の二 第三十四条の五十三第十項の規定による送達は、前条において準用する民事訴訟法第九十九条の規定にかかわらず、第三十四条の五十三第七項に規定する決定に係る電磁的記録に記録されている事項を記載した書面であつて審判手続の事務を行う職員が内閣府令で定める方法により当該書面の内容が当該電磁的記録に記録されている事項と同一であることを証明したもの又は前条において準用する同法第九十九条の二第一項本文の規定による方法（同項の規定により送達をすることができる場合に限る。）により行う。 第三十四条の五十六第一項第一号中「場合」の下に「（第三十四条の五十五において準用する民事訴訟法第九十九条の二第一項の規定により送達をすることができる場合を除く。）」を加え、同	項第二号中「前条」を「第三十四条の五十五に改め、（第二号及び第三号を除く。）」を削り、同項第三号中「送達に」を「書類の送達に」に、「前条」を「第三十四条の五十五」に改め、同項第四号中「前条」を「第三十四条の五十五」に改め、同条第二項を次のように改める。 2 公示送達は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を内閣府令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、当該事項が記載された書面を金融庁に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができ、状態に置く措置をとることににより行う。 一 書類の公示送達 審判手続の事務を行う職員が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべきこと。 二 電磁的記録の公示送達 審判手続の事務を行う職員が、送達すべき電磁的記録に記録された事項につき、いつでも送達を受けるべき者に第三十四条の五十五において準用する民事訴訟法第九十九条の規定による書面若しくは前条の規定による書面を交付し、又は第三十四条の五十五において準用する同法第九十九条の二第一項本文に規定する措置をとるとともに、同項本文の規定による通知を発すべきこと。 第三十四条の五十六第三項中「の規定による掲示を始めた」を「に規定する措置を開始した」に改める。 第三十四条の五十七を削る。 第三十四条の五十八中「事件記録」を「非電磁的事件記録（事件記録中次項第一号に規定する電磁的事件記録を除いた部分をいう。）」に、「若しくは謄写又は第三十四条の五十三第七項に規定する決定に係る決定書の謄本若しくは抄本の交付」を「又は謄写」に改め、同条に次の二項を加える。
2 利害関係人は、内閣総理大臣に対し、審判手続開始の決定後、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる行為を求めることができる。 一 電磁的事件記録（事件記録中この法律その他の法令の規定によりファイルに記録された事項に係る部分をいう。次号において同じ。）の内容を内閣府令で定める方法により表示したものを閲覧すること。 二 電磁的事件記録に記録されている事項を内閣府令で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の内閣府令で定める方法により複写すること。 三 第三十四条の五十三第七項に規定する決定に係る電磁的記録に記録されている事項の全部若しくは一部を記載した書面であつて審判手続の事務を行う職員が内閣府令で定める方法により当該書面の内容が当該事項と同一であることを証明したものを交付し、又は同項に規定する決定に係る電磁的記録に記録されている事項の全部若しくは一部を記録した電磁的記録であつて審判手続の事務を行う職員が内閣府令で定める方法により当該電磁的記録の内容が当該事項と同一であることを証明したものを内閣府令で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の内閣府令で定める方法により提供すること。 3 内閣総理大臣は、前二項の規定による求めがあつたときは、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正當な理由があるときでなければ、これを拒むことができる。 第三十四条の五十八を第三十四条の五十七とし、同条の次に次の一条を加える。 （民事訴訟法の申立て等に係る規定の準用） 第三十四条の五十八 審判手続における申立てその他の申述については、民事訴訟法第三百三	十二条の十、第三百三十二条の十一（第一項各号を除く。）、第三百三十二条の十二（第一項各号を除く。）及び第三百三十二条の十三各号を除く。）の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「民事訴訟に関する手続」とあるのは「審判手続」と、「最高裁判所規則」とあるのは「内閣府令」と、「裁判所書記官は」とあるのは「審判手続の事務を行う職員は」と、「事項（次の各号に掲げる場合における当該各号に定める事項を除く。）」とあるのは「事項」と、同法第三百三十二条の十第一項中「裁判所」とあるのは「内閣総理大臣又は審判官」と、「当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官」とあるのは「審判手続の事務を行う職員」と、「ファイル」とあるのは「ファイル（公認会計士法第三十四条の四十一第一項に規定するファイル）」をいう。 以下この章において同じ。」と、同条第三項中「当該裁判所」とあるのは「内閣総理大臣又は審判官」と、同法第三百三十二条の十一第一項中「次の各号に掲げる者」とあるのは「代理人（弁護士、弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人である者に限る。次項及び第三項において同じ。）」と、「それぞれ当該各号に定める事件の申立て等」とあるのは「申立て等」と、同条第二項中「前項各号に掲げる者」とあり、及び同条第三項中「同項各号に掲げる者」とあるのは「代理人」と、同項中「裁判所」とあるのは「内閣府」と、同法第三百三十二条の十三中「裁判所」とあるのは「内閣総理大臣又は審判官」と読み替えるものとする。 第五十二条の三第一項及び第五十三条の三第二号中「第三十四条の四十七第二項又は第三十四条の五十三第三項」を「第三十四条の四十七第四項又は第三十四条の五十四第四項」に改める。 （投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正） 第三条 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）の一部を次のよ

うに改正する。

第百八十九条第三項中「投資法人登録簿」の下に「公衆の縦覧に供することにより個人の権利利益を害するおそれがあるものとして内閣府令で定める部分を除く。」を加える。

（資産の流動化に関する法律の一部改正）

第四条 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項を削り、同条第二項中「特定目的会社名簿に」を削り、「登録しなければ」を登録した特定目的会社名簿を備えなければ」に改め、同項を同条第二項とし、同条に次の一項を加える。

2 内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、特定目的会社名簿（公衆の縦覧に供することにより個人の権利利益を害するおそれがあるものとして内閣府令で定める部分を除く。）を公衆の縦覧に供しなければならぬ。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第六条の規定 公布の日

二 第二条中公認会計士法第一条の三第一項の改正規定、同法第三十四条の四十一第二項の改正規定（「審判の」を「最初の審判手続の」に改める部分に限る。）、同条第四項の改正規定、同法第三十四条の四十二の次に一条を加える改正規定、同法第三十四条の四十三の見出し並びに同条第二項及び第三項の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第三十四條の四十四（見出しを含む。）及び第三十四條の四十五の見出しの改正規定、同条第二項の改正規定（「審判手続開始決定書に記載され」を「審判手続開始決定記録に記載され」に改める部分を除く。）並びに同法第三十四条の

四十六の見出し及び同条第一項並びに同法第三十四條の四十九第一項の改正規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第二条中公認会計士法第三十四条の四十一の見出し及び同条第一項の改正規定、同条第二項の改正規定（「審判の」を「最初の審判手続の」に改める部分を除く。）、同条第三項及び同法第三十四条の四十五第一項の改正規定、同条第三項の改正規定（「審判手続開始決定書に記載され」を「審判手続開始決定記録に記載され」に改める部分に限る。）、同法第三十四条の四十七第二項の改正規定、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に二項を加える改正規定、同法第三十四条の四十八に一項を加える改正規定、同法第三十四条の四十九に一項を加える改正規定、同法第三十四条の五十三第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に一項を加える改正規定、同法第三十四条の五十三第七項から第十項まで、第三十四条の五十四（見出しを含む。）及び第三十四条の五十五（見出しを含む。）の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第三十四条の五十六第一項から第三項までの改正規定、同法第三十四条の五十七を削る改正規定、同法第三十四条の五十八の改正規定、同条に二項を加える改正規定、同条を同法第三十四条の五十七とし、同条の次に一条を加える改正規定並びに同法第五十二条の三第一項及び第五十三條の三第二号の改正規定並びに次条から附則第四条までの規定 公布の日から起算して三年六月を超えない範囲内において政令で定める日

（公認会計士法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第二条の規定（前条第三号に掲げる改正規定に限る。次条において同じ。）による改正後の公認会計士法（次条及び附則第四条において「新公認会計士法」という。）第三十四条の四十一第一項から第三項まで及び第三十四条の四十五

の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この条から附則第四条までにおいて「第三号施行日」という。）以後に公認会計士法第三十四条の四十一第一項に規定する決定が行われる審判手続について適用し、第三号施行日前に当該決定が行われた審判手続については、なお従前の例による。

第三条 新公認会計士法第三十四条の五十三第七項から第十項までの規定は、第三号施行日以後に同条第七項に規定する決定が行われる審判手続について適用し、第三号施行日前に第二條の規定による改正前の公認会計士法第三十四条の五十三第七項に規定する決定が行われた審判手続については、なお従前の例による。

第四条 新公認会計士法第三十四条の五十八において準用する民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第百三十二条の十一（第一項各号を除く。）の規定は、第三号施行日以後に公認会計士法第三十四条の四十第一項に規定する決定が行われる審判手続について適用する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第七条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この条において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

理由

近年の情報通信技術の進展及び投資者の多様化をはじめとする資本市場を取り巻く環境の変化に

対応し、資本市場の効率化及び活性化を図るため、特別法人出資証券のデジタル化、既存株主の口座情報を求める通知に係る期間の規定の見直し等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。